

平成31年せたな町議会予算審査特別委員会 第1号

平成31年3月4日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 委員長の互選について
- 3 副委員長の互選について

○出席委員（10名）

委員長 平澤 等 君	副委員長 石原 広務 君
委員 細川 伸男 君	委員 神田 和浩 君
委員 本多 浩 君	委員 榊田 道廣 君
委員 大湯 圓郷 君	委員 真柄 克紀 君
委員 大野 一男 君	委員 熊野 主税 君

○欠席委員（0名）

- 1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 丹羽 小百合 君
次 長 上野 朋広 君
事務局 総務係 原田 翔太 君

開会 午後１時５１分

○臨時委員長（大湯圓郷君） 臨時に委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。
ただ今の出席委員は１０名で定足数に達しておりますので本特別委員会は成立しました。
よって、せたな町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第１、会議録署名委員の指名を行います。臨時委員長において本多浩委員、石原広務委員を会議録署名委員に指名いたします。なお、この指名は本特別委員会開会中の指名いたします。

整理番号第２、委員長の互選を行います。互選の方法についてお諮りします。

議会運営委員会で確認のとおり投票により行います。

この方法にご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 異議なしと認めます。

委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（大湯圓郷君） ただ今の出席委員は１０名です。

次に立会人を指名します。

臨時委員長において、立会人に榊田委員、真柄委員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。窓側席の委員から順次投票願います。

（投票）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。榊田委員、真柄委員立ち会いをお願いします。

（開票）

○臨時委員長（大湯圓郷君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、これは出席委員数と符合しています。そのうち有効投票 10 票、無効投票はありません。有効投票のうち平澤等委員 10 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって平澤等委員が委員長に当選されました。
委員会室の出入り口を開きます。

（委員会室開鎖）

○臨時委員長（大湯圓郷君） ただ今委員長に当選されました平澤委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

平澤委員に申し上げます。委員長に就任承諾の発言をお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 皆様のご推挙をいただきまして、謹んで予算委員会の委員長の職務を受けさせていただきます。委員皆様方の絶大なるご理解とご協力をお願い申し上げます。特別委員会をスムーズに進めてまいりたいと思いますので、重ねてご協力方よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○臨時委員長（大湯圓郷君） ありがとうございます。

これで臨時委員長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

終わります。

平澤委員長と代ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 0 0 分

○委員長（平澤 等君） 会議を再開いたします。

整理番号第 3、副委員長の互選を行います。

互選の方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○委員長（平澤 等君） ただ今の出席委員は 10 名です。

次に立会人を指名いたします。

委員長において立会人に榊田委員、真柄委員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○委員長（平澤 等君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（平澤 等君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○委員長（平澤 等君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

よろしいですか。ただ今から投票を行います。窓側席の委員から順次投票願います。

(投票)

○委員長（平澤 等君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長（平澤 等君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。

梶田委員、真柄委員立会をお願いいたします。

(開票)

○委員長（平澤 等君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席委員数と符合しております。そのうち有効投票10票。無効はありません。有効投票のうち、石原委員9票、大野委員1票でございます。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、石原委員が副委員長に当選されました。

委員会室の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長（平澤 等君） ただ今、副委員長に当選されました石原委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

石原委員に申し上げます。副委員長に就任承諾のご発言をお願いいたします。

○副委員長（石原広務君） 皆様のご推挙をいただきまして、特別委員会の副委員長、大役ですが、仰せつかることにします。いろいろ慎重に何かあれば委員長と協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（平澤 等君） ありがとうございます。第1回本特別委員会はこれで会議を閉じます。

次回、本特別委員会は3月12日から予定しています。おって再開時間はお知らせしますので、議場に参集願います。

これにて散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午後2時05分

委員会条例第 28 条の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 22 日

臨時委員長 大 湯 圓 郷

委員長 平 澤 等

署名委員 本 多 浩

署名委員 石 原 広 務

平成31年せたな町議会予算審査特別委員会 第2号

平成31年3月12日（火曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 議案第33号 指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）
- 2 議案第34号 指定管理者の指定について（国民宿舎「あわび山荘」）
- 3 議案第35号 指定管理者の指定について（瀬棚高齢者グループホームあさなぎ）
- 4 議案第36号 指定管理者の指定について（せたな町米乾燥貯蔵施設）
- 5 議案第37号 指定管理者の指定について（せたな町玄米ばら集出荷施設）
- 6 議案第38号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 7 議案第1号 平成31年度せたな町一般会計予算
- 8 議案第2号 平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 9 議案第3号 平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 10 議案第4号 平成31年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 11 議案第5号 平成31年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 12 議案第6号 平成31年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 13 議案第7号 平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 14 議案第8号 平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 15 議案第9号 平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 16 議案第10号 平成31年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 17 議案第11号 平成31年せたな町瀬棚港旅客施設事業特別予算
- 18 議案第12号 平成31年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（10名）

委員長 平澤 等 君	副委員長 石原 広務 君
委員 細川 伸男 君	委員 神田 和浩 君
委員 本多 浩 君	委員 榊田 道廣 君
委員 大湯 圓郷 君	委員 真柄 克紀 君
委員 大野 一男 君	委員 熊野 主税 君

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高 橋 貞 光 君
教育委員会	教育長	成 田 円 裕 君

農 業 委 員 会 会 長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会委員長	大	坪	観	誠	君
代 表 監 査 委 員	残	間		正	君

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木	正	則	君
総 務 課 長	原		進	君
まちづくり推進課長	小 板 橋		司	君
財 政 課 長	西 村	晋	悟	君
税 務 課 長	樋 口		靖	君
町 民 児 童 課 長	吉 崎	照	人	君
認 定 こ ど も 園 長	鎌 田	郁	美	君
保 健 福 祉 課 長	福 士	裕	継	君
農 務 課 長	佐 藤	英	美	君
農 務 課 参 事	木 村	充	弘	君
水 産 林 務 課 長	横 川	洋	二	君
建 設 水 道 課 長	丹 羽		優	君
会 計 管 理 者	三 浦	孝	史	君
国保病院事務局長	横 川		忍	君
総 務 課 長 補 佐	高 橋		純	君
まちづくり推進課長補佐	神 田		昌	君
財 政 課 長 補 佐	河 原	泰	平	君
税 務 課 長 補 佐	濱 登	幸	恵	君
町 民 児 童 課 長 補 佐	坂 谷	洋	二	君
認 定 こ ど も 園 副 園 長	伊 藤	悦	子	君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	濱 口	喜	秋	君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	浜 高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長 内		京	君
農 務 課 長 補 佐	吉 田	有	哉	君
水 産 林 務 課 長 補 佐	八 木	忠	義	君
水 産 林 務 課 長 補 佐	手 塚	清	人	君
水産種苗育成センター副所長	栄 田	武	志	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	松 本	健	裕	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	平 田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中 川		讓	君
総 務 課 主 幹	小 林	和	仁	君

財 政 課 主 幹	黒	澤	美 知 子	君
財 政 課 主 幹	井	村	裕 行	君
町 民 児 童 課 主 幹	萩	原	千 明	君
保 健 福 祉 課 主 幹	古	守	亜 珠	君
保 健 福 祉 課 主 幹	竹	内	亜 希 子	君
建 設 水 道 課 主 幹	川	上	佳 隆	君
建 設 水 道 課 主 幹	金	澤	喜 嗣	君
建 設 水 道 課 主 幹	高	橋	真 一	君
建 設 水 道 課 主 幹	鈴	木	涼 平	君
職 員 厚 生 係 長	尾	野	裕 也	君
地 域 生 活 係 長	岡	島	讓 二	君
防 災 係 長	斉	藤	哲 章	君
まちづくり推進係長	松	原	孝 樹	君
広 報 統 計 係 長	伊	藤	哲 史	君
商 工 労 働 観 光 係 長	撫	養	和 伯	君
経 理 入 札 係 長	小	林	朱 央	君
課 税 係 長	尾	野	真 也	君
徴 収 係 長	伊	瀬	亮	君
戸 籍 年 金 係 長	稲	船	奈 穂 子	君
児 童 福 祉 係 長	小	池	秀 樹	君
国 保 医 療 係 長	中	山	康 春	君
障 が い 福 祉 係 長	平	田	慎 太 郎	君
保 健 推 進 係 長	垣	本	利 子	君
地 域 支 援 係 長	金	澤	早 苗	君
居 宅 介 護 支 援 係 長	今	川	勇 吾	君
耕 地 係 長	斉	藤	真 志	君
畜 産 係 長	稲	船	洋 裕	君
水産種苗育成センター業務係長	池	田	裕 之	君
水 道 係 長	大	野	秀 幸	君
出 納 係 長	山	川	彩 子	君
庶 務 係 長	近	藤	智 博	君
医 事 係 長	三	浦	三 津 技	君

《大成総合支所》

支 所 長	佐 野	英 也	君
次 長	佐 々 木	正 人	君
大成診療所事務長	古 守	幸 治	君

主	幹	藤	谷	知	昭	君
主	幹	奥	村	大	樹	君
主	幹	水	野	万	寿	夫
大 成 保 育 園	長	國	井	美	千	代
住 民 係	長	村	井	貴	大	君
福 祉 係	長	藤	谷		希	君

《瀬棚総合支所》

支 所	長	関		功	悦	君
養護老人ホーム三杉荘	所長	上	野	宏	行	君
次	長	増	田	和	彦	君
養護老人ホーム三杉荘	次長	平	賀	英	治	君
瀬 棚 診 療 所 事 務	長	古	畑	英	規	君
主	幹	谷	川	一	志	君
主	幹	栗	谷	一	樹	君
瀬 棚 保 育 所	長	沼	口	恵	子	君
住 民 係	長	河	野	葉	子	君
福 祉 係	長	原	田		宰	君
産 業 係	長	油	谷	好	彦	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	杉	村		彰	君
大成教育事務所	長	荻	原	勝	幸
瀬棚教育事務所	長	杉	村	輝	明
学校給食センター	副所長	久	津	間	智
主	幹	山	本		亨
総 務 係	長	長	内	解	人

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西	田	良	子	君
---------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原		進	君
書 記 次 長	高	橋		純

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹	羽	小	百	合
---------	---	---	---	---	---

次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

再開 午前１０時００分

○委員長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

出席委員１０名で定足数に達していますので、予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本特別委員会に付託された議案第１号から第１２号までと議案第３３号から議案第３８号までの計１８件の議案審査に入ります。先に一般議案から審議いたします。提案理由は３月４日第１回定例会で説明済みですので内容説明からいたします。

整理番号第１、議案第３３号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは議案その３の１ページでございます。議案第３３号指定管理者の指定についてご説明いたします。温泉ホテルきたひやまの指定管理期間は本年３月末をもって終了することから、このたび新たに指定管理者を募集したところ１件の申し込みがありまして、先般開催の選定委員会におきまして指定管理者の候補者が選定されたところでございます。よって地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。公の施設の名称は、温泉ホテルきたひやま、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、株式会社北檜山観光振興公社、住所は、久遠郡せたな町北檜山区徳島４番地１６、指定の期間は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までとなっております。

以上で説明終了します。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 指定管理者の指定について、この３番目の指定の期間、平成３１年４月１日から３２年３月３１日まで１カ年、これはホテル側から複数年なりの要望がない。あるいは町の考えのとなのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 指定の期間につきましては、町の考え方ですし、それに対する北檜山観光振興公社からの要望はありません。

○委員長（平澤 等君） ほかにございませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） この指定するということについては別にダメだとかではなくて、この指定にあたりまして募集の要綱なり、前も出ましたけどありますよね。その中に見積り等を取っていると。それを精査して協議した結果、指定にしたいということでこれ提案してると思うんですけども、できれば予算書あるのであれば提出してもらいたいと思いますけども、いかがですか詳細について。なぜかという総務常任委員の資料も私たち貰ってますけども、これからやるあわび山荘、それと温泉ホテルきたひやまについては大枠の予算しか総務常任委員会では付いてませんけども、中身の詳細についても上げてもらわないと私たち見て審議するにして

も、例えば人件費が幾ら、これ1本しか上がってないものですから、その人件費についても、例えば常勤が何人で、非常勤が何人で、パートが何人とかそういうものが多分出てると思うんですよ。そういう出てるものをきちんと出してもらわないと私方はいろいろ中身を見るにしても、項目1本しか上がってないので詳細については全くわかりませんので、その辺のことがありますので、それを出してもらいたいと思いますけれどもいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 細川委員に申し上げます。資料を求めるということでよろしいですか。

○委員（細川伸男君） はい。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 今すぐ手元にはありませんので、のちほどということでもよろしいでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ということはそういう資料があるということで理解してよろしいんですね。例えばあわび山荘であれば、総務常任委員会の人方も皆知ってますけども、かなり詳しく燃料費であれば何がなんぼ、何がなんぼとそういうものまで全部書いてちゃんと提出してるんで、温泉ホテルだけはそういう詳細までは載ってないんで、町で審議するに当たってそういう詳細も今の小板橋課長の話であれば、あとでということは温泉ホテルにあるのか、町で協議するのにそういう詳細まできちんと見ないで指定管理をするわけないと思いますので、その辺は今手元にないと言っていましたけども、手元になれば困る話じゃないですか。これ温泉ホテル行ってもらってくるんですか、詳細。その辺もう一度。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 31年度の事業計画書それには収支の予算書が付いているんですけども、そこに給与の例えば、常勤が何人、臨職が何人というそこまでの細かな予算書ではありませんけども、内訳の付いた予算書はうちに提出されてますので、それをのちほど提出したいと思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） のちほどと言われても質問をするにあたって、今手元にあるというんですからコピーでも出したらいかがですか。あるんでしょ。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時15分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今細川委員から求められた資料についてはのちほどお示しします。

そのほかご意見ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第２、議案第３４号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それでは議案その３でございます。議案第３４号指定管理者の指定についてご説明いたします。国民宿舎あわび山荘の指定管理につきましては、このたび公募しましたが期日までに応募がありませんでした。しかしながら、このままでは３月３１日をもってあわび山荘の宿泊部門を閉鎖することになりますが、宿泊予約が数カ月先まであること。また従業員の解雇までに２カ月を切っていることなどから、町としましては平成３１年をあわび山荘の宿泊部門の閉鎖に向けた整理期間としました。町は公の施設に係る指定管理者の指定と手続き等に関する条例第５条第１項第２項の公募によらない指定管理者選定により、これまで長年国民宿舎あわび山荘を管理してきた一般財団法人貝取潤温泉公社を、平成３１年中に宿泊部門閉鎖に向けて整理するという条件付きで選定をお願いしまして、このたび選定をいただきました。よって地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。公の施設の名称は、国民宿舎あわび山荘、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、一般財団法人貝取潤温泉公社、住所は、久遠郡せたな町大成区貝取潤３８８番地、指定の期間は平成３１年４月１日から平成３０年３月３１日までとなっております。なお貝取潤温泉公社とは、平成３１年１０月末をめどに宿泊部門を閉鎖すること。温泉部門は町が引き続き直営で続けますけれども、解散と合わせて平成３１年度中に町に引き継ぐものとする。貝取潤温泉公社の解散に伴う負債等整理の金額は、その設置等の経緯を踏まえ全額町が負担する。これらを町と公社で合意しているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 今朝の新聞に高橋町長は、町が今後も長期間多額の指定管理料を負担し続ける状況は町民の理解を得られないというふうに述べておられます。新聞でそう発表されておりますけれども、指定管理料を今後も長年にわたって出すことはできないというのは、あ

わび山荘だけですか。ということは当然ほかの温泉公社等も含めてそういう思いがあるのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 今朝の新聞につきましては、昨日の町長の一般質問の答弁のことを要約して書いているものと思いますけれども、確か町長は20年、30年、40年長く多額の指定管理料を払えないと言っていたかと思うんですけども、多額というのは今の1,600万のことだと思いますけれども、去年までは1,300万、1,400万でしたので、1,600万それ以上続けることは難しいということの答弁を書いた新聞記事のことだと思います。

○委員長（平澤 等君） 榊田委員。

○委員（榊田道廣君） これは当然あわび山荘の件ですけれども、こういうふうになりますと当然あわび山荘だけではなく、温泉ホテル等も同じ対象に今後なるというふうに捉えていいんですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 今回は1,600万でしたけれども、幾らなのかわかりませんけれども、その辺の額が多額の指定管理だということにはなると思います。

○委員長（平澤 等君） 榊田委員。

○委員（榊田道廣君） 今課長から説明ありましたが、今年度、公募によらない指定管理ということで、本年10月末をもって宿泊部門の閉鎖、またそういう話になっておるようすけれども、双方合意と言いますけれども平成26年7月の懇談会というんですか、委員会というんですか、この中で国民宿舎あわび山荘は、まず廃止するというような話が出ていて、先般の委員会の中で町長にこれはこの時点での町と山荘理事者との合意事項ですかという質問をさせていただきました。その時には、この時にはまだあわび山荘側はこの廃止については聞いていないという趣旨の発言があったと思いますけれども、ということは今回こういうふうな事態に、町の人からも言われるんですけども、こういう事態になった山荘側はいずれにしてもまだ建物自体、また雇用もある中で、また要望、需要もある中で、できる限り営業を存続したいという思いがありますし、また町の住民からは続けられる限りはぜひとも続けていただきたいという要望は根強くあります。そういう中での昨年の請願というのもありましたけれども、そういう中において、今年閉鎖を決めたというような経緯、どこにその責任があるんだということになるんですけども、その指定管理の応募ができなかったから町としては公募によらないというふうな手段をとったと言いますけれども、そこは双方の話の中で営業を続けることを模索する。そういう手段もあったんではないかという意味から町長はその責任はどういうふうに、町としての責任なのか、町長としての責任なのかがあるんじゃないかというふうに思いますけれども、その部分教えてください。

○委員長（平澤 等君） 榊田委員に申し上げます。今回この議案については、指定管理者の選定についてということなので、今の内容について関連ある質問を重ねてください。

○委員（榊田道廣君） わかりました。責任の部分はまたあとにしますけれども、今後閉鎖に

向けて、いろいろと準備が進んでいくと思うんですけども、その後の温泉を利用している例えば老人クラブ等がありますけれども、そういう方々への配慮ですね。そういうアクセスとか、またそういう方々の休憩とか、そういう利便性ですが、そういうものというのは、これもダメですか。どういうふうに考えているのかというのをちょっとお聞きしたかったんですけど。

○委員長（平澤 等君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） ようは日帰りの部分の貝取澗温泉公社が行なっていたサービスと貝取澗温泉公社が宿泊部門閉鎖して日帰り入浴からも撤退したときの町の対応ということだと思うんですけども、送迎につきましては、なかなか難しいものがあるかもしれませんけども、直接送迎することは難しいかもしれませんけども、現在、町のほうで公共交通の形成計画のほうで全町をデマンドバスでの運行というのを計画しますので、そちらのほうですぐには対応できませんかもしれませんが、対応したいと思いますし、そのあと現在も函館バスが走ってますので、そちらの方は利用をしていただきながら引き続きというふうに担当としては考えてます。

○委員長（平澤 等君） 答弁調整いいですか。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 補足説明をいたしますけれども、今の老人クラブ等の利用につきましては現在福祉バス運行してございますので、このような形で今後も続けていくということでございます。

○委員長（平澤 等君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 今副町長が福祉バスの運行を今後も継続することというお話をいただきましたけれども、話を聞いてる中では次年度に関しては福祉バスの運行は続けるというような話も聞いております。しかしながらあわび山荘はご存じのように貝取澗という地区にありますので、なかなか高齢者の方が自分の足で行くというわけにはいきません。また大成区民にとっては唯一無二の憩いの施設でもあります。そういう中において、今後とも福祉バスの運行というものは絶対的に必要なものと思いますけれども、町としては今後とも続けるというような思いがあるのか、どうかお聞かせください。

○委員長（平澤 等君） 福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 担当課長としてご答弁申し上げます。現時点においては今後も継続して運行したいと考えております。

○委員長（平澤 等君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） わかりました。あと当然温泉に行きますので休憩等もあるわけですが、今まで使っていた人たちから寄せられた残念であるという悲痛なる思いの中に、すごく心配してる部分があります。というのは今までそこで勤めている雇用という部分です。それからそこに納入している業者、ようは産業という意味、これが大成の中ですべて無くなる。その中に今までこの町の中に納めてきた税金等も当然あるわけですから、そういう意味で町の損害というものがあるんじゃないかと。町が今後、少しでも協力してもらうことによってあわび山荘が今後も続けられれば雇用も守られ、産業も守られそういうふうなものがあつたんじゃない

いかというような悲痛な意見を非常に多く貰っています。そういうことに対して町長はどういうふうに関心していくのか。そしてもう一つ町長の公約ポスターの中に改築に向けた課題整備ということで書いてありますけど、これは町長が以前より言っていることですので、これはわかりますけれども、例えば建てられないまでも使える間使って双方が納得する、そういう間に少しの努力で今までの負債等を減らした中で円満に閉鎖するという方法もあったんじゃないかという思いの中で、なぜ今年なのかという部分も含めてお聞かせください。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず1点目の雇用ですとか、納入ですが、こういったものについては貝取潤温泉公社との取引だというふうに思いますけれども、そういったものがなくなるというようなことだと思いますけれども、私どもは昨日町長も一般質問で答弁しましたけれども、健全経営をしていただければこういったことにはならなかったというふうに思っています。

それから2番目の課題整備、それから使える間使ったらどうかということでございますけれども、残念ながら貝取潤温泉公社につきましては、指定管理者として応募できるような状態ではなかったということでございます。ですから31年度をもって閉めるということでございますけれども建物は残ります。ですからその利用についてはまた別途、町として考えていかなければならないと思っています。

○委員長（平澤 等君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） わかりましたけれども、今の副町長の答弁の中で一つだけ、営業改善がなされないからというような言葉もあったようにも思うんですけど、それは努力してないというふうな捉え方になるんでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 経営改善ですね。努力してないというようなことではなくて指定管理者になり得なかったというふうに理解をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今梶田委員の質問にもありました。当然あわび山荘については雇用もしています。それから地元から食材も調達しています。そういうことによって町からは例えば1,600万なりのお金が出ていきますけれども、食材であれば、地元から買ってもらえれば商店にもその分が回ります。あとは人件費ですよね。人件費は当然もらった人は町民税、道民税、町にまた戻ってきます。そういう中で、あと一つはこのせたな町は町長も知ってのとおり、どんどんどんどん人口が減っていくばかりですよ。企業もなかなか来ない。今いる企業も人は使えない。そういう中でじゃ民間がどうしてもできない部分町がその分何とかして民間が仕事量も増えて、人を使えるようになってくるまでの間、ようするにこういう雇用の場をきちんと確保してやって、せたな町全体の考えもあるでしょうし、大成区は人口もあれだけ減ってきて、それこそ雇用の場も極端に少ないというのも皆さん知ってますよね。こういうときに今は人口減少をどう食い止めるか盛んにやってますよね。町長もこの中にも書いてますけども、人口減少をどう食い止めるか喫緊の課題だと言ってますよね。じゃそういう現在、例えば苦しんでいる、病気になった、そういう状況を見たときに、もうこういう状況だからもういいですよと。

それこそ突き放すのか、いやいや待て待てこのいい薬があるから、この薬飲みなさいと、この薬飲むことによって2年か3年なんとかこれで頑張ってみて、ちょっと様子見てみようかと、その薬の効きが悪かったらどうしたらいいかということも踏まえて、やはり町で考える事案だと思うんです。地域のことばかり言うわけじゃないですけども、やはり地域で一番人口が減っていつている地区なんです。そういう地区からまたそういうもの無くなっちゃうと、まさにまた人口は減るし、逆に町から出ていく人が増えてくるし、その分投資金額が仮に今出そうとしている1,600万が仮に2,000万になったところで、1回それを投資することによって今後どうなるんだということを踏まえて、やはり町だって考えていかなければならない事案だと思います。それに合わせて私もこの詳細を出してくれと言ったのはなぜかということ、これから予算計上をされる、例えばせたな町の町営の温浴施設ですよ、あそこ2,100万くらいですか確か。そのくらい支出して収入が1,000万ちょっとです。プラスマイナス1,000万です。1,000万が多分支出になっていると思うんです。私このあわび山荘の町に出てると思いますけど予算書見てて、どうもおかしいと思うのは大体あれですよ燃料費なり、水道光熱費なり、ようするに温浴施設に係る費用とあわび山荘の宿泊施設に係る費用と大体同額なんです。私から見ると温浴施設に燃料費なり、水道料なりそっちの方にウエイトが行くべきだと思って、ちょっと山荘にも聞いていました。当然そのとおりです。こういう予算書、私たちから見てもまったくおかしい予算書なんだけど、どうなんだいという話を聞いたら、いやいやたまたま町でこれに合わせたような数字を出してくれということで出しましたという話で、これまちづくり推進課長、この予算書見て温浴施設に係る経費と、管理費用の部分と営業費用の部分の中身についてどのように理解しているのか、そこも1点聞きたいのと、それと合わせて先ほど町長に言った雇用の問題、それと梶田議員が言ってたように、じゃ幾らが限度なんだと、指定管理料なりなんりの管理費を払うのに。仮に1,500万が限度なのか、1,300万が限度なのか、これから当然、知ってのとおり、きたひやま温泉ホテルだって1,300万ずっと出してます。しかしながら黒字が今回だって500万くらい見えますよね。あわび山荘は前の時には確か90万くらいの黒字の部分があって、それを次の年に100万カットして1,400万から1,300万に下げた経緯もあるんですよ。

○委員長（平澤 等君） 細川委員発言を途中ですが、このたび議案になっているのは指定管理者の指定についての議案となつてございます。ただ今お話あつたのは予算の中身に一部入ってますので、その辺ちょっと区分けして質問していただけますか。

○委員（細川伸男君） これ関連するんじゃないですか。ようするに町でこの指定管理者を指定するにあたって募集してないんで、町でもってどうですかと出して出した資料ですよ。この資料を基にして話できないんですか。

（「議事進行という者あり」）

○委員長（平澤 等君） ただ今議事進行入りましたので石原委員。

○委員（石原広務君） 委員長にというか町側に申し上げたいのは、なぜこういう梶田委員の発言と細川委員の発言が出るか。私もですけど先ほど指定管理者の選定にあたって口頭説明の部分が今廃止のことを正式に詳しく説明したんです。それをきちんと町側の資料として提

示すべきじゃないですか。その中には質問の内容が広がる原因は、詳しく説明がなってるんです。例えば経営改善とか、そのお互いに合意したとか。いつ協議していつ合意したのか、そういう日付もすべて出してやるべきじゃないですか。今議案は指定管理者の選定ですよ。淡々と進むのかなという認識ありましたよ。口頭説明の段階で今こういうふうに議論が広がるような説明だったからこういう状況を生むんですよ。だからきちんとそこを資料として出してください。その辺委員長裁きをお願いします。

○委員長（平澤 等君） 理事者側にお願いします。ただ今の石原委員の質問に対して答弁願います。

（不規則発言あり）

○委員長（平澤 等君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 提出用に整理されたものではありませんけども、整理して提出したいと思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） 細川委員、梶田委員から質問があつて細川委員まだ途中です。そういう状況が口頭説明、ああいう重大な口頭説明があつたんですよ。今、整理できてない、用意できてない。それはもう有り得ない事じゃないですか。そういう幅広いような発言が出る場面は今町側からの説明で、そういうふうな場面になってしまったんです。重大な問題ですよ。廃止がもう決まってる、合意してるというふうに取れるような説明だったんです。それが今ありませんということはないじゃないですか。正副委員長打ち合わせもしてなかったです。それは委員長の裁きで粛々と進めてください。まさかこういうふうな口頭説明があるなんてよもや思いませんよ。逆にそういうことが整った中で予算委員会に入るのであれば、事前に町側から予算特別委員会の委員長なりに申出があつてしかるべきです。それが口頭説明ですよ。説明した内容も無いと言うんですよ。委員長これは大変な問題です。直ちにそれを用意した上で、細川委員の質問を継続するべきです。

○委員長（平澤 等君） わかりました。理事者側説明願います。
暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時20分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

わかりました。細川委員に申し上げます。ただ今小板橋まちづくり推進課長より、この内容について説明いたします。

小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 貝取潤温泉公社との廃止までに至った協議経過についてまとめたものをお手元に配布させていただきました。まず皆さんご存知のとおり平成30年10月15日に国民宿舎あわび山荘から契約の解除についての通告がありました。翌月11月7日には契約解除の通告の撤回が出されたところでございます。この時点では貝取潤温泉公社

からは経営が厳しいという状況が町のほうには報告されていきました。今年1月15日に1月31日までの指定管理の募集期間中ではありますけども、31年度の指定管理について協議をさせていただきました。この時に現状の財務状況、貝取潤温泉公社側が管理運営するあわび山荘の財務状況、決算見込みでは指定管理者の選定条件を満たすことができませんよということを口頭で通告しています。これにつきましては指定管理料が1,600万、1,800万、2,000万にかかわらず現在の財務状況では指定管理者の選定条件には満たさないということを通告しています。括弧していますけども1月28日に2,000万円での指定管理料で申込書が提出されました。しかしながらこの時には町では1,600万という基準額を設置して募集しましたので、これでは申し込みできませんよということで1月30日に申込書を差し戻して3つの提案を提示しました。それが1枚めくっていただいたもので、1つとしては指定管理料1,600万で指定管理を受けられない場合ということです。町としましては、指定管理者がいない場合、本年3月末で廃止するというのが1つの提案です。2つ目に財務状況を回復するために資本金を集めて今までどおり運営するというのが2つ目です。これは1,600万で指定管理を受けると。3つ目に平成31年中に宿泊部門を廃止する方向で指定管理を受ける。これについては1,600万で指定管理を受けて、宿泊部門の廃止に係る経費については、町が負担するというような内容でございます。これを公社に提案しまして2月1日、公社から町の提案に対する回答書の提出がありました。それが3番目になります。回答としましては、全部では4枚目、3の提案については、前回、前々回の結果を踏まえると複数年契約は困難と思われるので単年度の契約で廃止としたい。ただし廃止の時期や廃止にかかわる債務全額について町が負担するよう配慮願いたい。詳細については後日改めて協議の場を設定願いますという回答をいただいております。これをいただきましたあとに次のページ、後ろから2枚目、町では公社からいただいた回答の協議をするために3つの宿泊部門の廃止時期、廃止に係る債務の負担、31年度の指定管理についてということで協議しますよというご案内を出しました。13日に協議したのが一番最後の合意書という形で宿泊部門の廃止時期についてということで、平成31年10月31日を目途に宿泊部門を廃止する。2つ目として、宿泊部門の廃止に伴う債務の負担について甲が全額負担、甲というのは町ですが、負担することとし負担を最小限に抑えられるよう両者誠意を持って対応すると。3つ目に平成31年度の指定管理者について宿泊部門の廃止を前提とし、公募によらない指定管理者の候補者として選定する。指定管理料は1,600万円とするということで2月13日に協議しまして、合意してるところです。この合意をもちまして14日に公社から指定管理者の申込書の提出、1,600万円の指定管理料で事業計画を作られたものが提出されております。そして翌日の2月15日に町の指定管理者選定委員会に諮られまして、ここで選定をされております。ここにちょっと書いてませんけども2月19日に総務厚生常任委員会に諮っておりますけども、その時も2枚目から5枚目まで町が公社に出した提案3つと、公社からそれに対する回答、そして回答をいただいて、その3つについて協議をする場を設定するまで、これについては総務厚生常任委員会に提出した資料と同じものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（平澤 等君） 細川委員の質問の継続を認めます。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の私先ほど言った中身については、時間ちょっと経ちましたがわかってると思うので、その辺の回答を求めたいと思います。それと併せて1点追加で指定管理料今1,600万です。これが町が考えてるのは、幾らまでだったらずっと、先ほど課長いうようにこれが20年、30年、40年、指定管理ばかりでないと思いますけれども、こういうお金を出すについて幾らだったらずっとそういうことで、諸般の事情もいろいろあろうかと思いますが、限度額として幾らまでそれを続けていこうとしてるのかそれも合わせてお聞きしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 最初のほうに休憩前の質問について、聞き逃した面ありますので、すいませんもう1回お願いしたいと思います。2点目の1,600万の指定管理ですけども幾らがなくて、幾らが妥当かという点につきましては、今細川議員おっしゃられたようにその時、その時によって状況によってはその額は幾らというふうにはならないかと思いますが、このたびのあわび山荘の指定管理にありましては、指定管理料が1,600万とか2,000万とかという話ではなくて、先ほども言いましたけども財務状況、これが指定管理者の選定委員会を通る条件を満たしてなかったということです。今回に関しては1,600万の額が問題ではないというふうに考えてます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今回額の問題ないと言いますが、例えば指定管理者を受ける要件を満たしてないと、財務が悪いという話ですよね。確かに財務悪いかもしれない。それは前々からの積み重ねで、例えばこれ1,600万ずつ指定管理料を払ってれば、こういうことにはなっていないと私思います。それと併せて、これ私の考えですよ。ずっと長年こうやってきて1,400万、500万なったり、1,300万になったり、ようするに下がってきたおかげでこういう事態になっておると私はそう思ってます。それは町はどう思っているかわかりません。ただ財務がそうだというのはわかります。ただそういうことを今そういう状況に陥った中で、じゃ相手が言う2,000万なら2,000万、400万開きありますよね。その400万今投入して町が例えば貸付けるのか、出してやることによってそれこそ1,600万で継続していく可能性だってあると思いませんか。私はあると思いますよ。それをあたかもダメなような形で手当てもしてあげない、そういう状況の中で管理者としては不適切だと。こういう括りで括ってしまうのも私はいかなものかと思えますし、前にきたひやま温泉ホテルだって、赤字だって2,000万くらいまで行ったこともあるでしょう。それを回避できたのは温浴施設があって、町の温浴施設を廃止して収入を全部温泉ホテル側に行ったんですよ。当初3千たぶん5、6百万あったと思います。今は大体3,000万ちょっとですか。それだけの収入があるんですよ、北檜山の場合。で条件が違うんですよ。そういう条件も違うし、そういうことを一連の流れとして考えて、私が最初言ったように今人口も減っていつてるし、企業もなかなか企業努力しても伸びていけないと、じゃ町がどうするんだと。町もそれこそ人口減少をどう食い

止めるかと、食い止めるにあたってせつかくそういう施設があるのであれば、その施設を今生かして、じゃその先2年、3年経ったらやっぱりこの施設はどうしても町民に対して理解を求められることは難しいという段階で、それこそ協議して廃止するなりなんなりしてもいいんじゃないですか。今そこをやってあげることによって、それこそ人間だって危ないなというときに薬も飲ませないで、いやいや待て待て金も掛るからもうこれ以上金出せないからしやあないなって、そんな話にならないと思うんで、せつかく町の公営施設、温浴施設もこの団体がきちんと守ってくれて、そして山荘も運営してるんですから1回くらい町がその分投入したっていいじゃないですか。温泉ホテルは第3セクターで町が51%の株出しているんです。その株もいくら減っているかわかっていますよね。4,000万から減っているんですよ。そういう状況なんですから1回くらいはそういう状況に陥っても町が手を差し伸べて、それこそもう少し頑張ってみれやという、そういう姿勢も私はあるべきだと思うし、そういうことすることによって、とりあえずは勤めてる人方の職場の確保、これにも当たるし、大成区の商店街それこそ商店ばかりでなくても食材の仕入だとか、そういうものには大成の商店だって、相当これ金額見てもわかりますよ。この大きな金額を地元の食材として買っているんですから、例えばこの重油にしても灯油にしても単価見てください。ここの北檜山区の単価と違いますよ。ようするに大成区はそういう地域の事情があって、高いものでも買わなければならないそういう状況の燃料だと思いますよ。リッターあたりこれ見てれば99円になってますよ。ここで北檜山で今幾らだと思います。灯油だって値段全然違いますよ。多分10円から20円違うと思いますよ。そういう地域なんですから、そういう地域で頑張ってきてるんですからそのためには北檜山から物買って行って、安い物であればいいんだってそういう話にはならないでしょ。やっぱり地区、地域、町民、皆互いに助け合って大事にしてこれから生きていかなければならないんですよ。その中でも人口は減っていくし、何とか人口減らないように皆さんで努力して今やってる時期なんです。そういうことをやはり、今すぐ答えは無いにしても今廃止の方向に向けて3月までということなんですけれども、やはり町がきちんと考えてやって対応してやるべきと、その後どうしてもと言うのであればこれは止む無しということでは、その時はその時で考えればいい話で、それと併せて今言った1,600万はそういうあれじゃないと、指定管理としては不適切だという財務状況が悪いからあれなんだと言ってますけども、私は聞いているのは財務状況は別にしても、じゃ幾らまで指定管理料として出せばいいんですかって、それを聞いているんですよ。あわび山荘ばかりじゃないですよ。ほかの施設も合わせて町がどの段階までの支出を考えてるのか、これ以上になったらダメだということか、その境界線というか、町の考えてる数字を私聞いてるんですから、あわび山荘に特化したことでないです。全体のことであわび山荘も含めた中で町がこれ以上だったらダメですというものがあつたら、お知らせくださいということで質問してるんですから、もう一回答弁お願いします。

○委員長（平澤 等君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） たくさんいろいろ質問等ありましたので、もれる部分あるかもしれませんが、最初のほうからまず1,600万から下がった時もあったけどもという話をされていたかと思うんですけれども、平成27年、古い話になりますが、26年のま

ちづくり調査特別委員会で町の財政状況厳しいことから、温浴施設のみならず消防再編等々で協議してたときのことかと思うんですけども、その辺から町はそういう指定管理施設以外にも削減等をしたので、その当時の流れとしまして温浴施設の指定管理についても当時1,600万であったのが、この時は確か27、28ですか指定管理者自らが、この時は町の設定した基準額以下の指定管理料で申し込みがありまして、それで協定を結んでいたことかと思えます。そのあとにつきましても100万円、その時には違う施設との均衡を図るということで、また100万下がった金額で協定を結んでいたというふうに記憶してます。その後30年度につきましては公社からの要望として事業計画書、決算見込み等々を考慮しまして300万増額の1,600万にしたところでございます。2,000万にしてたら特効薬的な話をされていたかと思うんですけども、現在、貝取潤温泉公社は大成の旧町時代と違いまして1民間業者でございますので、そこに町が財政的な支援をするというのは、いかがなものかというのがありますので理由のない増額については、例えば今回の2,000万については難しいのかというふうに思います。先ほども言ったかもしれませんが30年度の1,600万での指定管理料による決算見込みはトントンでした。累積の赤字は抜いてです。ですのでもし違う業者がいた場合には1,600万の指定管理料で見積ってくる場所ですので、そこでその分も補填するような指定管理料の設定は町としてはできないというふうに考えております。指定管理料のこの施設に限らずの適切な金額と言いますのは、本当にその施設の事業等ありますので幾らが適切だというのは、金額では言うことはなかなか難しいかと思えます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 金額で難しいと言いますが、それぞれの状況はそれぞれの事業によって変わってくるんです。ですからその事業が町が考えてこの事業がどうなんだと。ここだっであわび山荘だって温浴施設はあるんですよ。じゃ温浴施設にどのくらいかかっているかわかりますか。あわび山荘が温浴施設をして幾らぐらいこの全体の予算の中であわび山荘の温浴施設にかかっている支出ってわかりますか。そこまで言うのであればそこもじゃ答えてください。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 温浴施設だけの収支というのは、うちのほうでは把握してませんけども、町としては指定管理料の発注を出してるのは宿泊と温浴と全部合わせた温浴施設でなくて、宿泊温泉施設としての指定管理料を出してますので、それぞれの収支というのは町としては問題にしてません。トータルでの指定管理ということで発注してますのでトータルでの発注です。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） じゃこれあわび山荘の予算書出てますでしょ。これには管理費用と営業費用って分かれているんですよ。管理費用がどこかって言ったら温浴施設じゃないですか。あなた方この予算見て、例えば山荘からこういうふうに出ているのに全体でしか見てないって、そういう話にならないんじゃないの。温浴施設は温浴施設でちゃんと見ないと町でむやみに指定管理料でお金出すって言ったって、温浴施設にかかわる歳出だってどのくらいあるか、じゃ1,600万に対して温浴施設にかかる経費としてなんぼなんだと、私ざっと計算していったら

も1千、5、6百万は温浴施設にここから出てると思いますよ。なぜならば例えば瀬棚区の温浴施設だってそうでしょう2, 100万からの支出があるんですから、で収入の1, 000万くらいですよ。トータルベースでいったら町が1, 000万出しているんですよ管理するためには。で、あわび山荘の、この総務から出てきたものずっと見てましたけども、例えばA重油にしても水道料、燃料合わせて、これなんでこんな数字になるのということで調べてみました。これはあわび山荘の言う言葉ですから私わかりませんが、1, 600万でいいから、これでとにかく出してくれというふうに言われたという話です。なぜこんなこと言うかっていったら温浴施設に係る、例えば重油代でも灯油代でもそうなんだけど、水道代でもそうですよ。宿泊施設と温浴施設とこれ全く同額なんですほとんど。なんぼも違わないんですよ。温浴施設と宿泊施設にこの燃料、水道含めて電気料含めて同じ数字になっていることについて、まちづくり推進課の職員としてこの内容を見たときに、その辺山荘の人方とどういう協議したんですか。これなんもわかんないで1本になってるからってケツの数字だけ見てプラスマイナスであれしたんですか。中身見てきちんとしてやらないとただ財務が悪いからって言うんじゃないんですか。財務悪いのはどこが悪いのかと見てやって指導もすべきじゃないんですか。そうしたとこのこういう数字が出てきていたら、何でこの数字何も調べないで、それこそ全体のあれだなんていう話になるんですか。担当課としてきちんこの数字を抑えて、じゃ温浴施設に実際になんぼかかっているんだということから言っていけば、指定管理料の分だって温浴施設に幾らそれこそ出してんだと、残りは山荘の分だと、じゃその比率は何ぼなんだと、出してる指定管理料1, 600万としてもウエイトが大きいのは温泉施設じゃないですかということをお言いたいんですよ。それにウエイトが掛っているから山荘の方も厳しくなると。私はそう見てますよ。この予算書見てどう思われますか。もう何回も見てるはずだから山荘にきちんと聞いてますよ。

○委員長（平澤 等君） 細川委員の質問の意思はよくわかりました。内容について先ほど申し上げました指定管理の指定についての審議と、それから予算のほうにもちょっと触れられましたから、その辺については関連性がございすけども、できれば区切って質問していただきたいと思います。答弁してもらいます。

それからもう一つ、質問は何回でもできますからの的確な答弁いただくためには、区切って質問していただきたいと思います。

それから答弁者にもその内容を的確に把握し、答弁していただけるように議事進行についてお願いします。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 内容は別としまして、今委員長からありましたので指定管理料の考え方についてちょっと説明させていただきたいんですけども、よくあるのが歳出、支出だけで、例えばあわび山荘の予算書でいきますと管理費用、営業費用ありますけども管理費用の部分、ここだけで指定管理料というのは算定しているものではありません。収支ここにこの施設を使ってこれだけの経費かかると、そこに収入ありきですので、その差額を町は指定管理の基準にします。ですのであわび山荘の場合に、もちろん入浴料の収入、そして宿泊の収

入これらを含めて、そして管理も全体の管理、宿泊と温泉の管理、その中での収支で差し引きで合わない分を、これを町は指定管理料の基準にしていますので、個々の支出、収入については指定管理者のアイディアと技量とセンスで営業してもらいますので、そこまで細かいとこまで町としては要求してません。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） その辺は私もわかってます。ただこれ温浴施設というのは、町は残すというお話です。そして町民のために温浴施設は必要だから残すんだということなんです。ですから私が言っているのは、温浴施設に係るウエイトがこの予算の中のウエイトが大きいんじゃないですかと。温浴施設を維持、管理するためにはこれだけ掛かるんだよというものを町が見ないんですか。これ全体で見るのも当然ですよ。当然なんだけどやはり町が、町民が必要とするもの、残さなければならないものを残すんですから、残すためにはじゃ指定管理料を払って山荘に管理してもらうのに、これだけの経費がかかっているんですよということ言われたら、やはりそれはそれとして、じゃ幾らかかるんですかと、そういう部分を知らないというわけにいかないと思いませんか。もちろん総体的には総体的ですよ。けども今後これからやっていくと言っているんですよ、山荘が辞めたあと町が温浴施設をやりますよって言っているんですよ。その町がやりますよと言ってる施設のそれこそ受け皿となる山荘の温浴施設をどのくらいのものでやっていくんだと。もうケツが決まってるんですからそういう中身も今やってる人方によく中身を聞いて、今後の予算に反映させるべきでないですか。そうしないとなんも意味ないんじゃないですかと。何もわかんないで全体で考えてますなんて話にならないと思います。山荘だって温浴施設を管理するためには、相当苦慮してますから私こんな数字じゃないと思いますよ。黙って考えたって燃料費、水道光熱費これら含めていけば6割から温浴施設にかかっている経費だと思いますよ。私ちょっと聞いてみたけどもこんな数字じゃできませんという話ですから、それをたまたま800万なり、例えば重油の経費であれば足したら800万から900万からあるよと。それあれじゃないですか、管理費と営業費用と折半しただけの話じゃないですか。すべて折半してますよ。おかしいと思いませんか。こういう予算書出て来た時に。1,600万も出すんですよ町が。それもそれこそ経営者としてはちょっと不適切だけど、今回は1,600万出してやってもらいましょうと。その1,600万税金を投入するんですよ。その投入する税金の中身もきちんとやらないでただ1,600万出すという話になりますかね。私が温浴施設にどのくらいかかっているんですかって聞いたならそれもわからない。全体でこうなってます。そういう答弁でいいんですか。これ皆町民聞いてますよ。あわび山荘にしたらあそこ風呂になんぼかかってんのよ。したら町民だって、例えばね300円払っていると。したらおいこれだけかかって大変なら400円でも500円でも出すかっていう町民だって私いると思いますよ。それと先ほど質問していた梶田議員もそうです。ようするに車の送り迎え福祉バスというより、老人クラブでもその時その時、回数決まってなんていうか往復やってますけれども、それは本当の数回しかありません。そういうのを含めてこの温浴施設これから考えます、デマンドバスもありますよと言うものの、やはり大成は20分かかるんですよ町から貝取瀬まで風呂に入りに行くのに。そういう状況の中でまして年齢があれだけ高い、それこそ高齢化率

が1番高い地域です。足が無いんですよ。それを後で考えるというより、もう廃止すると言っているんですから、そういうところも全部含めてやはり町が考えてやって大成の区民をそういう足の無い人をどうしたらいいんだと。仮にここで山荘であればバスもあるよと。じゃそのバスも利用してもらうことによってそのバスのお金を出すことによって1,600万が1,800万になる可能性だってあるじゃないですか。方法いろいろと考えられると思いませんか。そういう施設にあるものを利用して、その利用したものによって、きちんと経営がうまくいくようなことも町考えないんですか。そういうことを含めて、これ以上これをやっても時間経つばかりですから、これ以上はやりませんけども予算の中でやりたいと思いますけども、ただやっぱりこれだけ廃止なんて大きな問題になってる以上は、やっぱり簡単にはわかりましたで済む話じゃないし、ちゃんと皆さんにわかるように、廃止するんであれば廃止するなりの理由もきちんと付けて、だけども廃止を回避するためにはどうしても回避できない部分と、こういうことをやったら回避できるとか、そういう部分も含めて検討すべきじゃないですか。あるものを利用するとか、それも私さっきも言ったけども、本当それも一つの方法ですよ。それを使ってやることによって、ほかに支出していたお金を山荘に回すようにすることも一つの方法じゃないですか。人件費かけてますよ山荘だって、時間の無い時には遊んでるか、帰ってもらうかにしてもらってると思いますけども、そういうせっかくあるものも利用もしないで、ただ単に財務が悪いからダメだなんてそんな話になりませんよ。私はそう思うのでお答えください。あとは予算の中でやります。

○委員長（平澤 等君） 理事者答弁願います。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず何点かありましたので、まずお年寄りの利用につきましては、これは先ほど保健福祉課長からも答弁いたしました但福祉バスを使つての利用を図るということでございます。

それから繰り返しになるかもしれませんが指定管理料につきましては、収支で決定してるということでございます。そしてこの1,600万円につきましては、これは古くなりますけれども平成26年7月30日の特別委員会の中でお示しをしたことでございまして、町としてはこれ以上の指定管理料の支払は困難でありますということでございまして、1,600万という数字でございます。さらに申し上げますと国民宿舎あわび山荘は廃止するということでございますので、それに基づきまして今まで協議をさせていただいたということでございます。ということでございます。

○委員長（平澤 等君） 時間経過してお昼になりますので、これから食事休憩に入ります。

なお再開は1時といたします。

よろしくお願いします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

午前中に引き続き議案第34号指定管理者の指定について議題とし質疑を続行いたします。
細川委員。

○委員（細川伸男君） とりあえずは先ほど言った指定管理料というか、町で考えてる数字これがその時々、その内容によっても変わりますという話ですけども、やはりこれはいろいろな形の中で、いろいろな業種、いろいろな部門の中で変わってくるのも当然だと思いますけども、ただやっぱり目安として最低限度幾らまでよと、幾ら超えたらこれはもうダメですよと。やっぱりそういうものに関係なくして町が出すお金ですから、じゃここまではいいでしょうと。これ以上になったらもうだめですよという部分を設けなければならないと思いますけれども、そうでないといういろいろな事業をしてる人方もやむなくマイナスとなる可能性もあるし、ただマイナスになったからってその年度だけのマイナスであって、例えば次年度2年、3年後はプラスに転じる可能性もありますので、その辺のことを含めてやはり町でも最低限度このくらいまではという目安を出しといて、その目安に対しても、ようするにここを何とかクリアしてあげることでよって、また次の年から戻るよと。やはり何でもそうですけども、これも生き物でございしますので、人口もどんどん減っていくこともこの先目に見えてますので、じゃ10年後どうなんだっていったら皆さんも知ってるとおり、かなりの人口減少があると。そうなってくると事業だって町の経営だって、ようするに税収も入ってこなくなってくるだろうし、そんな簡単になんでも出せるような状況になっていかないと思いますので、ただそういう部分を今こうだから今こうしちゃえというんじゃないで、今こうだけれども2年3年経ったらある程度は最低限度に戻るよという可能性もあることですから、その辺を踏まえて町が拙速にそういうことをしないで、ある程度はやはりその辺のことを踏まえながら相手と更なる改善計画なりなんなりをお互いに模索しながら、指導をしながらやっていく方法もあると思うので、最低限幾らまでだったなら町が今の状況であればできるのか、その辺やっぱり示すべきでないのかと私思いますけども、どうですか。

（「議事進行」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） 今、細川委員の質問についても答えが今、町のほうも出すということは十分、わかるんですが、午前中に細川委員が言ったとおりまだ終われる問題ではない。予算のほうでやるといったので、今のこの議題は指定管理者について指定するかしないか。この点についてまず決めないと、例えばこのことが指定しないと今話してる予算については全然無意味だというか、先にない話なんです。したがって指定管理者をするかしないかをまず通していただきたいと思います。お諮りください。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

（「異議あり」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） これ指定するにあたって、町は会計上、不適切な話まで出てるんですよ。そういう中で指定しなさいと、不適切なんだよと。だけれども仕方ないから町から山荘側に

何とかこの金額でやってくれるようにということで町が提案して案件なんです。そういう案件を熊野副議長が言うように、これはやらせるか、やらせないかという話も一つとありますけども、やらせるにあたってそういう不適切発言をしているのに、私たち議会がそういう状態にないんだよというものを前提として、町が私たちに示してるものに対して、はいわかりました何でもいいよという話にはならないと思うし、今までだってそうなんです。議会が決めたから議会のせいだよと。これ議会決めたものだものなんだかんだ言ったら議会の議決されたものだよとなるので、町が提案した中身を町から報告を受けているんです。不適切な会計だし、とってもこれなら指定管理者としては募集するに値しないって募集しなかったんですから、募集しないで、それを町が出してくださいと言ってあれしたものを認める、認めないもそうだけでも、中身議論してきちんとしないと私たちの責任残りますよ。これで認めるという話になると、今度は予算だって認めざるを得なくなるじゃないですか。これ連動してますから1,600万で、これを指定管理者として認める以上は金額が入ってなければいいけども、1,600万で町がそういうことで公社と協議したということになってんですから、私たちその辺議論していかないとおかしい話で、委員長これをただ賛成か反対かで、これ終わらせるような問題でないと思うし、これ議論止められないと思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員に申し上げます。今、この議案の第34号に係る指定管理者の指定について、予算委員会でこれを否とするか、可とするかということで付記受けてございます。そういった中で予算的なことについては、また後日あると思いますけども、委員会はこれを審議した上で可否を決めていくということで、ただ今議事進行の発言ございましたけれども、内容について質疑を受けた訳でございますけども、この予算委員会の中では、この件に関して皆さん方の意思をそれぞれ出していただいて、賛成か反対かそういった形で出していたかなければ前に進めません。そういった点踏まえて今の内容についての皆さん方の意見を伺いたいと思います。

熊野委員。

○委員（熊野主税君） 今回指定について提案された件で、いろいろあったんでしょうけど、まちづくりの特別委員会でも山荘と町と理事者どうしきちんと協議して結果を出していくよという指針を出しておりました。今回あとから提出されたものでもあわび山荘の理事者と町と合意を得てここに出てきてるものと私は考えております。それ以上の何物でもない私考えますので、この管理指定については私は賛成いたします。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） いろいろな意見の中でこういう資料も出て来ました。今までの経緯についても若干詳しく知った中で、100%それを理解できるかというのはまだ問題ですが、ただ私が一番心配するのは、この議案が通らないと3月31日であわび山荘の営業ができなくなる。このはっきりした事実だけはこの議案が示していると思います。それは最悪の状態を示すことになると思いますので、まずこの約束事に則って指定管理者をきちんと決めて、その後いろいろな課題の中で話合っていけるものがあるであれば、それは当然理事者としてもいろいろな形の中で進んでいくべき姿勢だと思いますので、そういうことを含めてこの議案には賛成い

たします。

○委員長（平澤 等君） ほかのかたのご意見ありませんか。意見です。

大野委員。

○委員（大野一男君） 私も総務のほうで、このことについていろいろ議論をしました。小板橋まちづくり推進課長から附帯要件について縷々説明があり、資料の請求も出されましてペーパーで確認もさせていただきました。今委員の発言がありましたように、これは山荘の理事者と町の間で、再三さまざまな角度で鋭意検討しながら最終的に合意をしたという報告でありますので、そのことをしっかりと踏まえた上で判断をしていきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） 委員長において質疑を打ち切ります。

（不規則発言あり）

○委員長（平澤 等君） 続いて討論に入ります。

討論のある方。

○5番（石原広務君） 委員長質疑打ち切るんですか。何を理由にですか。指定管理者制度についての質疑はまだ残ってる方いるんじゃないですか。自分を含めて。

○委員長（平澤 等君） 長時間話されて十分審議はなされたと判断しました。

（不規則発言あり）

○5番（石原広務君） ほかに質疑という裁きの仕方してないですよ。

○委員長（平澤 等君） では元に戻します。それでは討論に入る前に最後の質疑受け付けます。

石原委員。

○5番（石原広務君） まず梶田委員と細川委員の質問の中にあつたことと重複するかもしれませんが、改めて今朝の新聞報道について確認させてください。多額の指定管理、これは山荘に限定した形で新聞報道になってますが、ほかの5施設に対しても同じような基本的な考えで町長は今後進めるというふうに今は段階でのお考えで結構です。

町長、明快な答弁を求めます。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 午前中、小板橋課長が答弁しましたけども同じような考えでございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員、梶田委員の質問と違った内容でお願いいたします。

石原委員。

○5番（石原広務君） その上で小板橋課長から縷々説明があつたんですが、この中で経営改善、健全経営これ副町長も答弁されてましたけど、どういうところがこの指定管者にふさわしくなく、一度目の公募を蹴った状況になったのか、もう一度確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 先ほども申し上げたんですけども、1度目というのはありませんで、基本的には公社からは正式には申込書は出てきておりません。ここにも書いてますけども1月15日、31年度の指定管理について協議しました。このときに現状の財務状

況では指定管理者の選定条件を満たさないことを口頭で言ってます。これというのは指定管理料とかでなくて、財務状況について昨年10月に出てきてる決算見込み、それと自ら10月15日には財政状況が厳しいということで契約解除を申し出てきております。そのあと契約解除の撤回をしましたけども、財務状況が改善されたというふうにはうちらも確認しませんので、財務状況の厳しいのと、決算状況が指定管理者の選定を満たさないということでした。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） 公社側から2,000万円で指定管理料2,000万円で応募した。これはそういう事実が無いということでの答弁ですか。その辺確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 公募している時にはうちの基準額は1,600万です。ですので2,000万で来ても、それは受付することはできません。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） 要望なりそういう協議の場で公社側から提示されたのを、うちは1,600万で積算してるんで突き返したということで確認してよろしいんですね。

○委員長（平澤 等君） 小板橋推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 突き返したという言葉が適当かどうかわかりませんが、2,000万でというのは見ました。しかしそれはさっきも言いましたように基準額を超えていますので、それは受付ませんということで戻してます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） 町長、これ町側突き返しているんですよ。突き返した上で昨日一般質問で3つの提示、町長の考えとして公社側に提示した3つの内容で、これすべて町長、町長の考えであわび山荘宿泊部門廃止、これを基に3つの助言突き付けているんですよ。そういう認識は町長にありますか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 繰り返しになりますけれども、貝取潤温泉公社が指定管理者になり得ないというのは先ほどから小板橋課長申し上げています。ちょっと古くなりますけれども平成28年度で赤字を出してございます。それで引き続く平成29年度も赤字の見通しがございました。2年連続ですと法の定めによりまして貝取潤温泉公社は自動解散という危険性があったわけです。ところが理事さん方のご努力によりまして2年連続の赤字は回避されました。その際、平成30年度につきましては指定管理料1,300万から300万増やしまして1,600万ですとこれはやって行けますということでございます。しかもこの1,600万というのは、平成26年度のまちづくりの特別委員会の中で町が示しました1,600万以上は出せませんよという数字と合致するわけです。平成30年度の経営状況見ますと、ここに来て赤字というようなことでございます。残念ながら指定管理に至らないと、こういったことでございますので、2,000万の指定管理を突き返したとかということではまずございません。しかも山荘と貝取潤温泉公社を今後どのようにして、1番良い方法というものの公社と町と協議の中で見つけてきたとこういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） 副町長から説明があったように、数年前に貝取潤温泉公社は一般財団法人に移行しました。その時の町側の提案理由の中に確かに300万円の保有が2年連続なければ自動的に解散という厳しい決まりも説明がありました。その上で町側からそれも口頭説明でしたが、当時の担当課長そういう状況がもしありえたら協議するということで、私は了承したのなりというふうに認識しております。数年に渡って私は一般会計予算に対して反対討論をしているんですが、指定管理料の認識、今でも町長は誤りだというふうに私は強く思っています。その上で今回、議案第34号指定管理者の選定について、冒頭課長からその提案理由があったんですが、熊野委員が言うように予算とはかけ離れたような感じですけどあの口頭説明からだとは田委員、細川委員からああいう質問が出てもおかしくない状況なんです。その選定の基準に財務状況上問題があると。それ課長もう一度どういう規定があって、どのような問題があるか、もう一回確認させてください。

○委員長（平澤 等君） 石原委員に申し上げます。今の質問の件でございますけども指定管理者の指定についてということに対しての意見ということですか。

○5番（石原広務君） 口頭説明でそういうふうに言ったじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 先ほど財務状況が指定管理者の選定条件を満たさないということにつきましてですけども、せとな町公の施設に係る指定管理者の指定等手続き等に関する条例第4条、選定方法等の第4号に公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることということがありますので、ここに貝取潤温泉公社は指定管理者の条件を満たさないということで申込みが無かったとうふうに考えてます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） 町長、私から一言、選定するにあたって公社側からの積算根拠がきちんと示された運営経費、指定管理料1,800万、2,000万なり要望があったときは、それに応えてください。受け入れてもらえませんか。いかがですか町長。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） ちょっと質問がよく理解できないんですけども、先ほどの繰り返しになって大変恐縮なんですけど、平成26年ですか、指定管理は1,600万上限ということでございます。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 一般財源、いわゆる町費を入れるということになりますというと、当然しっかりした根拠が必要だということで、担当課長あるいは副町長から申し上げていただいております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） なぜ私がそういった質問をしたかということ、昨日一般質問で石原議員が数年前に指定管理料どうのこうのって言ったらから下げたとか上げたとかっていう答弁だっ

たんです。今縷々課長からも説明がありましたが指定管理料赤字補填という認識は変えられたんですか。今私はそういう議論をした時にもう何を言っても指定管理料は赤字補填だ言うんですよ。だから赤字補填であれば赤字が出たら補填してくださいと。指定管理料であればきちんとした積算根拠を示してくださいという議論をした上で、町長が認識を変えないから、例えば公社が赤字出たんなら補填してください。そういうお願いをしましたよ。指摘をさせていただきましたよ。その上で今なんですか、指定管理料の選定について公社として企業として努力していない、健全経営がなされてないとか、そういうことが本当に都合良く説明されてるんで、この選定についてということを経営者が一生懸命努力して捌こうとしているんですが、冒頭の口頭説明、あれでここまで長くなってしまっているんです。都合良く議会が言った、議員が言ったと言うのであれば、お願いしますきちんとした積算根拠が出て指定管理料、山荘を維持する、継続する、あなたの考えの下、そこはきちんと予算措置するべきです。どうですか町長。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただ今もお話させていただきましたが、これは指定管理料の問題ではなくて、今回の指定管理については、山荘の件については募集要項に照らして要件を満たしていないという入口の話でございます。したがって町としては、公募によらない指定管理ということで提案をさせていただいているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○5番（石原広務君） この指定管理者の選定について口頭説明でありました。資料も出されました。合意してると、方向性は合意してるというふうに認識してますが、まだ最終合意には至ってないと。その上でとりあえずは1, 600万、赤字ありき、撤廃ありき、とりあえずはこの選定についてそういう最終合意が協議する場が設けられた上で選定したというふうに理解しよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） この合意についてですけれども、最終合意に至っていないということですが、そこにつきましては、例えばここにありますとおり、宿泊部門についてはここには協議します。温泉部門こちらについては、まだ協議中でございます。これはこのあと公社から町に引き継ぎ等々ありますので、それについての詳細は協議して決めていきたいと思いますということで、最終合意に残ってるのは、その分だけだというふうに認識しておりますし、公社でもこの3つの分については大筋合意してると理解しております。

○委員長（平澤 等君） 関連ですか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど町長、指定管理料なんていうかな、入口の指定管理料でないと、あくまでも予算、決算の中の数字でものを考えているんだという話をしました。お聞きしたいんですけど決算書どっちも赤字なんです。そうですね。指定管理料払ってるから黒になっているんじゃないですか。これあわび山荘だって温泉ホテルだってこれって赤字ですよ。ただ赤字の金額が多いか、少ないかでないですか。まず入口の段階で、公募する段階でマイナス決算になってますよ。だからお互いにマイナス決算で、片方は大丈夫だと。片方はダメだとい

うことになってしまったら出してる決算書がマイナスなのにただ金額が大きいか少ないだけの話であって、それを指定管理料として払ってプラスになってるだろうし、片方はマイナスになってるだろうし、そしてまた片方はご存じのとおり500万くらいのプラスとなっているんですよ。ずっと2、3年プラスになってきてるんですよ。そうしたときに片方はプラスになってきて余剰金も積んでることであるから、例えばなせたな町で抱えてる同じような温浴施設の宿泊施設あるんであればその分を一旦回すことだってできるんじゃないですか。指定管理料1,300万、温泉ホテルは1,300万ですけども、それから仮に500万プラスになるのであれば、その中から300万でも出して行くことだって出来る話だし、温泉ホテルだってゆるくない時には金額を上げて、それこそカバーしてきたんですから、そういう部分もある程度やっばり、私もしつこいようですけども、そういうことも考えて片方は黒字出て、その黒字をいいよと、そのまま持ってくださいと。指定管理料は1,300万は1,300万で変わりませんよって、指定管理料として仮に700万出しても経営がきちんとできるのに、それこそそういうところにはお金を残しておきなさい。片方はマイナスだからダメですよというふうになっちゃったら私はわかりません。あわび山荘の30年度マイナス決算はどういう形で出てるか、見ていないからわかりませんが、やはりそういうマイナスの部分とせたな町は一つですから、町が例えば大成区は別ですよとか、北檜山区は別ですよというんじゃないんですから、一つの町なんですから、その一つの町でお互いに北檜山区なり大成区なりのことを考えて、それこそお互いに協力しないと、今回はこれでもって我慢してくれやと。見たら黒字間違いないから1,300万は減らしてくれと、その代り万が一なんかあったときには、それはそれで考えますよと。そして減らした分を例えば山荘に向けてやったって、町は全然持ち出し金額変わらないんじゃないですか。

○委員長（平澤 等君） 細川委員、質問の途中でございますけども…

○委員（細川伸男君） ようするに赤字だったらダメだとか何とかって言っているんですから、金額の話もしないと私はまずいと思うんで、それをもってこの指定管理を良いとか、悪いとかって語るのに、ただこれ出たから指定管理者として認めるか認めないか、したら認めるにあたっては、どういうことになってるか、それも知らないで私たちに認めなさいという話できるんですか。

○委員長（平澤 等君） そういうふうな意味はございません。ただ質疑している内容の中において金額のことについては先ほど細川委員も予算委員会で発言しますという言葉ございました。そして今回、指定管理者の指定についての話ということで先ほど石原委員は申されたのに関連しての質問だと思います。そういった中でわかりやすく区切って質問していただいた方が、的を得た答えが得られると思いますので、そういった質問でお願いしたいと思います。

○委員（細川伸男君） ですからいずれにしても両者から出てるのは計算上はマイナスです。赤字になってます。ただその赤字の金額は上限はあると私は思ってます。その中でもって片方は1,300万の指定管理料を払って500万の黒字を出します。片方は1,600万も今出しても今のところチョンチョンと、だけでも前年度のマイナス欠損が多分わかりませんが、300から500くらいはあるのかと私は推測しますが、その中で今の温泉ホテル1年間

ちょっと我慢してもらって、その分町が出すお金をようするに減らしてもらって逆に山荘にその分を出してやると、ましてここは第三セクターでしょう。町側が資本出しているんですよ。51%、その資本を食っているんですよ。その資本も入れてなくてただ積んでるだけじゃないですか。そういうやっぱり町民のことを考えてやらなければならないし、本当に私は残念に思うのは町長は、自分のことは一生懸命やるけども、そういう部分についてはやはりどうなのかなと私は本当に心配しております。これ以上言ってもどうしようもないので、お互いに出てるものは間違いなく赤字だということは、ここで指摘しておきますので、たまたま指定管理料を払って決算上プラスにしているだけの話であって、皆様方のいう健全経営というのは経営してプラスになっているのは健全経営で、マイナスになっているのは健全経営と言えますか。どうですかその辺、そこの見解だけきちんと話してください。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） この指定管理の関連の話ですので、それであわび山荘が今回財務状況で指定管理者への応募できなかったということで説明させていただきますけれども、あわび山荘はこれまで29年度末での累積欠損が約700万です。実質300万の資産ですけども、今期予想されるのが500万の赤字です。ですと資産300万全部出して、なおかつ200万の円赤字になるということです。これは財務状況としては本当に厳しいということで判断させていただいておりますし、北檜山温泉公社につきましては、まだ7,000万ほどの出資金、資産がありますのでそこでは財務状況ということでは問題ないというふうに考えてます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 言っていることはわかりますけども、今1,600万でこれやりますよね。3月まで仮にやったとしても赤字欠損は残りますよね、今言った金額の中でね、だからその赤字欠損も、じゃまだこれには謳ってないんですけども合意の中の話の中で、その赤字欠損ってきちんと埋める話をしてこれ指定管理者として合意したということで考えてよろしいんですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 先ほど配布しました1枚目の四角の枠もそうですし、公社から出てきたものにつきましても最後の合意書の2番目です。これについてもそのような内容です。

○委員長（平澤 等君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終了いたします。

討論を許します。

石原委員。

○5番（石原広務君） 私はこの議案第34号指定管理者の選定について賛成の立場で討論いたします。課長のその説明の中で、まだ合意に至ってない。そうですよ。賛成ですよ。何か問題ありますか。その上で指定の期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日までここ

は最低限度を担保する。その上できちんと公社側の言い分も聞き、もしかしたら好転があり得る可能性も残っていると、最終合意に至ってないという状況でね。その上で前向きな協議、それをするということでこの指定管理の指定については賛成いたします。

○委員長（平澤 等君） 反対討論ございますか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第3、議案第35号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） それでは5ページになります議案第35号指定管理者の指定についてご説明をいたします。本提案につきましては瀬棚高齢者グループホームあさなぎの指定管理期間が本年3月末をもちまして終了いたしますことから、新たに指定管理者を公募いたしましたところ1件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会におきまして指定管理者の候補選定となったことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称は、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ、2 指定管理者となる団体の名称及び所在地、名称は、有限会社ケアステーションせたな、住所は、久遠郡せたな町瀬棚区本町456番地、3 指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3カ年でございます。

以上で説明終了です。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第４、議案第３６号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） それでは議案の７ページになります。議案第３６号指定管理者の指定についてですが、本提案は、せたな町米乾燥貯蔵施設の指定管理期間が本年３月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ１件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において指定管理者の候補者選定となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。まず公の施設の名称は、せたな町米乾燥貯蔵施設、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、新函館農業協同組合、住所が北斗市本町１丁目１番２１号、指定の期間は、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間であります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 内容の説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第５、議案第３７号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） 続きまして議案の９ページになります。議案第３７号指定管理者の指定についてですが、本提案は、せたな町玄米ばら集出荷施設の指定管理期間が本年３月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ１件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において指定管理者の候補者選定となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。まず公の施設の名称は、せたな町玄米ばら集出荷施設、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、北檜山町農業協同組合、住所が久遠郡せたな町北檜山区北檜山２０番地、指定の期間は、平成３１年４月１日から平成３６年３月３１日までの５年間であります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第6、議案第38号指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） 続きまして議案の11ページになります。議案第38号指定管理者の指定についてですが、本提案は、せたな町営牧場の指定管理期間が本年3月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ1件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において指定管理者の候補者選定となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。まず公の施設の名称は、せたな町営牧場、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、新函館農業協同組合、住所が北斗市本町1丁目1番21号、指定の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間であります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

一般議案の審議が終わりました。

ここで皆さんにお諮りいたします。一般会計予算審議の進め方は、歳出から予算内容説明資料により1款ごとに担当課長の説明を受け質疑を行い、歳入は予算書により1款から10款までと11款から20款までに分け、1款町税については税務課長から、そのほかの款については財政課長から説明を受け質疑を行い、質疑終了後、歳入歳出全款一括で質疑を受け、討論、採決と取り進めたいと思います。また特別会計の説明は各会計予算概要説明資料により、担当課長から歳出、歳入の順で一括説明を受け、一括質疑、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。

説明員に申し上げます。説明及び答弁を行う場合は、挙手を行い発言の許可を受けてから発言してください。

各委員に申し上げます。質疑がある場合は、発言許可のあと質疑内容が明確になるよう予算書、または説明資料のページを申し示してから発言するようにお願いいたします。

説明員交代のため2時まで休憩いたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後2時00分

○委員長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開します。

それではこれより各会計予算の審議に入ります。

整理番号第7、議案第1号平成31年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

一般会計歳出予算内容説明資料により1款議会費の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長(西村晋悟君) それでは資料の1ページでございます。予算書では38ページになります。1款1項1目議会費でございます。継続で議員報酬等4,384万1,000円、全額一般財源でございます。議員報酬、議員期末手当及び議員共済組合負担金でそれぞれ記載の金額でございます。

1款議会費合計5,446万1,000円でございます。

以上で1款議会費の説明を終わります。

○委員長(平澤 等君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 1款議会費の質疑を終わります。

次に2款総務費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原 進君) 同じく1ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。予算書については39ページからでございます。継続です。ふるさと応援寄附金返礼品予算額6,000万円、財源内訳として全額その他財源でございます。内容につ

きましては、ふるさと応援寄附をされた方に対し寄付額に応じた地場産の返礼品を送り、地域経済の活性化を図るものでございます。

次に継続でございます。本庁舎長寿命化改修工事予算額1億3,904万円、財源内訳、国道支出金700万円、地方債1億3,200万円、一般財源として4万円でございます。本庁舎長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を図る3カ年計画の2年目でございます。内容につきましては、建築主体、電気設備、機械設備などでございます。

次に新規でございます。電算システム機器更改業務予算額3,018万6,000円、全額その他財源でございます。耐用年数5カ年が経過した電算システムのサーバー機器等の更改、更改後は自治体クラウドへ移行し、経費削減及び住民サービスの向上を図るものでございます。

次に新規でございます。瀬棚総合支所スロープ改修工事予算額118万8,000円、全額その他財源でございます。瀬棚総合支所玄関前の劣化、破損したタイル材の修繕を行い支所庁舎周辺の適正な維持管理を図るものでございます。

○委員長（平澤 等君） 次に小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 続きまして2目文書広報費です。継続事業で、まちづくりモニター謝礼、事業費は6万3,000円でございます。町民からモニターを募集しアンケートに回答してもらい、意見を町政に反映させるものでございます。

○委員長（平澤 等君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 続きまして5目財産管理費、継続事業で町有施設解体事業予算額6,740万円、財源につきましては全額地方債で過疎債を予定してございます。内容につきましては、施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域保全を図るため、北檜山区においては旧うどまり荘ほか2棟、大成区においては教員住宅ほか2棟、瀬棚区においては定住促進住宅1棟の全7棟について解体するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 続きまして7目企画費でございます。新規事業でせとな・今金2町連携移住体験事業です。予算額が364万7,000円、財源内訳としまして国道支出金が200万円、その他財源として60万、一般財源が104万7,000円です。渡島地域半島振興広域連携促進事業を活用しまして、檜山北部2町が連携を図り地域の特性をPRし、それを活かした移住体験事業を実施するものでございます。

続きまして継続事業で、地域連携事業補助金予算額が200万円、全額一般財源です。町内会または地域と連携が図られる団体が知恵と創意工夫を活かした地域事業を自らが考え実践することにより、自治会活動の自主性と活発化の促進を図るものでございます。

次に2ページです。同じく継続事業で空家等除却補助金です。予算額が500万円、国道支出金が250万円、一般財源が250万円です。空家等の除去等への助成をすることにより、適正な管理がなされていない危険な空家等を減らし、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する被害の発生防止を図るものです。

続きまして新規事業です。出会いの広場開催事業補助金予算額が70万円、全額一般財源です。町内在住の独身男女が集う、出会いと交流の場を提供する地元の食材や地域の特性を活か

したプログラムを企画し、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図るものでございます。

続きまして新規事業です。賃貸住宅整備促進支援事業です。予算額が１，０００万円で全額その他財源でございます。賃貸住宅整備費用の一部を補助することにより良質な賃貸住宅の供給を促進するとともに、移住定住人口の増加及び地域経済の活性化を目的としているものでございます。

○委員長（平澤 等君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 次に８目住民運動推進費、継続でございます。町内会連絡協議会運営補助金予算額３８６万９，０００円で全額一般財源でございます。町内会活動における町内会の自主的な事業及び花いっぱい運動推進への補助金でございます。内容につきましては、町内会連絡協議会運営費として３１万５，０００円、環境美化運動推進事業費として３５５万４，０００円でございます。

次に継続でございます。防犯灯維持管理費補助金予算額４７０万円です。全額一般財源でございます。夜間の犯罪及び事故等の発生を防止し、住民の安全確保のため町内会等が管理を行っている防犯灯維持管理費への補助でございます。防犯灯整備事業費補助といたしまして２０万円、これにつきましては修繕料で全額町負担でございます。次に新設で、これについては５０％補助金を出します。防犯灯電気料金補助金として４５０万円、これについては各町内会等管理の防犯灯の電気料金７５％について補助いたします。

次に１２目総合支所改修事業費です。継続でございます。大成総合支所ブラインド取替工事予算額１００万円、全額その他財源でございます。総合支所庁舎長寿命化計画に基づき適正な維持管理を図るものでございます。内容につきましては、ブラインドの取替工事でございます。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 続きまして１３目地方創生推進交付金事業費でございます。継続事業で地方創生推進交付金事業費予算額が７，２０３万９，０００円、国道支出金が１，７８５万４，０００円、その他財源としまして４，８１２万５，０００円、一般財源が６０６万円でございます。内容ですが、地域再生法に基づく事業でございます。地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主的かつ主体的な取組を支援するものであり、せたな町への交流人口の増加を図ることを目的としているものでございます。内容につきましては、新規就農促進事業で６，２５１万９，０００円、移住定住促進ＰＲ事業で２１１万２，０００円、ひやまバリアフリーレジャーと地域づくり相互連携事業で３３２万円、檜山管内７町と東京都特別区との連携事業で４０８万８，０００円でございます。

○委員長（平澤 等君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 次に３ページでございます。２款総務費、１項総務管理費、１４目諸費でございます。新規でございます。公共施設等防犯カメラ設置工事予算額１２０万円、財源内訳としまして全額その他財源でございます。内容につきましては、公共施設敷地内に防犯カメラを設置し、犯罪に対する抑止力の向上及び安全で安心なまちづくりの推進を図るものでございます。なお設置箇所につきましては、情報センター、町民体育館、認定こども園等を

予定してございます。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 同じく14目諸費でございます。継続事業で北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金予算額が68万8,000円で全額一般財源です。北渡島檜山4町による資源を活用した活性化を図るとともに、域内人材の育成や民間事業者等による連携を促進し、域内ネットワークの構築を目指すものでございます。

続きまして継続事業で、地域公共交通活性化協議会負担金で予算額が749万9,000円です。全額一般財源です。公共交通網形成計画を基に実証運行調査を実施し、地域交通の活性化を図るものでございます。

続きまして、生活交通路線維持費補助金予算額が2,111万1,000円で全額その他財源です。生活交通路線の維持を図るため、生活路線の運行に係る欠損部分を函館バスに対し補助するものでございます。内訳としまして太櫓線、久遠線、檜山海岸線があります。

継続事業です。通学定期運賃補助金予算額844万5,000円、全額その他財源です。内容としましては、町内に住所を有する者で定期券により路線バスを利用し、檜山北高等学校へ通学する生徒を対象に定期券運賃の2分の1以内を補助しているものでございます。

続きまして継続事業で、地域間幹線系統維持費補助金予算額が744万8,000円で全額その他財源です。生活交通路線の維持を図るため、地域間幹線の運行に係る欠損額分を函館バスに対し補助するものでございます。

続きまして新規事業で、デマンドバス運行事業費補助金予算額が946万6,000円で全額その他財源です。せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、町内で実施するデマンドバス運行事業に対し補助するものでございます。瀬棚須築線と北檜山太櫓線があります。

続きまして継続事業で結婚定住奨励金です。予算額が100万円で全額一般財源です。結婚してせたな町に定住する者に対して、せたな町共通商品券を交付することにより若い世代の定住を促進するものでございます。

続きまして4ページです。継続事業で、ふるさとウェディング奨励金予算額が50万円で全額一般財源です。町内での結婚披露宴の開催を誘発し、町内で結婚披露宴を開催した場合に奨励金を交付するものでございます。

続きまして継続事業で、移住定住促進住宅奨励金予算額が500万円で全額一般財源です。町内に住宅を建設する者または購入する者に対し、奨励金を交付することにより住宅建設を促進し、また人口流出等による空家対策の一助として定住化と地域経済の活性化を図ることを目的としているものでございます。

○委員長（平澤 等君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） 2項徴税費、2目賦課徴収費、継続事業で渡島檜山地方税滞納整理機構負担金でございます。予算額は86万7,000円で全額国庫支出金でございます。函館市を除く渡島、檜山17市町で構成しております滞納整理機構へ、滞納困難あるいは徴収に高度なノウハウを必要とするケースを引き継ぎ、徴収率の向上を図るとともに研修及び合同搜索等を通じて徴収に係る資質の向上を図っております。平成31年には15件の引き継ぎを予定

しており、均等割、処理件数割、徴収実績割については記載のとおりでございます。

以上をもって、２款総務費合計の予算額は９億５，９７２万７，０００円となるものでございます。

以上で２款総務費の説明を終わります。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） １点お聞かせいただきたいと思います。説明資料の１ページ、ふるさと応援寄附金について６，０００万計上されていますが、これは返礼品の基準が総務省から示されています。せたな町ではどういう対応を考えているかお聞かせください。

○委員長（平澤 等君） 小林主幹。

○総務課主幹（小林和仁君） ただ今の大野委員のご質問にお答えいたします。せたな町のふるさと応援寄附金の返礼品の割合ということで、総務省の通達どおり全品３割以下ということにしております。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 説明資料の４ページですが、移住定住促進住宅奨励金について本年度は５００万円が計上されてるんですけど、過去２７年から始まって、２７年度決算で９９０万、２８年度も９９０万、２９年度になってやや落ちて７８０万、今回の５００万というのは、建築ブームというんですか、そういうのが下火になったと感じているんでしょうか、５００万の計上に関して。

○委員長（平澤 等君） 松原推進係長。

○まちづくり推進係長（松原孝樹君） 本多委員のご質問にお答えいたします。平成３０年度の今の実績の見込みでございますが、住宅建設、町内業者での建築が３件の３００万円となっております。続いて、同じく住宅建設の町内業者以外での建設が１件の３０万円となっております。最後に住宅購入の部分につきましては７件ということで１４０万円ということで、総額４７０万円の見込みとなっております。３１年度の５００万円の予算でございますけども、この３０年度実績の見込みをもちまして３１年度への予算を計上したという経過でございます。

○委員長（平澤 等君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 家を建てると言うのはそれぞれの考えですけど、その中で内容説明の中に空家対策の一助として定住化と地域経済の活性化を図るということを目的とすると書いてありますけど、この空家対策の一環となると、これは交付条件の購入に入るわけですか。例えば中古住宅の購入とかが空家対策の一環ということになるんでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 松原係長。

○まちづくり推進係長（松原孝樹君） 本多委員のご質問にお答えいたします。本多委員のおっしゃるとおりの見解でございます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） それでは30年度、決算終わってないんですけど、30年度はこの購入に関して何件の申請がありましたか。

○委員長（平澤 等君） 松原推進係長。

○まちづくり推進係長（松原孝樹君） 本多委員のご質問にお答えいたします。先ほども30年度実績でお答えいたしましたけども、住宅購入については7件という実績でございます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 新築というのがやっぱり落ちているんだけど、私は購入というのは段々需要度が増してきていると感じております。今なかなか中古住宅を購入して、そのまま利用するという人は私はいないと思うんです。外装を変えたり、屋根を変えたり、内装まではいりませんけれど、そういった購入によって町内業者が潤うと、そういった部分での地域経済の活性化というのは、これから見込まれてくるのではないかと思います。町の考えはどうでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 中古住宅が最近増えてきているのではないかとということですけども、そのように思いますし、中古住宅が多く流通しまして地域経済が活性化することを期待してます。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） せっかくの新規事業何点か出てますので、まずこのデマンドバス運行事業管理費、予算書の50ページ、説明資料の3ページです。これは去年、試験的に太櫓線を通じてやられたということで、周辺利用者の方々に聞くと大変使い勝手が良かったという反響の中で、いよいよ本格的に始動していくんだらうという形で予算書見てますが、まず差し支えの無い範囲の中でどのような形の反響と、それから1番の利便性を含めてどんな形の中からこの2線に向って今年展開していくのか、その中での主な目的とはどんなものか、私たち委員会違うものでなかなか情報が入ってきてませんので、去年の成果とそれから今年の運行することによってこのような利便性があるということについてお知らせ願えればと思ってお聞きをします。

○委員長（平澤 等君） 松原まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（松原孝樹君） 真柄委員のご質問にお答えいたします。予算内容説明資料の中では新規事業ということでデマンドバス運行事業費補助金というようなことで、内容の説明には瀬棚須築線と北檜山太櫓線という2本の路線を明記してございます。ただ新規事業となつてございますけども、新規項目というよりは瀬棚須築線におきましては、瀬棚区生活路線バス運行事業補助金ということで、これまで計上してものいたものをここにまとめたものでございます。さらにはこの3つ上にあります生活交通路線維持費補助金という太櫓線の一部をデマンドバスにまとめたものであるということですのでまずはご理解をいただきたいと思います。

ご質問にありました今回のデマンドバスの成果でございますけども、30年度については形

成計画に基づきまして、まずは太櫓線の実証運行ということで11月と2月に行ってまいりました。内容的には事前の予約をして運行事業者である東ハイヤーに予約をして自宅まで迎えに来ていただくと、そのあと目的地の玄関まで送り届けていただくというような内容で11月と2月でやってまいりました。そのほかに事前予約のほかに乗車料金ということで一律片道200円という設定で実証運行調査をやってきたわけなんですけども、利用者の声からはこれまでは患者バスであれば基本的には病院まで、路線バスであれば目的地まで行くことができるんですけども、そのバスをまとめて事前予約をした中で、まずは1番利用者から声があったのは自分の自宅の玄関から目的地の玄関まで送迎してもらうことが1番のデマンドバスの利便性の高まりですねというような声を聞いてございます。ですので太櫓線におきましては11月、2月の試験運行をもって、その後アンケート調査も11月実施しまして、その9割方がデマンドバスに移行してほしいというような声をいただきましたので、その回答をもって協議会の中で協議しまして、この4月からデマンドバスの本格運行を実施していく予定でございます。それに伴いましてこれまで瀬棚須築線のほうでも一部事前予約のデマンドというのをやってみましたけども、31年4月からは正式に太櫓線と同様にきちんと事前予約をした中でのデマンドバス事業を実施していくというような内容になってございます。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それはわかりました。ただ今のこの路線が走るバスの張り付いている方々、本当に大変高齢化が進んでるという中で、先ほど言ったように利便性は良くなった。ところがある面でこの予約に対する、高齢になるとですね普通に電話かければいいじゃないかというけど、その辺について、もうちょっと交通整理含めて使い勝手とか、電話の情報、受けとり、こういうものをきちんと考えてやらないと、なかなかそこまで億劫ではないけど、電話をかけることに対しても、私たちまだ想像できないけど、結構高齢の方々そういう部分もあるということをお聞きしましたの、その辺についても運用しながら、それは改善含めて意見を聞きながら進めていただきたいと思いますけど、あとこれ最終的な形の中で町が抱えている公共交通の問題なんですけれども、これは私、市街地の方々に聞くと逆の意味で、こういうバスというのは、むしろ市街地のほうが交通弱者だよと。こんな声を聞いております。今日一般質問でないですから、そこまでは求めませんが、そういう方面に対しての具体的な形の中でその担当課として、市街地の交通弱者に対してなんか考えているのがあるか、それとも研究してるか、その辺について現状をお聞きしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 松原まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（松原孝樹君） 真柄委員のご質問にお答えいたします。まずは1点目の予約に対する今後の改善点ということで、実際に実証運行試験をやっている最中も利用者の声から1回、1回電話で利用するのが面倒だという声も数名から聞いておりました。ですので実際実証運行やられてる東ハイヤーでは、その辺を臨機応変に対応という形で、例えば本来ですと基本的に一回、一回利用するたびに電話で予約をするんですけども、例えば今週、明日、明後日と利用する日が明確であれば、まとめて乗車したときに予約するという方法でも良いというようなことで受付いただいております。ですのでその辺の事前予約のスムーズなやり方と

いうのは、今後も検討しながら整理していきたいと考えてございます。

2点目の市街地の交通弱者に対する地域公共交通でございますけども、まずは今は形成計画5年間ございますけども、その中で、まずは手を着けやすい、優先する路線から手を着けていくという予定でございます、30年度は太櫓線ということでございます。計画の中にはもちろん、まだバスが運行していない北檜山区内ですとか、あるいは、真柄委員がご質問されております市街地のバスの運行というようなこともこの計画の中には網羅されておりますので、その辺は今後の協議会の中でも具体的に協議しまして、できるだけ早い段階で整備していきたいというふうに考えてございます。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これは予約という形で、子供が電話を掛けても予約できるということなんですか。町民全体が対象ということで考えてよろしいんですか。

○委員長（平澤 等君） 松原まちづくり推進係長。

○まちづくり推進係長（松原孝樹君） 真柄委員のご質問にお答えいたします。デマンドバス太櫓線につきましては、小中学生は、これまでスクールバスが走っておりましたので基本的には予約なしでも朝一の便はスクールバスとして走っております。ですので小中学生はそのような対応なんですけれども、高校生については、基本的には乗車料金は小中学生は無料なんですけども、高校生は、基本的には一般とみなして片道200円という乗車料金をいただいております。すいません予約のことですね。予約につきましては、お子さんが乗られる場合でも、例えば保護者が予約するですとか、子供が自ら予約するというような内容でやっております。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私ちょっと危惧するのはそのところで、子供の予約ということがきちんと安全性も含めて担保されないちょっと問題が起きた場合大変ですということからいつて、その辺のブレーキというのは掛けるのか、どうかというのがお聞きしたいことが一つ、その辺については私はこういう時代ですから余計に注意を払った形での申し込み体験等をやらないと子供がそれを勘違いした形の中で応募すればいいんだということになると、非常に問題があっても困りますので、それについてきちんと担保していただきたいと思います。

それと今の市街地も含めての交通弱者の件ですけど、ただこれは今言う直轄事業でやるわけでない。業者も限られている中でなかなかすぐに全体を網羅するというのは難しいと思います。ただしかしそういう形にしろ交通体系のこれ何年も前からやっているシステム自体もこれ以上いったら会社が撤退することも考えられるような状態まで、各厳しい運行状況の中で、その弱者の足がやはりあまり時間をかけていくと非常に負担をかけることになるんじゃないかと思います。これは公平性の問題からどうこう言いませんけど、私何回も言われます。福祉バス通っている方が帰って都会ですねとまで言われる。これはすぐに解決すれとは言いませんけど、その辺を例えばタクシーを上手く併用しながら町も応援する体制作りながらでもそういう利便性を高めていくとか、そういうことは時間をかけないでやっていかないと、今の高齢者の方々には病院行くまでに非常に負担をかけているということも事実なんです。その辺についてもうちちょっと年度計画はわかりますけど、前向きな形でやはり高齢化の中で、なおかつ少子高齢化です

から送っていきたくても、子供も送っていけないという日常現状もありますので、その辺について理事者からで現段階でいいんですけど、取り組みについて今の段階での考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 確かに高齢化が進んでる中で買い物難民ですとか、そういったことが現実にあろうかというふうに思います。先ほど形成計画で5年間というようなことも答弁を差し上げましたけれども、まあそれはそれといたしまして一つ手段ですとか、方法を検討させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） せっかく評判が良くてなおかつこれ町民の方が負担してもいいからこういうサービスを続けてくれということですから、であればその中のクロッシングはどの金額がいいのかわかりませんが、やはりそれは早目に対応してあげて今いう病院への利便性を高めてやることによって、逆に病院へ、やっぱり行きやすくなるということで、むしろ豊岡の奥のほうにいるお母さん方はなかなか大変だと、行きたいけどもという形がありますので、そんな形のシステム体系を、これは超高齢化の町という中では非常に喫緊の課題だと思いますので、ぜひ今副町長示しましたので、先頭に立ってそういう形の研究を重ねていただきたいと思います。それとなおかつこのバスに関しては、できればほかの地域の方もたまに乗せてあげてこういうシステムがあるんだよということをPRしながら、やはり地域の理解を得て早くそういう形での交通体系が確立されるように努力していただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 松原係長。

○まちづくり推進係長（松原孝樹君） 真柄委員のご質問にお答えいたします。4月からの本格運行ということで、あと残りわずか3月ではございますけども、その辺をもう一度、協議会委員、あるいはバス事業者等と調整しまして進めていきたいと思います。真柄委員のご質問にありましたバスでの体験という意味では、交通網形成計画の中にもソフト事業という位置付けで、バス乗車体験会ですとか、そういうものの中にはございますので、これをできれば31年度中に実施するという方向で計画してございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） せっかくですので新規事業もう一つだけ。総務課3ページの上段、公共施設防犯カメラ設置事業、これ新規事業です。それでこれ防犯カメラについては町だけでなくいろいろな団体、あるいは警察等のいろいろな公共を通じたこの親睦団体等でも何年も前から話題になってきた案件でございます。それでこれダメだというのはないですが、この趣旨についてちょっと読ませていただきましたけど、今これでいくと情報センターとそれから町民体育館、それから認定こども園に設置する。あくまでも公的施設の中でのこの設置ということなんですが、この3カ所に設置する基準というのは、どういう基準の中でまずここに置くことにしたんですか。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） まず設置箇所については、確かに真柄委員おっしゃってるとおり以前から例えば北檜山市街地町内会、防犯協会、警察等からいろいろな形でこの防犯カメラの設置要望というのはありました。その中でこの箇所については、当然公共施設にまず限ったという部分では、まず札幌で一時今回問題になったように、例えばプライバシーの問題等がまずあるということと、まず1番最初に付けるに当たって、その問題を危惧させていただいた中で、まずは自分の敷地を守ると、公共施設の敷地内を守るという趣旨で付けさせていただいて、反応を見ると言ったらおかしいんですけれども、この辺は防犯協会ともいろいろ話をさせていただき、せたな警察署と相談した中で適地ということで選定させていただきました。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 初めてのことでですからそういうところから進めていくというのは私もわかりますし、それに対してどうこうではないです。これ年度限りの計画なのか、それとも継続的に公共的な施設に対しては、何年かにかけてずっと設置していくという計画の事業なのか、その辺について今の段階での考えをお聞きします。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） これについては当然せたな町大成区、瀬棚区とも話をさせていただいて、当然公共施設をまず中心に年次計画で設置していこうということと並行して、以前、3年ぐらい前から特に北檜山の市街地町内会からご要望あるように、各事業所でまずは自分の会社内、敷地内を監視するという部分で補助金等も検討できないかという話が以前から出てますので、発展的にまず今回は北檜山区で実験も兼ねて3カ所付けさせていただいた中で、今後、防犯協会、例えば要望のございます市街地町内会等と相談しながら数を増やしていくというような考えでおります。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） ということは町がそういう形の中で公的な団体が要望した場合には、応援していく考えがあるというふうにとってよろしいですか。今後、この町の政策だけでなく公的な形の今言う準公的な形の団体等が要望した場合は、町は補助も含めてこの制度のために考えていくというふうに取ってよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） そういう方向で考えてはおりますけれども、例えばここで具体的に今うちの防犯カメラ1カ所設置費込みで40万円ぐらい予定してございます。その部分で設置費、当然公的な団体、例えば今ご要望があるのは市街地町内会等から、少しでも補助金出させていただけないかというような流れで話は来ております。また防犯協会もそういうような形で進めていただきたいということで、今年度の会議では強く要望されて新年度の予算計上となったわけでございます。そういう中で基本的にそう考えておりますが、その補助する額だとかというのはちょっと具体的にここでまだ決まってないので、申す訳にはいかないわけですが、方向としてはそういうふうに町としては考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） この3つを付けるこの予算に関しては私はまず第1歩だと思いますので、ただ今課長の話聞くとやはり団体においては早急に対応したほうがいいなという形で動いた場合に、その辺のことがあるので、もしそういう考えがあるのであればその補助対象を含めた政策というのは早目に打ち出していただきたいし、その方が地域の安全のために一つでもプラスになるということであれば、やはり年度途中でもいいですけど早目にその政策を検討していただいて、であればそれを協力する団体にとっても非常にプラスだと思いますので、それについての早めの作業というか、それをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 原課長。

○総務課長（原 進君） まずこの防犯カメラ設置については公共施設に付ける部分についても運用にかかわる要綱を定めて、まず個人のプライバシー保護というものを念頭にまずは置かせていただきます。その中で例えば今各団体等から付ける場所が、例えば公道に付ける、例えばせたな町でしたら町道が映る、不特定多数が映るような場合ですと、これやっぱり例えば札幌市ですとか、各自治体でも問題になっているんですけども付けたはいいけれども、町内会合意が取れてないので外したという部分もございます。ですからその辺を十分詰めながらどういう形、一番最初に出たのは当然自分の敷地を守る。その連続が町全体を守ることになるのではないかなという意見でもございますので、その辺には十分各団体、防犯協会、警察等と協議しながら進めていきたいと思っております。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） そのとおりだと思いますので、先ほども言いましたように、とは言いながらやはり当然この運用には逆にこの町が先行した分を非常に参考にしなければ、今の個人情報問題があって非常に難しく、今ここで足踏みしているのが現状です。各団体もです。その辺含めて、せっかく付ける際に逆なそういう意味での指導的な形のデータも含めながら提案していただいて、そういう形の応援、補助体制というのを早めに確立していただければ大変ありがたいと思いますが、その辺についてよろしく願いしたい。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 答弁。

原課長。

○総務課長（原 進君） 何とか各団体の模範となるような部分を十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 説明資料の2ページです。賃貸住宅整備促進事業です。これ予算1,000万ということで、これ業者はであろうと、例えば個人でも賃貸住宅を建てる場合に最大

100万ですか、これを助成するというので、これともう一つの移住定住促進、これとちょっと重なっている部分もあるのかと、4ページの部分については移住定住の人が家を建てる場合にはこれだけ出ますよと。こっちの方は業者なり個人なりがアパートなりそういう賃貸住宅を建てたときに定住移住に関してる人もそこに入れなければならないというか、ここに住んでる人はそれに該当しないとかという話があるようですけども、その辺の賃貸住宅を建てて業者が建てた、個人が建てた部分に、例えば、その建てた業者、関連する人が入るとするのはダメだというのは何か総務でもやったような話を聞いてますから、その辺はあれなんですけれども、ある程度町外から来ないとダメなのか、地元の人が賃貸住宅を建てた時には、その入ることについては何ら問題ないということでもいいのか。もう一つは、これ今金町も何年か前にやっているんですよ。この時は今金町は300万出しています。この住宅に関してね。だから300万出せっていうんでなくて、これ予算1,000万ですけども、建てる人がどのくらいいるかわかりませんけども、これ新規ですからやってみないとわかりませんけども、あまりいるようであれば逆に助成金額を増やすとか、新規事業ですから、そういう検証も含めてやってもらいたいのと、先ほど言った家族というのか、どこまでがその辺の線引きなのか、ちょっとわかりませんけども、その辺の線引きの状況までちょっとわかっただけでお知らせください。

○委員長（平澤 等君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） まず1点目の住宅の入居対象者ですね。賃貸住宅につきましては入居対象はありません。ありませんというのは町外からはもちろん、町内に住んでる方が住むのも対象です。移住定住ということなので、移住とそこに住んでる人がそのまま住む定住なので、それに対する制限はありません。そのあとの補助対象額、上限額100万円、これにつきましては、先ほどおっしゃられてたもう一方の移住定住促進住宅奨励金これが上限100万円なんです。ですからこれと合わせてこちらの賃貸住宅につきましても上限を100万円というふうに設定させていただきました。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 当然継続の部分では100万円ですよ。ただ賃貸住宅になるとやはり2件とか3件とか4件の住宅を建てるんですよ。そうすると仮に片方は個人住宅なり、1件ですよ。片方は賃貸住宅の場合は字のごとく賃貸ですから、多分1件じゃないですよ。そうすると建てる金額が結局3,000万、5,000万の話になるんです。そうするとこの同じ賃貸住宅を建てるのに規模がそれだけ大きくなるのに、一般の住宅を建てる助成の100万がそれだけの規模建てるのに3,000万、5,000万も使うのにその100万でどうなんだという私は考えなんです。ですから例えば賃貸住宅が2件で、一つの建物が2件入るよとか、例えば1件ずつ4棟建てるよとかありますよね。だからそういう部分で、ようするに1件100万じゃなくて、それだけの賃貸住宅を建てるのであれば、それなりの補助を考えるべきじゃないのかという私の考えです。

○委員長（平澤 等君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） すいません私の説明が足りませんでした。賃貸住宅の補助につきましては、1戸ですので、1件というより、例えば今細川委員言ったように、2棟

あったら200万、上限は200万、4棟あったら400万というような考えでいます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ということは新たに棟を作るでなく、1棟ですよ、1棟に2件なり3件って理解していいんですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） すいません間違えました。1棟に2戸あれば200万、1棟に4戸あれば400万と考えてます。部屋数といいますか世帯です。

○委員長（平澤 等君） 答弁よろしいですか。

小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 世帯です、1世帯分が100万上限ということです。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことであれば周知するにしても、その辺全然わかんないから、だから前のチャレンジ事業もそうなんだけども、ある程度やはり町民にきちんとかいうシステムはこうなんだよと。単純に考えてる人は1件建てるなら100万か、これならなあっていう話も出てるから、だから1棟先ほど言ったように4世帯入るんであれば、それは400万出すよということであれば私もわかります。それともう一つは、例えば建て主の家族や親族なりが例えばその住宅に入るとした場合には、なんか入れるとか入れないとかっていう話は聞いてますけども、それは全然問題ないということで定住、移住の関係でそこに住んでる人であれば、その住宅に入っても何ら問題ないという考え方でよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 総務厚生常任委員会の時には資料を出させてもらったんですけども、これを多分住民周知する場合には使うことになると思うんですけども、これには実施期間、対象条件で助成要件、補助金交付までの流れを載せています。今おっしゃいました助成要件の中に自己もしくは自己の親族又は特定の事業者との従業員等に限定して入居させるもので無いこととなりますので、親族あと会社の従業員用の居宅は対象外というふうに考えてます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 規定があるというのはわかりました。そういう中で例えば建てました。4件建てました。ところが入る人がなかなかいないと、ですから例えば従業員でも入れて、ようするに回収しないとないですよ。空家にしておくわけにはいかないから、そういったときでも全く入ったらダメなのか、その従業員であるからダメというのはちょっと自分もわからないけども、移住、定住ですから従業員だって町の町民ですよ。その町民を住宅に入れない、入れられませんということになるとちょっとおかしくないかなと私思いますけども、その辺どうですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 従業員に限定してということですので、ようは従業員アパート、会社の社宅は対象にしないということです。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。言ってるのはそのそういう専門ではなくて、例えば1件空きましたと、空いたところにそういう人が入ることについてなんら問題ないでしょうねということを聞いているんです。元々その従業員入れるための賃貸住宅じゃなくて、普通に入ってもらう住宅なんだけども、たまたま入る人がいなくて1件空いてたからそこに従業員しかたないから入ってくれやということも考えられるので、それはいいんですかということを知っているんです。

○委員長（平澤 等君） 小板橋課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それは対象になると思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。周知の方法いろいろあると思いますけども、わかりやすく周知してもらうのと、こういう制度があれば多分1, 0 0 0万なんかすぐに無くなるのかわかりませんが、無くなってもらいたいというふうに思いますので、それと併せて町も結構住宅を持ってるので、民間と町との町営住宅の絡みもありますので、その辺はよく考えて、町の修繕なりなんなりしていかなければならない古い町営住宅も結構あると思うので、その辺も併せながら民間の活力をどう使うか、民間に対してどんどんそういうものをやってもらって、町はそれから2割、3割下がってくるとか、いろいろな方法あると思いますので、その辺も併せて検討してもらって、より良いそういう定住なり賃貸住宅がこれから多く作ってもらえるようにしてもらって、なんとか良い方向になっていければと思うのが一つと、もう一つ、この賃貸住宅に入ってくる定住の人はあれなんですけども、例えば移住ですよ。余所から来てくれると。来てくれるときに例えばそこに普通であれば月4万かかりますよ。だけども移住してくれるのであれば賃貸住宅に入ってくれるのであれば、例えば2, 0 0 0円補助しますとか、3, 0 0 0円補助しますとか、いろいろな形のものがあると思うんだけど、やはり定住はいいけども、移住に関しては、この町に来てもらってそういうところに入ってもらおうということで町もそういう住宅ありますよね。そういう部分で移住してきてくれる人の入る所賃貸住宅しかなければ、それに入ってもらうためには、何か良い方法がないのか、その辺も併せて検討してもらえればと思いますけども、その辺どうですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 3点かと思います。まず一つはPRですね。町内もちろん事業者、個人へのPR、これにつきましては予算が確定次第早急に効果的な周知ができるようにやっていきたいと思っています。

あと民間活力これつきましても、まさにおっしゃるとおりで、この賃貸住宅のみならずあらゆる事業で民間活力を有効的に使っていきたいと思っています。

あと移住に関して、移住者に対しての補助、特典ですけども、直接的な補助等々は厳しいかもしれませんが、何らかの特典、せっかくせたな町に来てくれる方ですから、何らかの特典ができるようなことを考えていきたいと思っています。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） その下の通学費定期運賃補助金について、これ継続事業なんですけど町ではせっかくこういう良い事業を継続してるんですが、なんせ少子化が進んで大成区なんて檜山北に行く子供が1人、2人という状況なんです。今までもずっと継続してきて何とか町としての考えも、町内の高校に通っていただきたい檜山北に通っていただきたいという思いも特にあったのは十分に認識するんですが、選ぶ権利子供たちにはあります。今の細川委員の質問にも関連するかもしれませんが、もう少し2分の1から補助金を上げるなり、例えば子供たちが少ない中で檜山北に通いながら部活も一緒にやっていると。これ教育委員会とも関連するかもしれませんが、その負担している部費の中から路線バスの時間を過ぎたあとは、部活の方でバスを出し、その部費から負担してるということもあるようなんです。そういうことも含めて皮肉に聞こえるかもしれませんが、町長、子育てしやすいまち宣言をした町としてはそういうところも少子化対策にもなるかなと、PRにもなるかなという思いがあるんで、今回予算措置してますが、いい事業なので継続するにあたって、もっと内容が濃くなるような方向で検討してやっていただきたい。ぜひやっていただきたいんですけど、予算措置してますので、何らかの要望、あるいは町からPRも兼ねて学校の現場にお子さんを持つ家庭に声を掛けるといことで、ぜひご検討いただけませんか、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） まず継続事業の通学定期運賃補助、これは継続でやらせていただきたいと思います。それと今、お話ございました部活の関係、部活の部費から通学費を捻出してるということでございますので、それ辺は確認をさせていただいて…

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 通学費の助成は助成として、部活が路線バスの時間に間に合わない時、各家庭が、部活動費として負担してる中からそのワゴン車なりを借りる時に、その部費の中から出しているという話も聞いたんです。そこが父兄の負担になってるので、そういうところもこの通学助成に合わせて、もう少し広い範囲で使えるような町から補助するような形で検討していただきたいというふうに思うんですけど、いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 交通安全上いろいろなことがあると思いますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 2款総務費の質疑を終わります。

説明員の交代のため、暫時3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時15分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に3款民生費の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは資料の4ページ民生費でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で福祉バス運行業務予算額375万7,000円、全額一般財源でございます。町内の老人福祉団体や社会福祉団体などの地域活動の推進を図るため運行業務の委託でございます。

続いて継続でふれあいバス運行業務予算額200万9,000円、全額一般財源であります。ふれあいバス信金号の運行業務委託であります。

次に継続で社会福祉協議会運営事業補助金予算額3,493万6,000円、全額一般財源で、社会福祉協議会の運営に対し支援をするものであります。

次に継続で灯油購入費助成費予算額970万円で、道補助金が50万円、残りが一般財源であります。町内に居住いたします高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房に必要な灯油代の一部を助成し経済的負担の軽減を図るものでございます。

続きまして3目老人福祉費継続で、敬老会開催業務予算額223万6,000円で全額一般財源であります。町内5会場で開催されます。敬老会開催に係る経費であります。

次に継続で介護保険居宅サービス事業補助金予算額4,429万4,000円、全額一般財源であります。北檜山恵福会並びに大成慈恵会において実施しておりますデイサービスセンターの運営に対する補助であります。

次に資料の5ページでございます。継続で老人クラブ運営事業補助金予算額191万円で道補助金が63万5,000円、残りが一般財源であります。老人クラブ連合会の活動費に対する助成であります。

次に高齢者・身障者入浴料助成費予算額1,070万円で、特別会計等からの繰入が190万円、残りが一般財源であります。福祉施策として町内3施設を利用する高齢者等の減免措置額と差額を補填するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 4目の高齢者医療費で療養給付費負担金予算額1億9,808万9,000円、後期高齢者医療費に係る広域連合への負担金で、被保険者数2,043人、1人当たりの給付額は約117万6,000円を見込んでおります。

○委員長（平澤 等君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 続きまして5目障害者福祉費、継続で障害者地域活動支援センター業務予算額728万2,000円、全額一般財源であります。センターの運営管理をNPO法人せたな共同作業所ふれんどに委託実施しているものであります。

次に継続で障害者雇用促進事業補助金予算額36万円、全額一般財源であります。障害福祉の向上を図るため、新たに障害者を雇用する事業所に対しまして支援をするものであります。

次に6目福祉施設管理費、新規事業で鵜泊団地母と子の家改修工事予算額1,360万8,000円、全額公共施設整備基金繰入金であります。築51年が経過し老朽化が著しいことから施設の全面改修を行いまして、利用者の利便性の向上、さらには施設の維持保全を図るもの

であります。

続いて同じく新規事業で小倉山へき地保健福祉館改修工事予算額 8 万 5, 000 円で全額一般財源であります。こちらの施設も築 46 年が経過し、老朽化が著しいことから所要の改修を行うものであります。

続いて 7 目老人ホーム運営費、継続で老人ホーム三杉荘運営事業予算額 8, 835 万 6, 000 円で全額措置費と入所費用徴収金であります。三杉荘の運営に係る経費であり入所者の福祉の増進を図るものでございます。

○委員長（平澤 等君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 9 目の重度心身障害者医療費助成事業費で予算額 3, 049 万 2, 000 円、一定の要件に該当にする障害者に対しての医療費助成で、対象人数は 280 人を見込んでおります。

続いて 10 目のひとり親家庭等医療費助成事業費で予算額 326 万 7, 000 円、ひとり親家庭の親及び子への医療費の助成事業費で対象人数は親、子合わせて 190 人を見込んでおります。

次に 2 項児童福祉費、1 目の児童福祉総務費、児童手当予算額 6, 274 万円、児童手当法に基づき国の基準により予算措置をしたところでございます。

子ども医療費助成事業予算額 2, 292 万 5, 000 円、対象人数は未就学児童から高校生まで計 760 人を見込んでおります。

未熟児養育医療給付事業で予算額 40 万 1, 000 円、2 名 2 カ月分を見込み予算計上しました。

続いて妊産婦医療費助成費予算額 100 万円、平成 28 年度からの交付実績に基づきまして予算計上いたしました。

次に 2 目の保育所費で保育所運営費予算額 3, 446 万 2, 000 円、常設保育所 2 施設の運営を行うものです。

3 目認定こども園費、認定こども園運営費で予算額 7, 852 万円、幼保連携型認定こども園 1 施設を運営をするものでございます。

4 目の児童福祉施設費で学童保育所運営費予算額 1, 460 万 7, 000 円、小学生が対象で 3 区において運営するものでございます。

7 ページとなります。5 目子育て支援費、子育て支援センター運営費で予算額 388 万 4, 000 円、認定こども園及び各保育所内において開設、運営するものでございます。

次に子ども・子育て支援事業計画策定業務で予算額 260 万 7, 000 円、子ども・子育て支援法に基づき翌年度から始まる第 2 期の子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。

民生費予算額合計は 16 億 6, 367 万 1, 000 円となります。

以上で 3 款民生費の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 4ページの敬老会開催業務についてお尋ねします。これは出席見込み数950人ということですが、これは敬老会に出られる方のみの予算でよろしいでしょうか。

○委員長（平澤 等君） 竹内主幹。

○保健福祉課主幹（竹内亜希子君） 実績で見込みました。

○委員長（平澤 等君） 梶田委員。

○委員（梶田道廣君） これ以前一般質問の中で、どなたか忘れましたけれどもあったとおっております。その中で年々敬老会に参加された方が少なくなっている。これはこれで必要だとは私は思っておりますけれども、かといって出ない方もそうですが、出れない方も多々おられると思います。こういう方々に対してささやかでも何か記念というか、印というか、そういうものを考えてもいいのではないかなと思うんですけど、その点はどういうふうに考えてますか。

○委員長（平澤 等君） 竹内主幹。

○保健福祉課主幹（竹内亜希子君） 現在敬老タオルということで75歳以上の方にタオルをお配りしております。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 各会計予算の63ページです。役務費の中に手数料354万3,000円ですか、結構な手数料だと思いますので、この手数料の内訳を教えてください。それとハイヤーの使用料、これ確か前年度400万くらい見てたんですけども今回これしか見ていないのはなぜこんなに減ったのか。ちょっと私が見間違いしてれば申し訳ないんですけども、多分そうなってると思うんですけども、そこをお知らせください。

○委員長（平澤 等君） 平賀次長。

○養護老人ホーム三杉荘次長（平賀英治君） 細川委員の質問にお答えいたします。手数料の内訳ということですが、順番に読んでいきます。流し尻雑排水汚物処理手数料が6万4,800円、受水槽清掃及び水質検査手数料14万7,960円、貯湯槽清掃及び水質検査手数料17万4,960円、消防用設備点検手数料41万9,256円。

○委員長（平澤 等君） 平賀次長、主な物出してください。大きい金額から説明してください。全部では時間がかかります。

○養護老人ホーム三杉荘次長（平賀英治君） 健康診査手数料144万円、定期健康診査手数料24万円、これは年2回の定期検診の手数料です。大きいところではこれくらいなんですけど、大丈夫ですか。

○委員長（平澤 等君） 細川委員、資料で貰いますか。

○委員（細川伸男君） コピーしてもらって。

○委員長（平澤 等君） 平賀次長、内容について委員の方から今の中身についてプリントしていただきたいという要請がございます。できますか。今の説明した内訳です。質問2点出て

ますから次の質問答えてください。

平賀次長。

○養護老人ホーム三杉荘次長（平賀英治君） 使用料の減になったということで、市街地に移転になったことから今まで公用車とか出払っていた時に、入所者が歯医者、病院受診に行く時に車がないときにハイヤーを利用してましたが、市街地になったことからハイヤーの使用料の減ということです。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ハイヤーの使用料にしても400万も支出しておいて、今回1万5,000円ですよ。幾らそうだからって入居者は当然、自分で自立して歩ける人なんですから、例えばその人方がハイヤー使ってこれ使ってるなんて話にもならないだろうし、三杉荘の職員が使わない限りそういう支出はないと思うんだけど、その辺ちょっと間違っていないか、答弁してください。

○委員長（平澤 等君） 平賀次長お願いします。

○養護老人ホーム三杉荘次長（平賀英治君） すいません、失礼しました。ハイヤー使用料は微々たるものなんですけど、車借上料、去年引っ越しに伴って2トン車をリースしたんですよ。その分が大幅に減ったということです。すいませんハイヤー使用料は間違いです。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 去年ハイヤーでなくて中身が違うということですか。確か前はハイヤーの使用料で390何万ですか、なってますよね。それが車のリース料だということで、間違っってハイヤーに上げたということでよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 平賀次長、休憩しますか。

暫時休憩します。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時38分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今委員の皆様のお手元に手数料の内訳について配布されました。これについて細川委員ご意見ございませんか。よろしいですか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の手数料の中身だいたいわかりました。それで例えばこのごみ処理手数料ってありますけども、例えば衛生センターに払ってるゴミ手数料として考えてよろしいんですか。自ら持って行って自ら手数料を払ったということでもよろしいんですか。

○委員長（平澤 等君） 上野所長。

○養護老人ホーム三杉荘所長（上野宏行君） ただ今のご質問にお答えいたします。ごみ処理手数料につきましては、自分で施設のゴミを搬入する部分と、燃えるごみの購入の手数料ということでご理解願いたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今、自らの持って行って手数料払ったと、これが1点ですね。それと燃えるごみについては袋のこと言っているんだと思うけども、それを購入して出してるということですね。そこでこの手数料も、例えば自分達で持って行った時には車の借上料なりどこかに入ってると思うんだけど、例えば三杉荘で持ってる車で持って行っていると思うんですけれども、その状況をお聞きしたいのと、それとやっぱりこれ事業所ですからね、三杉荘が一般の収集所に出すということは、ちょっとまずいのかなと思うんだけど、その辺の考え方はどうなんですか。

○委員長（平澤 等君） 上野所長。

○養護老人ホーム三杉荘所長（上野宏行君） ただ今の質問にお答えいたします。運搬の車の借上げにつきましては、瀬棚支所の軽四トラックを借用してやっております。

次のご質問の事業所の排出ごみでございますけれども、この件につきましては衛生センターに確認をしているところでございますけれども、衛生センターにおきましては、事業所のごみを別に保管処理するという部分でございませぬので、私たちの三杉荘におきましては、一般のごみと一緒に排出してるということでございます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ということはあれですか。一般事業者たくさんありますけども、一般事業者は廃棄物処理法で自ら処理しなければならないという法律ありますよ。それが衛生センターがそれでいいというのであれば、当然いいんだろうけれども、ただ事業者として、そこがよろしければ、ほかの事業者もどんどん出しますよ。今ほかの事業者は自ら処理をしなければならないということなもののだから、自ら処理できないから処理業者、ようするに運んでる業者に頼むとか、また建設業でそういう産業廃棄物なり一般廃棄物の許可の持ってることをお願いしてやってるというのが現実なんです。それを三杉荘が一般の事業者あくまで私は事業者だと思えますけども、その事業者が自らが処理するふうになってると自分方は商売やって法律を遵守してやってる中には、そういう自らが処理しなければならない。だから自らが燃やしたりなんなりしなければならないけども、そういう施設を作るたら大変だから、せたな町で一般廃棄物については、一般廃棄物というのはあくまでも一般家庭から出るごみ、これ一般廃棄物ですよ。合わせて今言ったように事業者の場合は、当然事業者は自ら処理しなければならないという、そういう規定もあるので今聞きますと衛生センターがそれでいいということなんで、私もその辺はお聞きおよびしまして、ようするに一般の自分たちで出せない町の施設の一般廃棄物、燃えるごみについても出せないで処理してもらってるところがあるんで、それがいいのであれば私もそれなりにその人たちに教えてやれば、その人たちも事業者だと思って出さないでいるんですから、それが良いということになれば、当然言って出してもらおうかなと、出してもいいよという話をしたいと思いますので、それに間違いはないということでよろしいんですね。

○委員長（平澤 等君） 上野所長。

○養護老人ホーム三杉荘所長（上野宏行君） その辺もう一度、衛生センターに再確認しておきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 3 款民生費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 4 3 分

再開 午後 3 時 4 4 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に 4 款衛生費の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは 7 ページ衛生費でございます。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、継続で母子健康診査等予算額 6 8 1 万 9, 0 0 0 円で、国道補助金 3 7 万 7, 0 0 0 円、その他といたしまして自己負担金 2, 0 0 0 円、残りが一般財源であります。母子保健対策として妊婦健診、乳児健診等を実施し母子支援に努めるものであります。

次に継続で患者輸送バス運行業務予算額 1, 4 6 3 万 8, 0 0 0 円、全額一般財源であります。へき地保健医療対策といたしまして通院手段となる患者輸送バスを運行するものであります。

続きまして継続で道南ドクターヘリ運航経費負担金予算額 2 5 1 万 2, 0 0 0 円、全額一般財源であります。道南ドクターヘリの運航に係る自治体負担金であります。

○委員長（平澤 等君） 西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） 続きまして継続でございます。病院事業会計繰入金 3 億 6, 6 9 7 万円、全額一般財源でございます。この中には財政調整基金からの繰入金 7, 9 9 4 万 5, 0 0 0 円が含まれてございます。交付税算入分いわゆるルール見込分といたしまして 1 億 8, 0 9 2 万 1, 0 0 0 円を計上いたしました。各施設の内訳につきましては、平仮名でせたなと書いているのがせたな国保病院でありまして、漢字瀬棚が瀬棚診療所、大成は大成診療所となっております。記載のとおりでございます。

続きまして建設改良、不採算分いわゆるルール分以外といたしまして 1 億 8, 6 0 4 万 9, 0 0 0 円を計上いたしました。各施設の内訳につきましては下段のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 次に資料の 8 ページでございます。2 目予防費、継続で予防接種業務予算額 1, 7 3 7 万 8, 0 0 0 円で、その他財源として国保会計等からの繰入金 1 3 2 万 2, 0 0 0 円、残りが一般財源であります。乳幼児や高齢者等に対し予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努

めるものであります。

次に3目健康づくり事業費継続で健康づくり事業予算額1,944万7,000円で、がん検診事業等の道補助金56万6,000円、その他財源として健診の自己負担等で560万3,000円、残りが一般財源であります。町民の健康づくり、健康保持のため各種がん検診、健康診査、健康教室、疾病予防などを実施するものであります。

○委員長（平澤 等君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 続きまして4目環境衛生費で合併浄化槽設置補助金予算額は120万円、補助金額の上限を30万円とし今年度は4件を見込みました。

9ページとなります。資源ごみ回収奨励金予算額104万円、ごみの減量化と資源ごみの有効活用を推進するため、子供会や町内会など回収団体に対して奨励金を交付するものでございます。

次に6目公営温泉浴場管理費で公営温泉浴場管理運営事業予算額2,134万4,000円、瀬棚区やすらぎ館温泉の運営経費でございます。

2項清掃費、1、目清掃総務費で北部桧山衛生センター組合負担金予算額2億2,274万円、内訳では普通負担金として2億1,091万9,000円、算入費用負担金1,182万1,000円を計上いたしました。

2目し尿処理費、し尿等処理事業予算額3,637万2,000円、し尿収集運搬業務等で1,909万5,000円、下水処理場処分負担金で1,594万9,000円を計上いたしました。

衛生費予算額合計は9億3,017万円となります。

以上で4款衛生費の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 9ページ北部桧山衛生センター組合の負担金に関連して課長に質問いたします。先ほど細川委員が三杉荘の所長に質問してたんですけど、衛生センター組合のほうで課長、先ほど上野所長が言ったように一般ごみの処理を普通に良いんだよという答弁をしたのは、これ課長、細川委員おっしゃったようにこれ問題になる可能性が高いんです。今この議会の中で例えばモニターで見た事業所が、うちも一般ごみと一緒に搬入していいのかと取られかねないので、課長、三杉荘の所長と連携を取りながら確認してください。大きな問題になりますから、どうですか。

○委員長（平澤 等君） 町民児童課坂谷課長補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） 福祉事業所から出ます廃棄分につきましては、事業系の一般廃棄物として衛生センターで処理が可能という回答を衛生センター組合のから受けております。ただしその時に問い合わせしたのは、主に紙おむつという条件で聞いてございます。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） おそらく所長もそこは認識していると思うんです。私もそれは間違い

なく認識しているんです。ただごみ処理をする時に袋を購入して、それを一般家庭ごみのそのステーションにもしかしたら出しているような形で伝わるので、その辺も確認してそういうことの問題が起きないような方向で、担当課も含めて三杉荘と連携しながら行なっていただきたいということです。

○委員長（平澤 等君） 坂谷課長補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） 確かに福祉事業所等から出るごみですが紙おむつですとか、容量も1回に出す量が多くなりますので、例えば町内会で設置しているごみステーションですとか、一気に満杯になってしまうということも考えられますので、その辺は協議しながら検討したいと思います。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） せたな町ではないですけど、他町でそういう問題が、事例がすでにありますので、我が町でそういうことが起こらないような形でぜひ対応していただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 吉崎課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） ただ今石原委員からご指摘ございましたので、三杉荘の現状を十分把握しながら、また衛生センター組合とも共通認識に立ちながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 課長、再確認です。ほかの事業所との整合性、不公平感そういうふうなことが起こらないような形ですぐに対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 吉崎課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） そのように進めてまいりたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 4款衛生費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時03分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

5款労働費の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 資料の9ページになります。予算書では77ページになります。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、継続事業であります。渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会負担金予算額6万8,000円で全額一般財源です。八雲町、長万部町、

今金町、経済団体と連携した協議会活動により、季節労働者の雇用確保や就労促進に係る事業を推進するものでございます。

以上、5款労働費合計予算額15万8,000円でございます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 5款労働費の質疑を終わります。

次に6款農林水産業費の説明を求めます。

佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） それでは資料は10ページ、予算書では77ページからになります。6款農林水産業費、1項農業費で1目農業委員会費で農業委員会費1,209万2,000円、道補助金217万5,000円、その他財源4万9,000円は各種事務事業の委託金などで、残りの986万8,000円は一般財源であります。農業委員15名の報酬380万円のほか農業委員会の活動に係る経費であります。

続きまして3目農業振興費で環境保全型農業直接支払交付金事業536万2,000円、道補助金402万円、残り134万2,000円は一般財源です。法律に基づき地球温暖化防止や生物多様性の保全など、一定の要件を満たした営農活動に対し支援するものです。今年度の取り組みを予定している農家は11件、91ヘクタールを予定をしております。

続きまして経営所得安定対策等推進事業255万6,000円、道補助金207万4,000円、残り48万2,000円は一般財源です。本制度の推進母体であるせたな町農業再生協議会への事務費の補助であります。

続きまして中山間地域等直接支払交付金5,127万2,000円、国道補助金3,846万2,000円、残り1,281万円は一般財源です。法律に基づき平成27年度から5カ年の事業年度で実施している本事業については、対象農用地の面積に応じ交付金を交付するもので、交付金の使途は、北檜山、若松、瀬棚の3地区の集落協定参加者の合意により決定し活用されている事業であります。

北海道農業次世代人材投資事業454万円、道補助金453万8,000円、残り2,000円は一般財源です。国の要件を満たした青年就農者に対し、給付金を交付し就農支援をするものであります。対象者は平成27年度に新規就農した2件です。

続きまして4目畜産業費です。地域おこし協力隊員、酪農ヘルパー等支援員413万4,000円全額一般財源です。地域おこし協力隊を採用し酪農ヘルパーの人手不足の解消や将来に向けた担い手づくりを図るものあります。

続きまして町営牧場指定管理事業500万円、その他財源133万2,000円は牧場草地の一部貸付に伴う賃貸料で、残り366万8,000円は一般財源であります。町営牧場の管理運営に対する指定管理料です。

続きまして北部檜山酪農ヘルパー利用組合事業費補助金120万円全額一般財源であります。酪農ヘルパー利用組合の運営に対する補助であります。

続きまして優良家畜導入事業補助金 1,100 万円、全額その他で産業振興基金であります。平成 30 年度から 4 期目対策として 3 カ年実施する事業で、乳用牛や肉用牛などの優良家畜導入費用に対し、4 分の 1 以内を助成し生産性の向上を図るものであります。

続きまして新規で家畜自衛防疫組合補助金 30 万円全額一般財源です。せたな町家畜自衛防疫組合が実施する防疫対策事業に係る経費の一部を補助するものであります。

資料は 11 ページになります。次に 5 目農地費です。基幹水利施設管理事業、団体営事業 2,769 万 6,000 円、国道補助金 1,567 万円で、その他 516 万 5,000 円は受益者の負担分で、残り 686 万 1,000 円は一般財源であります。真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整備に要する経費です。

続きまして国営造成施設管理体制整備促進事業、団体営事業 503 万 5,000 円、道補助金 377 万 1,000 円で、残り 126 万 4,000 円は一般財源です。土地改良区の管理に係る推進事業と農家賦課金の負担軽減を図る支援事業分であります。

続きまして農地耕作条件改善事業、団体営事業 1,912 万円、道補助金 1,041 万 5,000 円、その他 870 万 5,000 円は受益者負担分です。耕作条件の改善を図るため、暗渠排水 3.2 ヘクタール、農作業道 420 メーターの工事を実施する予定であります。

西兜野排水機場設備改修事業、団体営事業 600 万円、道補助金 330 万円、残りの 270 万円は一般財源です。西兜野排水機場の高架水槽の更新を行うものであります。

続きまして大富地区防災減災事業、道営事業 1,144 万円全額一般財源です。大富排水機場の排水ポンプの分解整備及び電機機械類の更新を行うものであります。

続きまして新規事業で若松地区農地整備事業、道営事業 11 万円、全額一般財源です。北檜山区栄、共和地区の用排水路の区画整理、暗渠排水の整備を平成 31 年度から平成 40 年度までの工期で行うもので、平成 31 年度は土地改良専門技術員による現地調査を行うための費用です。

続きまして 6 目農業センター費です。農業センター業務運営費 1,078 万円、その他財源は土壌分析手数料、ブロッコリー苗の売払収入や農協運営負担金等 437 万 6,000 円で、残り 640 万 4,000 円は一般財源であります。施設の管理運営に係る経費で、主な業務は生産部会や普及センターなどからの要望のある試験栽培ブロッコリーの育苗などを実施するものであります。

続きまして 7 目農業施設管理費です。ふれあいプラザ外部建具等改修工事 600 万円、道補助金 300 万円で残りの 300 万円は公共施設整備基金です。老朽化した正面玄関や非常口などの改修を行います。

以上で農業費の説明を終わります。

○委員長（平澤 等君） 横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） それでは 2 項林業費です。12 ページからになります。未来につなぐ森づくり推進事業人工造林補助金 990 万 9,000 円、道補助金 609 万 7,000 円で、残り 381 万 2,000 円は一般財源となります。道の単独事業で、民有林の伐採跡地などの人工造林に対して支援するもので、本年度 37.0 ヘクタールを実施いたします。

次に一般民有林造林事業除間伐補助金につきましては、町単独の上乗せ補助として除間伐 388 万 8,000 円で 133.27 ヘクタールを全額一般財源で実施いたします。

次に森林活性化間伐材等搬出支援事業補助金 300 万円につきましては、全額産業振興基金です。民有林地の間伐などに係る搬出経費の負担軽減を図り、森林の整備を促進するため 1 立方メートル当たり 2,000 円の助成をするものであります。

次に新規事業で町有林循環利用造成工事 730 万円、道補助金 210 万円、木の売払い見込み 400 万円で、120 万円が一般財源であります。植えて、育てて、伐って、また植えるという森林資源環境モデルを構築するもので、更新伐、皆伐の面積は 3.1 ヘクタール、植栽本数は 4,850 本でトドマツを植栽いたします。場所については大成区宮野地区を予定しております。

次に町有林下刈工事 290 万円、道補助金 180 万円、残り 110 万円は一般財源です。今年度は北檜山区、大成区において町有林の下刈り約 44.90 ヘクタールを行い植栽した幼木の成長を促進するものであります。

次に 3 項水産業費の説明をいたします。水産多面的機能発揮対策事業負担金 104 万 1,000 円、道補助金が 30 万円、残り 74 万 1,000 円は一般財源です。町内 5 活動組織が行うウニの密度管理や海藻種苗の投入などの活動に対し経費の一部を補助し、藻場の再生を図ります。この事業期間は平成 32 年度までの 5 年間です。

次に檜山ナマコ栽培漁業定着事業負担金 500 万円全額一般財源であります。北海道や関係 6 町が連携しながら檜山管内水産振興対策協議会を設置し、広域事業として行うナマコ資源の増大対策に係る各町負担金であります。平成 29 年度から 31 年度までの 3 カ年間実施する予定となっております。

次に 13 ページです。日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金 130 万円全額一般財源です。ニシン資源復興のため檜山管内水産振興対策協議会が行うニシン種苗 100 万尾放流事業への管内各町の負担金であります。

次に浅海漁業増養殖事業補助金 859 万円全額一般財源であります。本事業につきましてはウニの移植放流に 697 万円、ウニの種苗移植に 162 万円を補助するものであります。

次にエゾアワビブランド化推進事業補助金 81 万円全額一般財源であります。水産物のブランド化として取り組んでいるエゾアワビについて、漁協青年部が潜水により管理している生育の良好な天然漁場で飼育する種苗に対し一部を助成するものであります。

次に漁業チャレンジ等支援事業補助金 500 万円、これは全額産業振興基金です。漁業における規模拡大やコスト低減、付加価値向上対策に取組み漁業経営の強化を図る漁業者等に対し、関係経費の一部を支援するものであります。

次に新規事業でアオザメ漁業被害防止対策事業 125 万 3,000 円全額一般財源です。一本釣り漁業をはじめとする各漁業において、アオザメによる漁獲物の食害や漁具の破損などの被害が発生し、漁業者の経営に影響を与えているため、駆除に要する漁具の導入、処理費用等に対する支援を行ないます。

次に水産種苗育成センター運営業務 2,574 万 4,000 円、その他財源で 378 万円は

種苗の売払い収入で、残り2,196万4,000円は一般財源です。水産種苗アワビ、ナマコの生産を行ない、前浜資源の維持、増大を図るとともに漁業者の経営安定に向けた種苗供給を行なうものであります。内容については、アワビ種苗の育成と供給、ナマコ種苗生産と供給、取水管内部付着物の洗浄、貯水槽内部の沈砂吸引、洗浄となっております。

次に新規事業で海水取水管取水口改修工事594万3,000円、全額公共施設整備基金からの繰り入れであります。海水取水設備の取水口、取水管の先端部であります、腐食したため取水口を改修し、飼育海水の安定確保を図るものであります。

6款農林水産業費合計、予算額3億5,837万1,000円、財源内訳につきましては、国道補助金9983万6,000円、その他財源5,694万1,000円、一般財源2億159万4,000円であります。

以上で6款農林水産業費の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明資料13ページの水産の新規事業、アオザメ漁業被害防止対策事業補助金ですが、大変、前浜で今アオザメによりいろいろな被害を被っているという実情を見て、このような対策を町も一緒になってやりましょうということで原資になる財源を付けていただいたということについては、非常にご理解いただいたものと感謝をいたします。それでこの事業主体者それから事業の進め方等についてももう少し詳細なものがあつたらご説明いただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 手塚課長補佐。

○水産林務課長補佐（手塚清人君） ただ今の大野委員のご質問にお答えいたします。処理の方法といたしましては、大成区でアオザメの魚体が2メートルから3メートルあるということで、それを引き上げたりですね対応できる船を漁業者から用船していただきまして、また作業員として乗船していただく方につきましても必要になってきますので、そういった方については受益者である一本釣り部会、それからタコ漁りの漁業者の方々に協力をいただいて実施していくということで、漁協ともお話をさせていただいてるところでございます。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 一本釣りを漁としている人、あるいはタコ、イカそういう部署の漁師の方が自前の船を提供しながら自分たちも捕獲事業に参画するということで、それにかかる費用弁償を町でも相応分見るという解釈でよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 手塚課長補佐。

○水産林務課長補佐（手塚清人君） 費用の中身につきましては必要な漁具の導入と処理費用、それと用船料という形で見ております。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） これは当然、今年1年で終わるものではありません。むしろ今年がアオザメ対策の具体的な走りの最初の年だというふうに捉えてます。こういう対策は長く、短期、

中期、長期にわたって現状とよく見ながら進めていく事業だと思っておりますが、町の捉え方としてはいかがですか。やはり何年かごとにしっかりと事業実態を見て更新をしながら継続的にこの駆除対策等については積極的にかかわっていくと、こういう姿勢だと思いますがもう一度答弁をいただきます。

○委員長（平澤 等君） 手塚課長補佐。

○水産林務課長補佐（手塚清人君） 漁業被害の防止という部分に関しましては、この1年ですべて解消できるものではないと思っております。今のところ何年までやるというふうに具体的に線引きのほうはさせていただいておりませんけれども、漁業被害の状況ですとか、サメの来遊の状況も変化をしていくと思いますので、その状況見ながら漁業者の方からもお話を伺いながら、その後のことは検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 今の担当職員の答弁を期待しながらぜひこの事業推進については前向きに捉えて、先ほど言ったように今年が最初の年でありますので、継続的にこの事業が図られて、前浜のアオザメ対策がしっかり進むように町もしっかりと対応をお願いしたいと思っております。以上です。

○委員長（平澤 等君） 横川課長。

○水産林務課長（横川洋二君） 大野委員からいろいろご提言ありまして、今年1年目ということで、試験的な部分もあると思いますので、最低でも2年ですね、そのあとまたいろいろ被害だとかの状況を見ながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 6款農林水産業費の質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは明日3月13日10時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認め、よって本日の会議はこれで閉じ、明日3月13日10時から再開しますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後4時26分

委員会条例第 29 条の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 22 日

委 員 長 平 澤 等

署 名 委 員 本 多 浩

署 名 委 員 石 原 広 務

平成31年せたな町議会予算審査特別委員会 第3号

平成31年3月13日（水曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 議案第 1号 平成31年度せたな町一般会計予算
- 2 議案第 2号 平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 3号 平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 4号 平成31年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 5 議案第 5号 平成31年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 6 議案第 6号 平成31年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 7 議案第 7号 平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 8 議案第 8号 平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 9 議案第 9号 平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 10 議案第10号 平成31年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 11 議案第11号 平成31年せたな町瀬棚港旅客施設事業特別予算
- 12 議案第12号 平成31年度せたな町病院事業会計予算

○出席委員（10名）

委員長 平 澤 等 君	副委員長 石 原 広 務 君
委員 細 川 伸 男 君	委員 神 田 和 浩 君
委員 本 多 浩 君	委員 榊 田 道 廣 君
委員 大 湯 圓 郷 君	委員 真 柄 克 紀 君
委員 大 野 一 男 君	委員 熊 野 主 税 君

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
-------	-----------

総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	小 板 橋	司	君
財政課長	西 村	晋 悟	君
税務課長	樋 口	靖	君
町民児童課長	吉 崎	照 人	君
認定こども園長	鎌 田	郁 美	君
保健福祉課長	福 士	裕 継	君
農務課長	佐 藤	英 美	君
農務課参事	木 村	充 弘	君
水産林務課長	横 川	洋 二	君
建設水道課長	丹 羽	孝 優	君
会計管理者	三 浦	忍 史	君
国保病院事務局長	横 川	純	君
総務課長補佐	高 橋	昌	君
まちづくり推進課長補佐	神 田	平	君
財政課長補佐	河 原	泰 幸	君
税務課長補佐	濱 登	洋 恵	君
町民児童課長補佐	坂 谷	悦 二	君
認定こども園副園長	伊 藤	喜 子	君
保健福祉課長補佐	濱 口	正 秋	君
保健福祉課長補佐	浜 高	京 明	君
地域包括支援センター所長	長 内	哉	君
農務課長補佐	吉 田	有 忠	君
水産林務課長補佐	八 木	清 義	君
水産林務課長補佐	手 塚	武 人	君
水産種育苗成センター副所長	栄 田	健 志	君
建設水道課長補佐	松 本	大 裕	君
建設水道課長補佐	平 本	和 輔	君
国保病院事務局次長	中 川	仁 讓	君
総務課主幹	小 林	美 知 子	君
財政課主幹	黒 澤	裕 行	君
財政課主幹	井 村	千 明	君
町民児童課主幹	萩 原	亜 珠	君
保健福祉課主幹	古 守	亜 希 子	君
保健福祉課主幹	竹 内	佳 隆	君
建設水道課主幹	川 上		

建設水道課主幹	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
まちづくり推進係長	松	原	孝	樹	君
広報統計係長	伊	藤	哲	史	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
課税係長	尾	野	真	也	君
徴収係長	伊	瀬		亮	君
戸籍年金係長	稲	船	奈穂	子	君
児童福祉係長	小	池	秀	樹	君
国保医療係長	中	山	康	春	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太	君
保健推進係長	垣	本	利	子	君
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
居宅介護支援係長	今	川	勇	吾	君
耕地係長	斉	藤		真	君
畜産係長	稲	船	洋	志	君
水産種育苗センター業務係長	池	田	裕	之	君
水道係長	大	野	秀	幸	君
出納係長	山	川	彩	子	君
庶務係長	近	藤	智	博	君
医事係長	三	浦	三	津	君

《大成総合支所》

支所	長	佐	野	英	也	君
次	長	佐々	木	正	人	君
大成診療所事務	長	古	守	幸	治	君
主幹		藤	谷	知	昭	君
主幹		奥	村	大	樹	君
主幹		水	野	万	寿	君
大成保育園	長	國	井	美	千	代
住民係	長	村	井	貴	大	君
福祉係	長	藤	谷		希	君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関 功 悦 君
養護老人ホーム三杉荘所長	上 野 宏 行 君
次 長	増 田 和 彦 君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀 英 治 君
瀬 棚 診 療 所 事 務 長	古 畑 英 規 君
主 幹	谷 川 一 志 君
主 幹	栗 谷 一 樹 君
瀬 棚 保 育 所 長	沼 口 恵 子 君
住 民 係 長	河 野 葉 子 君
福 祉 係 長	原 田 宰 君
産 業 係 長	油 谷 好 彦 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	杉 村 彰 君
大成教育事務所長	荻 原 勝 幸 君
瀬棚教育事務所長	杉 村 輝 明 君
学校給食センター副所長	久 津 間 智 君
主 幹	山 本 亨 君
総 務 係 長	長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
---------	-----------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係	原 田 翔 太 君

再開 午前１０時００分

○委員長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

出席委員１０名で定足数に達していますので、予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

引き続き整理番号第１、議案第１号平成３１年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

歳出７款商工費からとなります。

内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それでは資料の１３ページです。商工費の説明を申し上げます。予算書では９２ページからになります。７款商工費、１項商工費、１目商工振興費、継続事業で商工会補助金でございます。予算額１，１５０万円、全額一般財源です。商工会の適正な運営による商工業の振興を図るとともに経営改善普及事業等による会員の経営安定負担軽減を図るものでございます。

続きまして中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金予算額３８万円、信用保証協会の保証料及び貸付金利の一部を補給し経営の安定化を図るものでございます。

続きまして１４ページです。商業チャレンジ等支援事業予算額５００万円で、全額その他財源で産業振興基金です。商業等において新規事業や事業拡大を図ろうとする創業者等に対して、経費の一部を助成し、商業等の活性化を図るものでございます。

続きまして新規事業です。全国風サミット運営費補助金予算額２５０万円で全額一般財源です。第２０回全国風サミットｉｎせたな開催に係る運営費用の一部を補助するものでございます。

続きまして２目観光振興費、地域おこし協力隊予算額１，０７５万２，０００円全額一般財源でございます。観光協会を中心とした官民協働の新たな地域観光の推進と特産品全般の取組推進を図るものでございます。

続きまして新規事業です。映画講演会開催業務です。予算額１２６万５，０００円で全額その他財源、地域振興基金です。映画そのらのレストランの関係者による講演会を開催し、映画撮影の際に感じたせたな町についての印象等を講演いただき、町民が町の魅力等を再認識することにより今後のＰＲ活動や地域おこし活動に活かすものでございます。

続きまして観光協会補助金です。予算額９３２万９，０００円で、財源内訳としまして２７２万９，０００円の地域振興基金と残り一般財源６６０万でございます。観光協会の体制を強化し、町内の観光産業の地盤づくりを進め、観光産業の振興を図るものでございます。

続きまして、イベント事業補助金予算額６３５万円で、８０万円の地域振興基金と残り５５５万円が一般財源です。せたな漁火まつり、水仙祭り、わっためがして大成、太田観光イベント、これらの事業へ補助するものでございます。

続きまして新規事業です。テント天幕更新事業補助金です。予算額４５万円で全額一般財源です。老朽化による破損や汚損が著しく、旧観光協会、大成観光協会のテント天幕についてせたな観光協会の名称印字で作成し、イベント会場の統一化を図るとともに模擬店等の衛生面の

向上を図るものでございます。

続きまして15ページです。3目観光施設管理費、観光施設及び各種公園等運営及び維持管理事業です。予算額5,279万9,000円、国道支出金が1万3,000円でその他各施設の使用料等591万9,000円、残り4,686万7,000円が一般財源です。記載の観光施設及び各種公園等の適切な管理運営を図るものでございます。

続きまして4目国民宿舎あわび山荘管理費、国民宿舎あわび山荘管理運営事業予算額1,644万8,000円、全額一般財源です。国民宿舎あわび山荘の適切な管理運営を図るための指定管理料と施設の管理に係る経費です。

続きまして5目温泉ホテルきたひやま管理費、温泉ホテルきたひやま管理運営事業としまして予算額1,340万4,000円、全額一般財源です。温泉ホテルきたひやまの適切な管理運営を図るための指定管理料と施設の管理に係る経費です。

以上、7款商工費合計で予算額1億3,673万2,000円となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 15ページあわび山荘の指定管理料について質問をさせていただきます。昨日の予算委員会の中で指定管理の指定については、あのようなことも含めて承認をいただきました。今日はこの指定管理の額の提示がありましたのでここでいろいろ質問させていただきます。この1,600万の指定管理料の中身と言いますか内訳ですけれども、いわゆる宿泊部門等々の運営に係わる部分と、それから日帰り入浴を委託して管理していただいているという部分の合算での1,600万というふうに私捉えてますが、その辺についての町の見解をお聞きしたい。それからもう一つは今、単独で日帰り入浴の施設を運営している場所がありますし、かつて大成区でも保養センターとそれから国民宿舎あわび山荘と二つに分けて日帰り入浴サービスをしたときもあります。日帰り入浴の保養センターがまだあった頃、平成26年頃の概況ですと、おおよそ1,000万くらいのせたな町の持ち出しがあると、北檜山温泉ホテルの横にも日帰り入浴の施設がありました。これも単独運営してた頃の収支を見ますとおおよそ1,000万位の町の計上予算で事業運営をしていると、瀬棚区で日帰り入浴のサービスを行っていますが、これは収入で約1,000万、支出で2,300万円位ですか予定されてるということで、これも1,000万近い町の経常予算の中で行政サービスとして行っているということですので、仮に昨日の話をずっと進めていくとしてどっかで通年山荘の日帰り入浴を町で管理運営していくとなると、私もその位の1,000万相当の通常の行政サービスの予算を町は新たに組んでやっていくことになるんだらうというふうに捉えてるわけですが、その辺についての町の見解と言いますか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） あわび山荘の今の入浴施設が直営になった場合の町の持ち出し、一般財源の話であろうと思いますけども今まさに大野委員がおっしゃられたように大体やすらぎ館等の額と同じような2,000万くらいの歳出と1,000万くらいの一般

財源になるかとうちの方でも考えております。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） これはもういろいろ見方があるんだろうと思うんですが、1,600万の指定管理の中で仮定として日帰り入浴だけを町単独で通年やるとなると約1,000万程の経常経費を計上してやるということになります。指定管理の概念はそれぞれ捉え方いろいろあるんでしょうけども、算術的な話をさせていただきますと1,600万からその日帰り入浴の1,000万を仮に引いたとして、残りの600万相当が今あわび山荘で運営しているいわゆる宿泊施設等に係わる経費の絶対値だというふうな捉え方も私はできるんじゃないかと思います。そういった中で山荘が今まで大成区において行なってきた様々な利益行為、これについては申すまでもなく大成区における雇用の場であるとか、あるいは地産地消、あわび山荘というネーミングからしても、あわびの供給先からあわびの需要先というそういう産業振興の意味での位置付け、それから地場の商店等から様々なものを購入しているという経済効果、それから先ほど観光振興でと言いましたようにいわゆる滞在型観光をせたな町としては積極的に進めていくんだという観点からいけば、その受け皿づくりとしてのあわび山荘のこの位置付け効果というものは様々なあるんだろうと思うですね。町長は昨日の答弁で盛んにその指定管理料それから財政負担のことで様々な言及されたお話をされましたけれども、私はやはりそういう公益的かつ公共的な面である程度の町長の政策予算の中で、これにしっかりとそういった様々な効果を組入れてあわび山荘の施設の利活用というものを考えるならば、踏み込んだ町長の政策判断の中である一定の予算計上というのがあって然るべきだろうというふうに考えてます。その辺について町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 理事者に求められています。

町長。

○町長（高橋貞光君） 日帰り入浴になるにしても1,000万という程度の予算が必要という話でございました。そもそも大成には保養センターという日帰り入浴施設が別にありました。北檜山にも同様の施設がございました。財政厳しい状況の中でこの改善を図らなければならないということから両方の町の日帰り入浴施設を廃止して、あわび山荘あるいは北檜山の温泉ホテル両施設にその機能をお願いして改善を図ったという状況でございます。したがって今の日帰り入浴施設それから宿泊施設はあわび山荘の一体の施設ということでございます。こうした状況の中で経営をお願いしているところでございまして、したがって町としましてはいろいろな状況を勘案して1,600万で上限を設定させていただきました。出来るだけこの範囲でこの経営を継続していただきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） その1,600万という数字の見方を先ほど私なりの理解でお話をさせていただきました。そう捉えている方もいるというふうにお聞きしています。いわゆる仮に温泉温浴日帰りを単独で町が行政サービスをして継続してやるという約束ですから、そのことになると小板橋課長からも1,000万相当の通常の一般の予算計上していくことが必要になってくると、これ先ほども言ったように引き算足し算ですけども、そうであれば約600万程

は今の指定管理者の宿泊部門等々の運営に係わる不足分とそれは総体で捻出してますから一概にそういう言い方はできないのかもしれませんが、数字の解釈からいくとそういうことも成り立つのかと思ってます。町長がおっしゃるように通年1,600万ずっとこれから入れていかなきゃならんという概念は私はちょっと違うんじゃないかと捉えています。町にお聞きしますけれども、昨日いろいろ議論をして3つの要件を付議した上で両者合意したということです。町長いかがですか。先ほど、私が話したようにこのあわび山荘大成区にとっては大変象徴的な事案であります。大成区民はやはりあそこに山荘があることそして先ほど言ったような山荘がもたらす様々な効果、このことについて大成区民は非常に希望を持てますし、期待も持っているし合併当時最大の懸案事項であったというふうに私も捉えています。合併後ここまでなんとか継続してきたと理事者の頑張りも大いに評価したいと思いますが、そういう大成区民の先ほど言ったように地産地消のアワビの供給先それからその漁業振興それから先ほど言ったように地場の働き手のない大成区における雇用の促進の場、それから地域経済の循環型の仕組み、そしてもう一つは先ほど言った観光としての滞在型観光を進めていくんだという施設の受け皿としての位置付け等を考えますと、やはりこれはいろいろ昨日3つの提案があつて一つの方向性を示されたとは思いますが、その31年度の1,600万で走っていく中でもう一つ踏み込んで色々状況が改善されたら町長の政治判断あるいは山荘との協議の中でこのことを前に進めていくという余地といいますか、伸びしろといいますかそういうことも視野に入れた中での31年度の運営であつてほしいというふうに思うわけですが、町長はその辺についてはどのように捉えておられるか町のそういう姿勢をお聞かせしていただきたいと改めて思います。

○委員長（平澤 等君） 大野委員に申し上げます。

ただいま予算審査というふうなことで金額的なことございますけども、予算審査の額それから政策的な面ということで2つの方向に渡つてるとしますので今の発言内容を整理して、この予算額についての質問、それから政策的な質問で分離して考えたいと思いますけども、そのような発言になりませんか。

私は大野委員に聞いてます。

（議事進行発言あり）

○委員長（平澤 等君） 議事進行ですか。

石原副委員長。

○副委員長（石原広務君） 指定管理料について委員長がおっしゃることも一理ありますが、全くもって関連してるので妥当な質問だと私は思います。そういう取り計らいをお願いします。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

私は決して止めてるわけではございません。分離して質問した方がわかりやすいと思います。そういった発言でございます。そういった質問で受けます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 合意した3点の中では10月を目途に宿泊部門を廃止するというふうになってますけども、大野委員のご質問はの中で好転した時に引き続き温泉公社でできないのかという話かと思うんですけども、担当としましては現状の財務状況では余

程のことがない限り難しいのかなというふうに考えております。逆にそのあと新たな組織、別な体制で、もし今のままのあわび山荘で経営したいと管理運営したいという組織等があれば、またそれは条件等々でまた別な話で協議検討があるかというふうには思います。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 昨日の３項目の合意事項は主な中身については小板橋課長から説明をいただきました。それを前提に３１年指定管理をお願いするということも昨日決まりました。その指定管理料の額は１，６００万だということを今、予算委員会中で議論してるわけですが、再三私がいうのは小板橋課長からも答弁の中にありましたように、この運営状況の中で奇しくも良い方向が見えて引き続きやれるような状況が生まれてきた、あるいは違う形での山荘を活用することが表に出てしっかり議論する場ができた。そういう状況をむしろ積極的に作って町としても遅滞なくということは難しいのかもしれませんが、やはり施設として眼前としてあるわけですし、先ほど言った効果、雇用それから大成区民の様々な山荘への期待感そういうものを私は斟酌しますと、やはり公益性、公共性に十分富んでいる事業だというふうに思いますので、そういうふうに考えますのでそこからいって町長にはひとつ英断をして何とか継続してやっていけるような、そういう余地、伸びしろを是非３１年の中で持ち続けながら、鋭意検討していきたいという姿勢を示していただきたいということを再三、今求めているわけですがいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 温泉公社にありましては昨年１２月で撤退したいという１０月にそういう申し出がございまして、後に撤回をするということがございました。公社としてはずいぶん悩みながらこの最終的な判断をしたものとこれは重く受け止めているところでございます。したがって町としてはこの理事会の決定を尊重したいというふうに思います。その上でさらに新たに法人が山荘を引き継いでいきたいという話がございましたら、それはその時点でいろいろ状況を精査した上でお願いできると判断があるとすればそれはそういう方向に行くのは可能性がないとは言えないというふうに思っております。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 昨日の指定管理のお話の中で出席委員の中から、あの話が仮定として廃案になった場合には３月３１日をもって指定管理者が居なくなるという状況を非常に危惧されている発言がありました。そこは昨日の皆さんの懸命な判断で前進めることができてもある意味ほっとしてはいますが、そうであればなおさら３１年度経営していくんだということは先ほど言った３項目の様々な要件が付带的にあるとはいえ進んでいくわけですから、再三繰り返しますけれども、その中で経営改善が見られる、あるいは進んで町長がおっしゃってるような心配が少しずつ解消されるとそういう見通しが着いた時には町長の英断を持ってですね、もう少しこういうふうな方法でこういう方策でこういう形で続けていこうやというような何回も言いますが余地を残したような協議をぜひ、これから合意するんでしょけれど、そういう含みも含めた中での最終的な合意をしていただきたいというふうに私は強く要望したいと思うんですがその辺いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） これ担当としての考えですけれどもあわび山荘管理してきた貝取潤温泉公社にありましては、平成27年頃から特別委員会の後ですね、公社と町と協議しながら鋭意公社なりに経営改善、努力されてきたところでございますけれども4年間、5年間やってきましたけれどもこのような結果になったということで公社の方でもそういう判断をされ、町とこのたび合意してあのような3点合意したことですけど仮に31年度何かの好転したとしても、やはりそれは31年度限りであってその後も続くというふうにはならないと思いますし、この過去4年間、5年間やってきても公社なりに頑張ってきたと思うんですけどもこのような状況になったということでこういう判断をされたと思いますので31年万が一好転したとしても、それはその時の外的な要因で好転したというふうに思いますので、担当としましては合意のとおりに進めていきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） これ以上なかなか突っ込んで行けないのはいろいろ経緯経過、平成27年の特別委員会の決定事項を受けて以降の町と山荘で理事者との協議その数年にわたる協議の結果こういうことになったと言われれば、私としてはそれ以上何も申し上げる術はないと思いますけれども、しかし山荘の理事者は理事者なりにしっかりとその負託に応えて一生懸命運営をしてきたというのも事実ありますし、大成区民にとって山荘の継続的な維持運営これは何度も言いますが象徴的な事案です。合併時に一番私達、旧大成議会で心配して新町に引き継ぐ時に何としてもこの山荘の経営運営、維持管理については新町においてもしっかりとさせていただくものなりと、そういうことで新町に臨みました。しかし今ここに来て当事者の山荘の理事者が27年から今日までの協議の過程の中で最終的にそういう判断をされて両者合意の上でこういう結論になったんだと言われれば、それ以上口はなかなか言わずらいんですけども、さりとて町長、大成区の区民の様々な思い、そしてあの必要性というものは町長自身も十分感じておられるんだろうと思うんですね。それを無下にして閉鎖してしまうということについては私も非常に残念でなりません。ですからせめてその先に再考できる道筋だけは、しっかりとここでお約束していただきたい。先はどうなるかという担保がないにしても、せめて町長の姿勢というものを私達は感じながら、次に期待感を持って行きたい。昨日副町長もいみじくもそういった趣旨の発言をされております。今、小板橋課長の方からも新たな仕組み等々も含めてその状況が担保されれば、それはやぶさかでないというお話です。町長いかがですか。そうであれば今の理事者ともこの31年一緒に走っていくわけですから、確かに3項目の合意事項があつてそれで絶対だと言われれば何もないんですけども、せめて少しの可能性も私はあるのであればそういう町長の政治的判断も含めて余地を残していただきたいと再三申し上げますがいかがですか。

○委員長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

温泉公社にありましては苦渋の決断をされたものというふうに受けとめておりまして、これは長い間ご苦勞されて来られました理事者の皆さんには敬意を表したいと思います。しかし最

最終的に皆さんの理事会の決定としてこうした苦渋の決断をされたということにつきましては、これは私たちとしても重く受け止めなければならないというふうに思っております。その上でこの31年度お願いをすると、整理へ向けてのお願いをするということになるわけですが、その過程におきまして私たちとしても理事者の皆さん方といろいろ協議をする機会があるというふうに思いますので、その後のこの施設のあり方等については十分協議をさせていただいて、できるだけ大野議員の考え、大成町民の期待というのものもあるでしょうから、それは新たな委託先と言いますかこの施設を利用されるそういった法人がいないかという分について努力をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 大野委員も質問した中とちょっと重複するんですけども、指定管理料ようするに今は瀬棚区でやってる温浴施設、今回の予算見ても2,100万位に対して1,000万位の収入で持ち出しが1,100万位かっていうことになってますよね。それと例えば北檜山の温泉ホテル、温浴施設に関してマイナスが約400万位ですよね。温浴施設の分としてあわび山荘の場合は私もこれ予算書見てずっと温泉施設と宿泊施設と重複してる部分もあるのかと思ってずっと見て自分なり計算していくと2,100万くらい経費が掛かると、収入は800万位しかないんです。そうするとあわび山荘にしてみれば金額が指定管理料としてそれを見てるかどうか別にしても1,200万から300万くらいの温浴施設の持ち出しをしてるんだろうなと計算上。そうするとその同じ指定管理料を払ってるあわび山荘は1,600万だと1,600万のうちの1,200万は温浴関係に使われているのかなと、そうすると400万くらいがその指定管理の中の一部だなと。一方、北檜山の温泉ホテルは約400万位のマイナスってことは1,300万出してますから約900万位が指定管理料の一部なのかなと私なりに考えてね。そうしていくと逆に言ったらあわび山荘は温浴施設に係る経費の方が多いもんですから当然お金が掛かりますよ。宿泊部門で計算していても私の計算上は400万くらいなんですよ。北檜山の温泉ホテルは1,300万のうち先ほど言った380何万ですか約400万ですよ。そうすると900万くらいが指定管理料の中の一部だなというふうに私は考えるとあわび山荘の指定管理料の金額としては山荘の分としてのですよ。それが約400万位の計算なんです。そうすると町が考えてるこの指定管理料、こういうものっていうのは何を基準に何をもってその指定管理料のその上限がさっきも出てましたけれど1,600万だという話もしてますけども、お互いに温浴施設を持ってんですよ。温浴施設をもって温浴施設を町民のために何とかしようということで頑張ってるんですよ。その係る経費が例えば瀬棚区の経費とあわび山荘の経費と大体同じくらいです。若干あわび山荘の方が収入が少ないから持ち出し金額が200万ちょっと増えるんですよ。ですから私が言う1,200万は温浴施設の管理費として考えれば当然だなと、残るのが400万ですよ。片方、北檜山の温泉ホテルは約400万の温浴施設についてはマイナスですよ。収入はどうだと考えれば北檜山の温泉ホテルは売店収入も確かありますから3,200万か、その位ありますよね。それだけあってもマイナスになると収入が3,200万あってもマイナスなんです。収入が多くなればなる程経費も掛かるから当然マイナスになってきてると私は思いますよ。温泉ホテルから出てるこの資料

見ますと、そうすると指定管理料として1, 600万が上限だという話ですけれども片方はお互いに瀬棚区も北檜山の温泉ホテルも大成のあわび山荘も温浴施設に係る部分は全てマイナスなんです。どう考えていたって、だからそのマイナスをどう考えてるのかなと指定管理料と温浴施設のマイナスの分を一緒にして考えるということになれば私はおかしいと思いますよ。あわび山荘の方はそれを引くと指定管理料として出してるのはわずか400万ですよ1, 600万に対して、北檜山の温泉ホテルは温浴施設は約400万のマイナスですよ。それに1, 300万出してるんですから指定管理料としては900万出してるんですよ北檜山の温泉ホテルには、あわび山荘は400万ですよ。全然金額違うじゃないですか。ですから指定管理料の区分、考え方それをきちっと示してもらわないと私たちも納得もいかないし、現実として数字で出てますから瀬棚の温浴施設も北檜山の施設も大成のあわび山荘も全て金額出てますよ係る経費がどれもこれも皆マイナスですよ。マイナス一番大きいのはあわび山荘ですよ。その次瀬棚、北檜山と来るんですけれども町が出している金額が同じ金額は山荘とここは違いますが掛かる経費が多く出てる分があるのに指定管理料が同じ考え方であればおかしくありませんか。その辺の整合性というのは担当課長どういうふうに考えます。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） これは考え方ですから、担当としましては指定管理料、温泉宿泊施設を指定管理に出してるわけですから温泉部門、宿泊部門というふうな分け方としては考えてません。温泉宿泊施設をどのようにいくらの金額でどのように管理してもらうか、サービスを向上してもらって利用者に喜んでもらえるそういう施設の管理を提供できるかというのが指定管理者の選定条件の大きなポイントですので温泉という売り込みポイントが付いてるわけですから、それで宿泊をどのようにやっていくか。これが一番の指定管理の最大のメリットですので町としましては担当としましては宿泊、温泉という分けではなくて温泉宿泊施設というふうに考えてますのでトータルでどういうふうにサービスを提供してもらうかということを考えてます。

○委員長（細川伸男君） 今トータルでっていう話ですけれども、じゃあプラスになってるんですよ、片方は実際に。お金貰わなくてもゼロじゃないけどもそこまで出さなくたって運営できるんですよ。その運営出来てるところに以上に出す必要はあるんですかしらば。片方はどうやっても厳しいという状況ですよ。そういう状況の中でそれはもうダメだよと片方は余剰金まで積んで、今回だって500万からの黒字ですよ。それに合わせて同じく1, 300万出してるんですよ。おかしくありませんか。こんなにいないよと、うちはこっだけあれば間に合うんだからって相対で考えていけばそういう話になるんじゃないんですか。合わせて町から出るお金仮に指定管理料が今ある1, 600万だとしたって、北檜山温泉ホテル1, 300万だとしたら1, 300万の中の一部を例えば今年度はそっちに回してなんとか経営がうまくいくように回避してやるんだと町から出るお金は同じなんです。片方は黒字になってお金は要りませんという状況になってるのに片方は大変だから出して下さいと言ってるんですから、町から出るお金は変わらないと思いません。黒字経営している会社に指定管理料だからって総体で考えてるっていうんであれば無理に多く出す必要あるんですか。1, 300万毎年出すから

1, 300万出すんだってそんな考えにならないんじゃないんですか。あくまでも町の予算だってそうでしょ。例えば総務管理費でも1, 000万使うんだと500万余ったとその500万余るから使えよとこんな話にならないだろうと思いません。町から町民の税金から出すんですよ。出す以上は出さなければならぬところに税金を投入しないと、出さなくてもいいところまで投入する必要があるんですか。それこそ町民納得するんですか。例えば個人的に私は仮に裕福だと、そんなものはいらないよと法律的な問題であれば出すものは出さなければならぬけれども、出さなくてもいい町の財政が厳しいんだとこれから先も厳しくなるんだと言っていて、余剰金まで作れる黒字の会社と同じだけの指定管理料払うんですか。おかしくありませんか、一般町民皆聞いてますよ。そんな利益のあるところになぜ同じ指定管理料として相対で温浴施設と宿泊施設一緒だからといって、貰わなくてもいい会社にも余分なお金注ぎ込むんですか。苦しんで今それを返してあげればなんとかこの先もいけるんでないだろうかといって頑張ってるそういうところがあるんですから、とりあえずそれをずっと続けなさいっていう話じゃないですよ私は。一旦そういう部分を町で町から出るお金を有効にこっちはいくら、こっちはいくらと使ったってそれは全然問題ない話だと私は思いますけれども、その辺黒字であってもなんであっても指定管理料として削ることなく出し続けるっていうか町は1, 600万以上は出さないって言ってますけども、ずっと1, 300万で過去2年、3年続けてきてプラスで来てるんですよ毎年。それにしても1, 300万出してきてんですよ。そしたらいい加減プラスになったんだから後はこの部分でやって下さいとそういうこと言えないんですか。どうなんですか黒字の会社のところに町民の税金を投入するんですからそういうことで町は良しとして考えるかどうか答弁して下さい。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 指定管理料の考え方にもなるんですけれども町としましては28、29と温泉公社は北檜山の観光振興公社はプラスの計上してはありますが、それは2年度、たまたま2年はプラスでしたけれども、そのあと今年度につきましてもまだ決算は出てませんがそのような大きなプラスになるというふうには聞いておりません。ですので28、29においてはプラスの計上しましたが30年度の決算においてはそのように大きな、プラスになるというふうには聞いておりませんので1, 300万の指定管理料が妥当であるというふうに考えております。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 温泉ホテルそんな高くないと言いますが、持ってませんか。温泉ホテルから来た昨日配ったやつありますでしょ。それに収支計画に載ってるんじゃないんですか。500万プラスになってますよ。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 昨日お配りしたのが31年度のやつ。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ですから、このくらいのプラスとなるということは今回だっておおよそどのくらいプラスなんですか。もうわかっていると思うけど。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 30年度はですね先日の取締役会の資料によりますと数十万というふうに聞いております。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） その辺は今年の決算私は全く見てないからわかりませんが、今年が数十万しかないものをなんで来年度の31年度の収支決算でこれだけのプラス極端な話500万もプラスになるような話になりますか。30年度数十万しかないものを31年度のこれ予算ですよ。これ見れば500万なってるんですよ。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） そういう状況を踏まえて観光振興公社としては新たな事業計画、収支確保を組んだものと思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それであれば多分、課長方は決算と予算と合わせながら指定管理の協議していると思いますけれども、誰考えたって数十万のものを500万からの黒字になるっていう予算書出るっていうことはよっぽどの営業努力しないと私は出ないと思いますよ。だいたい金額が今までの売上金額が相対しても出てますから、それが急に全部引いた残りの金額が予定として出てますよ。ですから私はそれはそれとして、あとでまた次の話しますけれども、結局今までそれだけ黒字になったというのははっきりしてますから黒字の部分はやはり遠慮してもらって、そういう考え方を持たなければならないと思いますよ。まして温泉ホテルは第3セクターで町の資本入ってますから51%これも税金です町の、そういう町からの繰入れなりそういう税金を投入して第3セクターで作ったわけですから、そのお金だって町民から貰った税金から出てるんですよ。その税金がたまたま資本金として残ってんですから、あとの49%は民間から出資された出資金ですよ。総体で1億ですよ。その1億の中の昨日ちらっと出ましたけれど7,000万か7,000なんぼまだ残ってますよという話です。そこまでお金が残ってるんですよ。逆に今回25年度の時のいろいろな話した時にマイナスになったらそれを使ったらどうだという話もしたこともあります。プラスになったら資本を戻したらどうだということもありました。指定管理料で出すのであれば、元々町が51%出してるんですから指定管理料出さなくたってそれを食っていけば良い話ですから、残しておく必要もないですから、ですから今あわび山荘はそういうことでいろいろ苦しんでどうしたら良いかと決算書出したら会計上、一般社団法人の体は成してないということで指定管理の受付も受けられないと、はなから受付もしてもらえないとそれは私は300万の資本が無くなってる部分があるからそういう話になってるのかと私はそこまではわかりませんが、多分そういうことだろうなと思いますけれども昨日も話したけども大成の現状それと人口の減少それと働く場所が無いそういう状況の中で民間もいくら努力しても今のこの状況を増やすだけの体力も仕事もないと思いますよ。そういう時に町が折角そういう分目でやってる施設を活かさないでどうするんですか。町民だって働く場がなくなったら困りますでしょ。役場だって人口減ってくればどんどん職員だって要らなくなるんですよ。そういう部分で今やらなければならないこと、なぜ今やらないんですか。

あとで無くなってくるのは仕方ないですけども今の段階で町長の言う人口減少なんとかしなければならぬ。じゃあ人口減少今まさに職場の人方が職失っちゃうんですよ。

○委員長（平澤 等君） 発言の途中でございますが発言は制止しませんが、指定管理料のお話を審査続けてるんで、いろいろな思いはあると思うんですが質問の意思を的確に理事者に伝えるために出来れば区切って質問していただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員（細川伸男君） ですから私が言ってもなかなか理解してもらえないんで、やはりこの際そういうことも申し上げながらいかないと、ようするにこれはせたま町全体の問題ですよ。あわび山荘ばかりではないですよ。それこそこういう事業をなんとかしてやらなければ町民にも皆影響するっていうことですよ。ですから折角そういう山荘があつて10何人いるんですよここにパート含めて、それを来年の春になったらもういいですよと言われたってどこいくんですか。行くところないですよ。まして大成区であればこっちに来るにしたってこっちも仕事もあまりない。勤める所があまりないそういう状況ですよ。そういう時にこそ町が率先してなんとか確保してやるという事考えなければ、いくら人口減少していきます、なんとかしましょう、町長口ではなんとでも言えますよ。けども折角そういうチャンスがあるんですから、チャンスを活かして、良しわかったと、なんとか職を失わないように町としてなんとか出来ないものかということも含めて、ただ単に合意したからとかなんとか言うんではなくて、そういう気持ちでせたま町引引っ張ってってるんですから町民にも納得できるような言動、行動示してもらいたいのと、それともう1つ聞きたいのは合意したっていう文書出してますけども合意したっていう文書の判押してなかったんですけども、きちっと判押して合意したんですか。口約束ですか。書類上きちっと合意したんですか。そこも合わせてお聞きしたい。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） いろいろとご質問があつたのかと思うんですけども私の把握した範囲での最後の合意した文書の話なんですけれども、判子はまだ交わしてません。まだ細かいところで昨日も申し上げたんですけれども3点については合意しております。細かいところ温泉部門のいつに閉めて町がいつ引き継ぐとかそれがありますのでまだ判子交わしておりませんけれども3点については合意しております。

それと先ほど、第3セクターの話されてたかと思いますがけれども細川委員は町が51%で49%の株主がいるということなんですけれども7,000万ちょっとの資本金あるんですけれども、それが多いか少ないか49%の株主さんにしたら7,000万しかないと思う方もいると思います。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 多いか少ないかというよりもお金はそれだけあるんですよ。町から51%も出してるんですよそこに。間違いないでしょ。ですから言ってるんですよ。町の税金をそこに投入してるんですよ。ですからあるのであれば、まずそこから出して運営していくのが普通の株式会社なんじゃないんですか。皆普通の会社だってそうですよ。資本金やら余剰金があればそこから出していくんですよ。誰もくれませんよ。ですから私は前から言ってますけれ

どもそういうお金があるんであれば町民のお金をまず使ってるんだからそれを崩していったってそれに充てると、それがなくなった時点でまたどうするかということで考えればいいだけの話であって私はそう思いますよ。

それと合意したとかなんとか言ってますけれども合意したのであれば、合意した文書の判あるんじゃないですか。今言うように細かいところはまだやってませんっていうけども、細かいところであろうと大きなところであろうと文書はですよ、合意したら合意したできちっと両者の判なかったら合意したことになりませんよ。口ではいい、わかりました。こうですよ。ああですよって言うだけに過ぎないんじゃないんですか。私たちに出てるのは判押してませんよ、両者ともそれでもって合意したっていう話になってくるとおかしくありませんか。合意したっていうのは、きちんと判押してお互いにそれをもってそして合意したっていうならわかるんだけども合意したっていうことにはならないと思いますよ。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 昨日、指定管理の議案の説明の際にお渡しした5、6枚ものあると思うんですけども、この1番上に2月13日にこの文書について協議しまして確認して、その場で合意いただきました。判子はありませんけども、その合意をもって翌日、公社から指定管理者の申込書の提出がありました。ですのでこの合意があった上での判子は交わしてません。でも申込書の提出があったということは3番の指定管理料については1,600万で廃止に伴う債務負担も1番、2番、3番に合意したということで指定管理者の申込書が提出されてますので、その上選定委員会に掛かってます。判子は押してませんけれどもこれについては合意されているというふうに考えています。

○委員長（平澤 等君） 質問はまだ続くと思います。

開会から1時間経ちましたのでここで10分間休憩いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

各委員また回答者に申し上げます。質疑につきまして回答も含めて対象事件の疑義を正すものであり、簡明簡潔にされるようお願い申し上げます。なお質疑が重複されている場合がございますので、その辺もお含みの上ご質問また発言願いたいと思います。

休憩前に続きに細川委員発言許します。

○委員（細川伸男君） 先ほど合意したという話ですよ。私は理事にも聞いてますけども、合意はしてませんって言っているんです。町との合意はしてません。これは間違いなく明確なお答えなんですよ。ですから私確認したんですよ。で今、課長は合意したと。合意したのであれば、お互いに判を押したものがなければ合意したことにならないし、その書面の上で、この項目について出してくれと。それは出すものは出したかしらんけども、だけでも出しただけ

で全く合意してませんと。出せって言われたから出しましたと。ですから合意して出したわけでもないという話です。その辺どうなんですか。私、相手に聞いてますけど。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 先ほど言いましたけども合意したからこそ指定管理者の申込書が出てきてます。この合意した上で1, 600万等々に合意したことで、指定管理者の申込みが出てきてますので、合意しなければ指定管理者の申込書は出てきてないと思います。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長に申し上げます。ただ今、細川委員から質問あるのは、合意したんであればそれに伴う印鑑があつて然るべきでないかという質問を再三繰り返してございます。それがない場合にはそれ合意とみなされないんじゃないかという質問でございます。それに対しての答弁願います。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 町のほうから昨日の資料ですけれども、3点提案しまして、公社からは3番の廃止に同意して、債務は町にお願いしたいというふうに2月1日付で文書が届いてます。これをもって13日に協議して、このように同意をしたということですので、これは判子はありませんけども、これは両者は合意してるというふうに考えてます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） でも合意したんであれば判も貰わなかったら、合意にならないんじゃないですか。これは逆の立場でいって、こうやって出せって言われたから出しましたと。俺は合意してないんだよと言われたらどうします。逆に聞いてくださいそしたら。間違いなく合意したんならしたという判を貰ってください。判貰わなかったら契約ですよ。合意も契約のうちですよ。それがきちんと成されてないのに勝手に町が作ったものを合意したという話にならないと思いますよ。合意するには、したという証がなければ、私だって、これ例えば契約書がなく、ようするに契約書あつても判を押してないもの、相手の判を貰わないもの、これ契約しましたって言えますか。必ず判貰うべきでしょ。まして廃止までの話になっているんですよ。大きな問題になってんですよ。そういう廃止に向けた話合いをして、これを合意したと言って判貰って、そして合意したということになるんじゃないですか。それ相手が、チラッと聞いたら合意してませんという話ですよ。したら相手の話と町の話と違うし、もちろん判も無ければ合意したという証もないのに、何で合意したと言うんですか。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 公社なり、個人的に言ってる話はわかりませんが、公社と町とはこういうふうに合意してるということです。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 公社も合意していませんと言ってますから、確認取ってください、したら。

（〔議事進行〕という者あり）

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 委員長これはいろいろな意味で確かに委員の指摘で的を得ている点もあります。ですからこの二つの形が完全に対立しているわけですから、そこを整理する作業を

してください。その形の中でできあがったものを再度提出させてください。それまで私はこれは議論するべきではないと思います。ただ私たちも昨日そういうのも合意を下に3月31日までの指定管理に関して賛成してる経緯もございますので、きちんと整理してください。その作業をしてください。

○委員長（平澤 等君） わかりました。ではただ今、答弁者、質問者の意見が食い違っている。そういう点が考えられますので、暫時休憩して調整いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時37分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ただ今の質問に対し、参考人招致を予定しております。

これより委員食事休憩に入り再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

国民宿舎あわび山荘にかかわる一連の質疑に対する町側の答弁につきまして、再度町側より答弁を求められております。

町長。

○町長（高橋貞光君） 午前中の質疑の中で合意書を交わしたかのような誤解を招く答弁をしたことにつきまして、お詫びをして訂正をさせていただきたいと思います。

申し訳ありませんでした。

互いの協議の中でこれまでそうした話になっているところでございますが、正式な合意書を交わしてはおりません。今後よく協議を進めて合意書を交わしたいというふうに考えているところでございます。

申し訳ありませんでした。

○委員長（平澤 等君） お諮りいたします。

7款につきましては参考人招致を予定しておりましたが、参考人の招致出席が明日14日、午後からとなりましたので本日の審議は7款を保留し、8款以降の質疑に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

説明員の交代のため暫時休憩します。

休憩 午後1時01分

再開 午後１時０３分

○委員長（平澤 等君） 次に８款土木費の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは説明資料の１５ページでございます。

予算書につきましては９６ページから１０３ページでございます。８款土木費、１項土木管理費、２目熱源供給施設管理費、継続でございます。源泉施設点検整備業務予算額２，９３１万４，０００円全額その他財源で公共施設整備基金でございます。内容といたしましては各施設に浴用、暖房用として温泉水を供給している各井戸の源泉ポンプ、揚湯管、水位センサーを引き上げて点検整備を行い温泉水の安定供給を図るものでございます。内訳につきましては記載のとおりでございます。

次の１６ページにまいりまして新規で熱源供給管設計調査業務予算額５７３万１，０００円全額その他財源で公共施設整備基金でございます。内容といたしましては各施設で浴用、暖房用として利用している温泉水の安定供給を図るため、北檜山区の１号井において供給管の実設計及び測量設計、延長１，０００メートルについて実施するものでございます。

次に２項道路橋梁費、１目道路維持費、継続でございます。町道等除雪業務予算額１億５，３４０万円、国道支出金１，４００万円残り一般財源でございます。町道及び公共施設の除雪業務でございます。各区の内訳については記載のとおりでございます。

次に継続です。町道等排雪業務、予算額８００万円、全額一般財源でございます。町道及び公共施設の排雪業務です。各区の内訳については記載のとおりとなっております。

次に継続です。防雪柵設置取外業務、予算額２，７６０万円、全額一般財源でございます。冬期間において地吹雪、吹溜まりの影響を多分に受ける路線について防雪柵を設置し、交通安全の向上を図るものでございます。各区の内訳については記載のとおりとなっております。

次に継続です。町道交通安全施設整備事業予算額１３５万円、全額一般財源でございます。施設の適切な補修を行い、町道の交通安全確保を図るもので内容については記載のとおりとなっております。

次に継続です。町道豊岡団地幹線側溝改修工事予算額２００万円、全額その他財源で公共施設整備基金でございます。地域からの要望である同路線の排水トラフを改修し、町道の適切な維持管理を図るもので、延長１４０メートルを施工するものでございます。

次に継続です。町道舗装補修事業予算額７００万円、全額その他財源で公共施設整備基金でございます。町道舗装の路盤調査を行い、適切な補修を行い将来にわたり安全安心な道路網を確保するため記載の路線の路盤調査及びオーバーレイ面積４５０平米と側溝敷設替え延長１８０メートルを施工するものでございます。

次に新規です。町道若松小川線防護柵改修工事予算額３００万円、全額その他財源で公共施設整備基金でございます。既存防護柵を改修し、将来にわたり安全安心な道路網を確保するため延長１４１メートルを施工するものです。

次の１７ページにまいりまして継続です。北檜山流雪溝施設整備事業予算額５，４７７万５，

０００円、国道支出金５，２８５万７，０００円、残り一般財源でございます。流雪溝等に係わる維持管理費でございます。なお維持管理については国道を道道と町道等の設置延長の比率でそれぞれの管理者が負担するものでございます。なお経費内訳負担割合については記載のとおりとなっております。

次に２目地方道改修事業費、新規です。町道花畑線外雪況調査業務予算額５６０万２，０００円、全額その他財源で公共施設整備基金でございます。地域から設置要望がある路線について雪況調査を行い、社会資本総合整備交付金を活用した事業化に向け検討するもので丹羽地区及び愛知地区の２カ所について調査を実施するものでございます。

次に継続です。八千代橋補修工事予算額４，１７６万円、国道支出金が２，６４０万円地方債が１，５３０万円、残り一般財源です。町道１２５橋の内、損傷程度及び重要路線に架かる１０橋について橋梁長寿命化修繕計画（１０カ年）を基に橋梁の長寿命化を図ることで維持管理費の縮減を図るものでございます。延長４０．９メートル、幅員４メートルの橋梁補修工事を施工するものです。

次に継続です。町道公園通３号線改良舗装工事予算額２，２４０万８，０００円、国道支出金１，３８６万、残りその他財源で公共施設整備基金でございます。現在砂利道である道路の改良を実施し、環境整備を図るものでございます。なお全体延長約３００メートル、事業期間３年計画の最終年であり今年度は延長１００メートルを施工し、事業を完了するものでございます。

○委員長（平澤 等君） 横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） １７ページの続きになります。４項港湾費です。新規事業で上架施設リフターテーブル踏板取替工事、１，０００万円、全額地方債を予定しております。リフターテーブル型枠と踏板の腐食が著しいため、作業事故が懸念されることから取替することにより施設の安全と維持保全が図られるものであります。

次に瀬棚港修築事業負担金４，９５０万円全額過疎債を予定しております。これについては東外防波堤の延伸工事に係るものであります。

○委員長（平澤 等君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 続きまして７項住宅費、１目住宅管理費、継続です。町営住宅屋根改修事業予算額３１３万２，０００円、全額その他財源で公共施設整備基金でございます。町営住宅の適正な維持管理のため屋根改修工事を実施し、居住環境の整備を図るものでございます。北檜山区豊岡高台団地１棟４戸の葺替えについて実施するものでございます。

次に継続です。町営住宅避難梯子の改修事業予算額１４５万８，０００円、全額その他財源で公共施設整備基金でございます。町有住宅の適正な維持管理のため避難梯子改修工事を実施し、入居者の安全確保を図るものでございます。北檜山区の徳島団地２号棟４カ所について実施するものでございます。

次に継続です。町営住宅設備改修事業予算額４９１万４，０００円、全額その他財源で公共施設整備基金でございます。町営住宅の適正な維持管理を図るため換気及びガス設備改修工事を実施し、住環境の整備を図るものでございます。大成区のみやこの丘団地６戸分の換気設備、

北檜山区の川沿団地１号棟から４号棟のガス集合装置更新について実施するものです。

次に２目住宅建設費、継続です。町営住宅長寿命化改善事業予算額１，６６６万６，０００円、国道支出金８２５万円、その他財源として８４１万６，０００円は公共施設整備基金です。町営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した屋上防水アスファルトについて交付金を活用しながら年次計画により改修を進めるものでございます。内容といたしましては川沿団地４号棟について実施するものであります。

次に継続です。町営住宅解体事業予算額５００万円、国道支出金２５０万、残り全額その他財源で公共施設整備基金でございます。町営住宅長寿命化計画に基づき、政策空家としている住棟について周辺環境悪化防止及び安全安心な地域保全を図るため、老朽化した町営住宅を除却するものでございます。実施につきましては丹羽団地２棟５戸を予定してございます。

８款土木費合計で７億８，２３４万６，０００円でございます。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終了しました。質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） ８款土木費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後１時１３分

再開 午後１時１４分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に９款消防費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 同じく１８ページでございます。９款消防費１項１目共に消防費でございます。予算書については１０３ページからでございます。

継続事業です。檜山広域行政組合消防費負担金予算額３億９，３４７万９，０００円、全額一般財源でございます。内容につきましては本部経費として８８２万８，０００円、消防署経費分として３億４，０５１万８，０００円、消防団経費分として４，１７１万６，０００円、消防施設経費分として２４１万７，０００円でございます。

次に３目防災行政無線管理費、新規でございます。防災行政無線デジタル化整備事業施工監理業務予算額４９５万円、地方債４９０万円、一般財源５万円でございます。内容につきましては、防災行政無線デジタル化整備工事の適正な施工と既存設備との安定運用を図るため施工管理を行うものでございます。

次に新規でございます。防災行政無線デジタル化整備工事予算額３億９１６万円、地方債３億９１０万円、一般財源６万円でございます。内容につきましては現在運用しているアナログ防災無線が平成３４年１１月で使用できなくなることからデジタル化に移行するものでござい

ます。なお3カ年で計画しております。

9款消防費合計7億3,078万4,000円、国道支出金1,089万9,000円、地方債3億1,410万円、その他財源21万円、一般財源4億567万5,000円でございます。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 9款消防費の質疑を終わります。

10款教育費の説明を求めます。

教育委員会杉村事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） それでは教育費についてご説明申し上げます。

説明資料18ページから予算書は106ページからの説明となります。

10款教育費、1項教育総務費、2項の事務局費から順にご説明申し上げます。継続で指導主事報酬204万円、全額一般財源でございます。学校教育や学校経営における諸課題などに対する指導助言を行う指導主事を配置するものでございます。

次に継続で外国語指導助手報酬、ALT分でございます。704万円全額一般財源です。中学生の英語教育及び小学生の外国語活動の充実を図るため、ALT2名を配置し小学校及び中学校の授業へ派遣するものでございます。

次に継続で非常勤講師賃金J-ALT分でございます。129万6,000円、全額一般財源です。小学校外国語指導の充実及び語学力向上を図るため町単独で英語の教員免許資格者を採用し、小学校の授業へ派遣するものでございます。

続いて継続で特別支援教育支援員等賃金2,084万8,000円、全額一般財源です。学校における学習や発達などにつまずきのある子どもに対し、学習を支援するための支援員等を該当する学校に配置するものでございます。

続いて継続で檜山北高通学費補助金59万6,000円、財源は全額生活交通確保対策基金です。瀬棚区海岸方面と大成区から檜山北高校へ通学する生徒のバス通学費の負担軽減を図るものでございます。

説明資料19ページになります。3目教職員研修費継続で研修会等補助金153万9,000円、全額一般財源です。教職員の資質等の向上を図るため、へき地複式教育研究会、学校教育研究会、特別支援学級教育研究会に対する研修費などを支援するものでございます。なお授業力向上推進事業補助金60万円については授業力向上に係わる研修事業への単独補助として昨年度交付した学校教育研究会補助金から分離して計上させていただきました。

次に2項小学校費、1目学校管理費、継続でスクールバス運行業務3,420万。

続いてスクールハイヤー使用料1,008万円、全額一般財源です。児童の遠距離通学を確保するものでございます。なおスクールバス運行業務では大里方面が1路線増、昨年度まで中学校費で計上しておりました北檜山区新成方面及び大成区長磯方面については児童数の関係か

ら今年度は小学校費で計上させていただきました。

次に２目教育振興費、新規事業でＩＣＴ機器導入事業３，８８８万９，０００円、財源は全額公共施設整備基金でございます。平成３２年１月にサポートが終了する各小学校の教師用、教室用パソコンのウィンドウズのアップデート及び各小学校のパソコン教室のパソコンの更新やグループ学習等において効果的なタブレットを導入し、ＩＣＴ機器の推進を図るものでございます。

続いて継続で要保護及び準要保護児童就学援助費４１０万９，０００円、全額一般財源です。経済的支援を必要とする世帯に対する学用品費等を支援するものでございます。

続いて３目学校施設整備費、新規で学校施設整備事業８５３万２，０００円、財源は全額公共施設整備基金です。久遠小学校２階生徒用トイレと体育館トイレの洋式化工事及び体育館暖房パネルの改修工事を実施し、児童の安全確保、学校生活の環境整備を図るものでございます。

続いて３項中学校費、１目学校管理費、継続でスクールバス運行業務６０７万８，０００円。

続いてスクールハイヤー使用料１，５８４万円、全額一般財源です。生徒の遠距離通学を確保するためのものでございます。

続いて２目教育振興費、新規事業でＩＣＴ機器導入事業１９８万３，０００円財源は全額公共施設整備基金でございます。平成３２年１月にサポートが終了する各中学校の教師用及び教室用パソコンのウィンドウズのアップデートを行うものでございます。

続いて継続で中学校活動事業補助金５０８万５，０００円、全額一般財源です。中体連事業や文化事業に対する参加経費を補助するものでございます。

続いて継続事業で要保護医療及び準要保護生徒就学援助費３４５万円、財源は国道支出金が６万１，０００円残りは一般財源でございます。経済的支援を必要とする世帯に対する学用品費等を支援するものでございます。

説明資料２０ページになります。３目学校施設整備費、新規で学校施設整備事業１，５００万１，０００円、財源は全額公共施設整備基金です。瀬棚中学校の老朽化した高圧電気設備改修工事及び普通教室部分の窓の工事改修を行い、生徒の安全確保、学校生活の環境整備を図るものでございます。

次に４項社会教育費、１目社会教育総務費、継続で生涯学習講座等講師謝礼７５万円、全額一般財源です。地域課題解決や学習ニーズに対応した学習機会の提供を図るため、各種講座等の事業を実施するものでございます。

次に継続で芸術鑑賞事業１２７万円、全額一般財源です。小学生対象の芸術鑑賞事業及び全町向け文化講演会を開催し、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するものでございます。

次に新規で中学生海外派遣事業補助金１８５万円、財源は全額スポーツと文化振興基金です。中学生をシンガポールに派遣し、ホームステイや現地学生との交流等を通して国際的な感覚を持つ人材育成を図るものでございます。

続いて継続で社会教育団体補助金２４２万円、財源はスポーツと文化振興基金１５万円と残りは一般財源でございます。文化協会、ＰＴＡ連合会、子ども育成会連絡協議会、町民文化祭実行委員会、郷土芸能団体連絡協議会、国際交流推進協議会、芸術鑑賞事業実行委員会に対し

事業費を支援するものでございます。

続いて3目図書館費、継続で学校図書室支援員賃金58万4,000円、全額一般財源です。学校図書室の充実と各図書施設との連携により、児童生徒の読書活動の促進を図るため支援員を1名派遣するものでございます。

続いて5項保健体育費、1目保健体育総務費、継続で全道全国大会参加奨励補助金300万円、財源は全額スポーツと文化振興基金です。全道全国大会へ出場する町民に対し、参加経費を支援するものでございます。

続いて継続で社会体育団体補助金379万7,000円、財源はスポーツと文化振興基金66万7,000円と残りは一般財源です。体育協会、スポーツ少年団連絡協議会、スポーツ合宿招聘事業、スポーツフェスタ実行委員会、B&G瀬棚海洋クラブに対し事業費を支援するものでございます。説明資料21ページになります。2目体育施設管理費、新規で体育施設整備事業193万7,000円、全額一般財源です。大成スキー場のワイヤー等交換のほかB&G海洋センターに係わる各施設の修繕を行い、利用者の安全と利便性を図るものでございます。4目学校給食費、新規ワンタッチスライサー購入事業151万2,000円、全額一般財源です。野菜等を切断する機器を新規に購入し、作業効率の向上を図るものでございます。

次に5目町民プール新築費、継続で町民プール整備事業2億1,215万4,000円、財源は合併特例債1億8,540万円、公共施設整備基金2,669万7,000円、残りは一般財源です。平成30年度からの継続事業、町民プール新築工事及び管理業務のほか、必要な備品等を整備し7月のオープンに向け準備を進めてまいります。

以上、教育費の合計につきましては6億7,328万3,000円となります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました、質疑を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 説明資料の19ページ。授業力向上推進事業補助金60万、中身についてもう少し詳細に事業の内容をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 杉村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村彰君） ただいまの質問に答えします。

平成30年度においては町の学校教育研究会の方に一括で補助した部分なんですけども、児童、生徒の学力向上に係わる研修事業として道内外の先進的な活動をしている学校の方に出向いて、その指導方針を学習、研究するというようなものでございます。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 次に18ページの英語教育に関するALT、J-ALTに関係するんですが、英語が教科化されます。この事業はせな町では早くから取り組んでいますので、それとのリンクするということは十分考えられるんですが先進地として様々な英語教育に対して、前々から事業に取り組んでいるということは高く評価しますが、英語教科化に伴うひとつの環境整備の中でALT、J-ALTの派遣というのも前段にあると理解してよろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 長内係長。

○総務係長兼学校教育係長（長内解人君） ただいまのご質問にお答えします。各小中学校の方にALTとJ-ALTをそれぞれ派遣いたします。

○委員長（平澤 等君） 大野委員。

○委員（大野一男君） 通常の英語の教科の時間とも、その中に入って授業の中に先生方が入って一緒に授業を組み立てていくということになるかと思いますが、そういう認識でよろしいんですか。

○委員長（平澤 等君） 長内係長。

○総務係長兼学校教育係長（長内解人君） そのとおりでございます。

○委員長（平澤等君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 10款教育費の質疑を終わります。

11款公債費の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは続きまして11款1項課公債費でございます。1目元金、2目利子、継続で公債費予算額につきましては12億4,464万円でございます。その他財源につきましては町営住宅使用料でございます。内訳は長期債元金、長期債利子及び一時借入金利子で金額につきましてはそれぞれ記載のとおりとなっております。

11款公債費合計12億4,464万円でございます。

以上で11款公債費の説明を終わります。

よろしくをお願いします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 11款公債費の質疑を終わります。

12款職員給与費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 同じく21ページでございます。予算書については122ページからでございます。

12款職員給与費、1項1目共に職員給与費、継続でございます。職員給与費11億7,933万3,000円、財源内訳といたしましては国道支出金1,190万1,000円、その他といたしまして1,650万8,000円、一般財源といたしまして11億5,092万4,000円でございます。内容につきましては特別職3人で4,679万1,000円、一般職149人で11億3,254万2,000円でございます。

以上で12款職員給与費、合計予算額11億7,933万3,000円、国道支出金1,190万1,000円、その他といたしまして1,650万8,000円、一般財源11億5,092万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 12款職員給与費の質疑を終わります。

13款予備費の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは資料の22ページでございます。

13款1項1目予備費でございます。予算額300万円で全額一般財源でございます。

以上で13款予備費の説明を終わります。

1款議会費から13款予備費まで平成31年度せたな町一般会計予算の総額は8億1,367万6,000円となった次第でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 13款予備費の質疑を終わります。

説明員の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時36分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に歳入1款町税から10款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） それでは予算書14ページをお開きいただきたいと存じます。

1款町税、1項町民税、1目個人分でございますが本年度予算額2億5,080万9,000円で前年比749万1,000円の増でございます。1節現年課税分では2億4,782万4,000円で前年比695万9,000円の増でございます。うち所得割につきましては給与所得、営業所得や農業所得等にかかり、これまでの状況や現状を踏まえて見込むと共に前年度の徴収実績等を勘案しながら予算計上させていただいております。2節の滞納繰越分ですが298万5,000円で前年比53万2,000円の増でございます。

次に2目法人分でございます。本年度予算額は3,671万3,000円で前年比332万5,000円の増でございます。現年課税分でございますが3,665万3,000円で前年比332万5,000円の増としております。これは法人197社を見込みながら計上させていただいております。2節の滞納繰越分ですが6万円で前年同額でございます。

続きまして2項固定資産税でございます。1目固定資産税は本年度予算額2億5,654万9,000円で前年比85万4,000円の減でございます。1節現年課税分では2億5,4

54万8,000円、前年比85万4,000円の減としております。これは土地・家屋償却資産を含む固定資産税でございます。2節の滞納繰越分ですが200万1,000円で前年同額でございます。

次に2目国有資産等所在市町村交付金でございます。本年度予算額は635万7,000円で前年比76万3,000の増でございます。これは北海道森林管理局や北海道の4件の交付金でございます。

続きまして3項軽自動車税でございます。1目軽自動車税は本年度予算額2,174万9,000円で前年比89万8,000円の増でございます。1節現年課税分では2,165万5,000円、前年比89万4,000円の増でございます。2節の滞納繰越分ですが9万4,000円で前年比4,000円の増でございます。

次に15ページでございます。2目環境性能割は本年度予算額59万8,000円でございます。これは本年10月から軽自動車取得税が環境性能割として町税での収入となることから、新たに目を設けたものでございます。

続きまして4項町たばこ税でございます。1目町たばこ税は本年度予算額5,003万7,000円で前年比631万4,000円の減としております。これは税率の引き上げの影響や健康増進の観点などを勘案し、予算計上させていただいております。

次に5項入湯税でございます。1目入湯税は本年度予算額219万6,000円で前年比9万円の増でございます。

町税関係は以上でございます。

○委員長（平澤 等君） 西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） 続きまして2款地方譲与税から17ページの8款地方特例交付金につきましては国の地方財政計画で示されました伸び率や前年度の交付見込み額などを勘案し、積算したものでございます。金額につきましては省略をさせていただきます。

次に9款1項1目地方交付税でございます。予算額48億6,469万7,000円でございます。地方債計画で示された。地方交付税の伸び率や合併算定替による縮減などを考慮し、積算したものでございます。普通交付税につきましては42億8,469万7,000円を計上いたしております。前年度に比べ1億8,683万8,000円、4.2%の減でございます。

次に特別交付税では前年度に比べ1,000万円、1.7%減を見込んだ5億8,000万円を計上いたしたところでございます。

続きまして10款1項1目交通安全対策特別交付金でございます。前年度同額の100万円を計上してございます。

以上で歳入1款から10款までの説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。

歳入1款から10款までの質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 歳入1款から10款までの質疑を終わります。

次に11款分担金及び負担金から20款町債までの説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは18ページからになります。

11款分担金及び負担金、1項負担金につきましては前年度に比べ819万3,000円減の1億3,778万9,000円を計上いたしました。主なものでは1目の民生費負担金、1節社会福祉費負担金の老人ホーム入所措置費負担金1億383万8,000円、2目の農林水産業費負担金、1節農業費負担金の農地耕作条件改善事業受益者負担金870万5,000円となっております。

続きまして12款使用料及び手数料、1項使用料でございます。主なものでは19ページの3目衛生費使用料、3節公営温泉浴場使用料1,063万9,000円、20ページの6目土木使用料、6節住宅使用料の町営住宅使用料8,370万9,000円となっております。

1項使用料合計は前年度に比べ276万1,000円減の1億4,159万3,000円となったものでございます。次に2項手数料の主なものでは22ページでございますが、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料のし尿等処理手数料2,456万円でございます。2項手数料合計は前年度に比べ98万1,000円減の3,050万2,000円となったものでございます。

続きまして13款国庫支出金、1項国庫負担金では前年度に比べ883万8,000円減の2億5,192万7,000円を計上いたしました。主なものでは1目の民生費国庫負担金、2節社会福祉費負担金の障害福祉サービス等給付費負担金1億5,852万円、2節の児童手当負担金4,312万4,000円でございます。

続きまして23ページでございます。2項国庫補助金では、前年度に比べ41万5,000円増の9,869万7,000円を計上いたしました。主なものでは1目総務費国庫補助金、1節地方創成推進交付金1,785万4,000円、4目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金の4事業合わせまして6,751万円でございます。

続きまして24ページでございます。3項委託金では前年度に比べ506万5,000円増の5,436万6,000円を計上いたしました。主なものでは3目土木費委託金、1節道路橋梁費委託金の北檜山流雪溝施設管理委託金4,885万9,000円でございます。

次に14款道支出金、1項道負担金では前年度に比べ426万8,000円減の1億8,901万7,000円を計上いたしました。主なものでは1目の民生費道負担金、1節社会福祉費負担金の障害福祉サービス等給付費負担金7,926万円、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の基盤安定負担金合わせまして7,649万円となっております。2項道補助金の主なものでは1目総務費道補助金、1節総務費補助金の地域づくり総合交付金1,050万円、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金の重度心身障害者医療給付事業補助金1,124万6,000円ほかでございます。

続きまして4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金では26ページの1行目でございますが、中山間地域等直接支払交付金3,840万6,000円、農地耕作条件改善事業補助

金 1, 041 万 5, 000 円、基幹水利施設管理事業補助金 1, 567 万円ほかとなっており、2 項道補助金の合計は前年度に比べ 1 億 5, 391 万 7, 000 円減の 1 億 3, 817 万 3, 000 円となっております。

次に 3 項委託金でございます。主なものでは 1 目総務費委託金、2 節徴税費委託金の道民税徴収委託金 1, 050 万円、5 節選挙費委託金の知事道議会議員選挙費委託金 746 万 5, 000 円、参議院議員選挙費委託金 1, 319 万 5, 000 円となっております。

28 ページでございます。6 目 1 節消防費委託金では平田内川ほか 2 カ所防潮水門施設管理委託金 1, 089 万 9, 000 円でございます。3 項委託金の合計は前年度に比べ 1, 632 万 7, 000 円増の 5, 141 万 1, 000 円となっております。

続きまして 15 款財産収入、1 項財産運用収入では前年度に比べ 49 万 2, 000 円減の 5, 215 万 3, 000 円を計上いたしました。主なものでは 1 目の財産貸付収入、2 節建物貸付収入の公宅料 1, 334 万 2, 000 円、4 節物品貸付収入の光ファイバケーブル等貸付料 1, 341 万 7, 000 円、2 目 1 節利子及び配当金の財政調整基金運用収入 287 万 6, 000 円、地域振興基金運用収入 930 万 2, 000 円などとなっております。2 項財産売払収入では前年度に比べ 346 万 2, 000 円増の 2, 040 万 3, 000 円を計上いたしております。主なものでは 1 目不動産売払収入、1 節立木売払収入の 400 万円、2 目 1 節生産物売払収入のあわび種苗売払収入 378 万円、3 目 1 節有価証券売払収入 1, 008 万 2, 000 円となっております。

続きまして 16 款でございます。1 項寄附金でございますが 1 節のふるさと応援寄附金で前年度同額の 2 億円を計上しております。

続きまして 30 ページでございます。17 款繰入金、1 項基金繰入金では 1 目財政調整基金繰入金 7, 994 万 5, 000 円を繰入れしておりますが、病院事業会計への繰出金の財源充当分でございます。

続きまして 2 目社会福祉基金繰入金 2, 537 万 7, 000 円は認定こども園事業や学校給食事業などの財源充当となっております。3 目産業振興基金繰入金 6, 950 万円は農業・商業及び漁業の各チャレンジ等支援事業補助金、優良家畜等入事業補助金などの財源充当でございます。

続きまして 5 目生活交通確保対策基金繰入金 4, 706 万 6, 000 円は生活交通路線維持費補助金やデマンドバス運行事業補助金などの財源充当でございます。7 目公共施設整備基金繰入金 2 億 4, 818 万 2, 000 円は ICT 機器導入事業や町民プール新築事業などへの財源充当でございます。

続きまして 32 ページでございます。8 目地域振興基金繰入金 1, 600 万円は賃貸住宅整備促進支援事業及び包括連携協定事業への財源充当となっております。基金繰入金の合計では前年度に比べ 1 億 2, 032 万 8, 000 円増の 4 億 9, 468 万 5, 000 円となった次第でございます。2 項特別会計繰入金では 1 目国民健康保険事業特別会計及び 2 目の後期高齢者医療特別会計からの繰入れでございまして、合わせまして 473 万 3, 000 円となっております。前年度に比べ 117 万 6, 000 円の減となっております。

続きまして18款1項1目繰越金でございます。前年度同額の300万円を計上いたしております。

続きまして19款の諸収入では4項1目備荒資金支消金、前年度同額の1億円を計上いたしております。

続きまして34ページになります。5項1目雑入でございます。前年度に比べ34万6,000円減の3,424万3,000円を計上いたしました次第でございます。主なものでは1節総務費雑収入の市町村振興宝くじ交付金431万4,000円、2節民生費雑入の重度心身障害者医療費立替収入400万円、3節衛生費雑入の各種検診個人負担金409万4,000円。

続きまして35ページですが8節教育費雑入の学校給食費納付金1,042万4,000円となった次第でございます。

続きまして20款1項町債でございます。主なものでは1目総務債の臨時財政対策債、町有施設等解体事業債、2目では土木債の橋梁長寿命化補修事業債、それから瀬棚港直轄港湾整備事業債、上架施設整備事業債、3目消防債では防災行政無線デジタル化整備事業債、4目合併特例債の本庁長寿命化改修事業債及び町民プール新築事業債となっております。このうち町有施設等解体事業債から上架施設整備事業債までの4事業につきましては過疎債でございます。防災行政無線デジタル化整備事業債につきましては緊急防災減債事業債いわゆる緊防債という起債になってございます。1項町債の合計では前年度に比べ9,970万円少ない9億4,300万円となった次第でございます。

以上で11款分担金及び負担金から20款町債までの説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので11款から20款までの質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 歳入11款から20款までの質疑を終わります。

お諮りいたします。

一般会計歳入歳出予算については7款の審議を保留してございます。討論、採決につきましても7款の審議が終了するまで保留とし、特別会計の審査に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

これより特別会計の審査に入ります。

説明員交替のため2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第2、議案第2号平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

各会計予算案概要説明資料により内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは予算案概要説明資料は4ページをお開き願います。

平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます
平成31年度の歳入歳出予算総額は13億2,391万8,000円、前年対比では3,510万3,000円、率にしまして2.6%の減となっております。

右側歳出からご説明いたします。1款総務費4,267万6,000円、前年対比13万6,000円の減、人件費や徴税等に係わる経費でございます。

2款保険給付費9億5,624万5,000円、前年対比3,337万9,000円の減、療養給付費や高額医療費などの保険者負担分で全額北海道が負担することになります。

3款国民健康保険事業費納付金3億1,384万9,000円、前年対比205万4,000円の減、財政運営の主体となります北海道への納付金であります。

5款保健事業費902万3,000円、前年対比37万5,000円の増、特定健診や各種がん検診などに係わる経費でございます。

8款諸支出金101万円、保険税還付金などを予算計上したもので前年度と同額としております。

次に左側歳入の主なものでございますが、1款国民健康保険税では2億3,453万5,000円、前年対比911万2,000円の増、町から北海道へ納める国民健康保険事業費納付金の主たる財源となります。一般被保険者分で前年対比941万5,000円増の2億3,337万7,000円、退職被保険者分で前年対比30万3,000円減の115万8,000円を見込み計上いたしました。

3款道支出金で9億6,800万4,000円、前年対比3,693万円の減となります。主なものは保険給付費等交付金（普通交付金）で歳出の2款保険給付費9億5,624万5,000円を賄う財源となります。

5款繰入金では前年対比735万1,000円減の1億2,081万6,000円で基盤安定繰入金のほかに人件費等に係わる一般会計繰入金の法定分として5,881万6,000円を計上しております。

以上により歳入歳出予算の収支の均衡を図ったものでございます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第2号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって議案第2号平成31年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第3、議案第3号平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) 資料は5ページとなります。平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算案についてご説明について申し上げます。

平成31年度の歳入歳出予算総額は1億5,107万円で前年対比618万1,000円、率にして4.3%の増となります。

歳出からご説明いたします。1款総務費437万5,000円、前年対比27万2,000円の減となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1億434万5,000円、前年対比730万2,000円の増で平成30年度実績数値を基に試算した額を計上しております。

3款保険事業費304万1,000円、前年対比84万9,000円の減、がん検診や長寿・健康増進事業に対する一般会計への繰出し分でございます。

次に歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料では、広域連合が過去の収納実績を基に試算しました8,488万円を予算計上しております。前年対比では1,052万4,000円の増となっております。

3款繰入金では6,298万8,000円で前年対比273万8,000円の減、広域連合への事務費負担金と保険料軽減分に対しての一般会計からの繰入でございます。

5款諸収入では316万6,000円で前年対比84万9,000円の減、広域連合からの健康診査等受託料や健康増進事業に係わる補助金などがございます。

以上により歳入歳出予算の収支の均衡を図ったものでございます。

説明は以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長(平澤 等君) 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第3号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(平澤 等君) 異議なしと認めます。

よって議案第3号平成31年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

説明員の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時22分

○委員長(平澤 等君) 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第4、議案第4号平成31年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長(富士裕継君) それでは資料の6ページからになります。介護保険事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。

はじめに歳出から主なものについてご説明いたします。1款総務費予算額3,921万6,000円で前年度より335万5,000円の減でございます。一般管理費2,739万1,000円でございます。人件費のほか介護保険システム保守管理業務、本年度で4年目となります介護人材確保育成支援事業に要する経費を計上いたしました。そのほか主なものとして認定調査費、認定審査会共同設置負担金でございます。

次に2款保険給付費につきましては、これまでの実績を基に前年度より1,132万5,000円増の8億8,271万2,000円を見込んでおります。主なものとして介護サービス給付費では前年度より2,203万3,000円増の7億6,922万9,000円、ロイヤル病院による通所リハの開設あるいは小規模多機能型居宅介護事業所の開設などが大きな要因となっております。介護予防サービス給付費では前年度より348万4,000円減の2,026万5,000円で、そのほか主なものとして利用者負担が高額になった時に支給となります高額介護サービス、低所得者への補足給付となる特定入所者介護サービス費でございます。

次に3款地域支援事業費、予算額1億526万円で前年度より107万4,000円減であります。要支援者への訪問通所サービスとして、介護予防生活支援サービス事業費3,045万8,000円、転倒予防、配食サービスなどの一般介護予防事業費合わせて1,709万7,

０００円、包括職員の人件費、事務費などに係る包括的支援事業費合わせて４，７７０万６，０００円のほか除雪サービスなどの任意事業費合わせて９０４万円を計上いたしました。

続きまして歳入でございます。１款保険料では予算額１億４，１７６万８，０００円、前年度より３４０万９，０００円の増で６５歳以上の１号被保険者の保険料でございます。

次に３款国庫支出金、４款支払基金交付金、５款道支出金につきましては定められた率により算出し、計上してございます。本年度につきましては３款から５款合計で１，３８４万５，０００円の増となっております。

次に７款繰入金では予算額２億２，８１３万５，０００円で前年度より１，０１４万円２，０００円の減となっております。介護給付費繰入金は前年度より１７３万５，０００円増の１億１，０３７万８，０００円、地域支援事業費繰入金は前年度より８５８万７，０００円減の４，６７１万９，０００円、職員給与費等繰入金が前年度より３３５万５，０００円減の３，９３３万４，０００円、介護保険事業基金からの繰入れは２，８７０万４，０００円を見込み、歳入歳出総額は１０億２，７６１万４，０００円、前年度より７００万３，０００円の増となった次第でございます。

以上で説明終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第４号平成３１年度せたな町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第５、議案第５号平成３１年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題いたします。

内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 資料の７ページ、介護サービス事業特別会計予算案につきましてご説明いたします。

はじめに歳出より主なものについてご説明いたします。１款サービス事業費、予算額６，２８１万８，０００円で前年度より１３６万４，０００円の増でございます。瀬棚デイサービス

センターの業務委託等に係る事業費 3, 936 万 4, 000 円、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ管理費は指定管理料などで 45 万 7, 000 円、その他介護予防支援事業費 1, 125 万 8, 000 円及び居宅介護支援事業所に係る事業費 1, 173 万 9, 000 円は主に人件費であります。

続きまして歳入であります。1 款サービス収入、予算額 2, 794 万 7, 000 円で前年度より 646 万 5, 000 円の減で通所介護サービス事業収入は 1, 920 万円、介護予防サービス計画費収入 371 万 5, 000 円、要介護者のケアプラン作成等に係る居宅介護サービス計画費収入 43 万 5, 000 円、瀬棚デイサービスセンターの利用に係る自己負担金収入 372 万円、要支援者のケアプラン作成等の受託に係ります居宅介護支援事業所収入 87 万 7, 000 円を見込んでございます。

2 款繰入金では一般会計からの繰入金 3, 477 万円で前年度より 782 万 9, 000 円の増を見込んでございます。

歳入歳出総額では 6, 281 万 8, 000 円、前年度より 136 万 4, 000 円の増でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますお願いを申し上げます。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第 5 号平成 31 年度せたな町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

説明員の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 30 分

再開 午後 2 時 31 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第 6、議案第 6 号平成 31 年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは資料８ページでございます。平成３１年度せたな町簡易水道事業特別会計予算でございます。

右側の歳出からご説明いたします。１款事業費用本年度１億４，６３２万円でございます。内容といたしまして営業費用１億２，５９７万３，０００円、うち総務費２，９５９万円、維持管理費９，６１５万８，０００円、委員会費として２２万５，０００円でございます。

次に営業外費用といたしまして２，０３４万７，０００円うち支払利息２，００７万８，０００円、簡易水道事業基金積立金として２６万９，０００円でございます。

続きまして２款資本的支出、本年度予算額１億７，３５３万６，０００円、内容でございます。建設改良費として３，１８３万２，０００円、うち施設改良費１，９９５万２，０００円、次に簡易水道事業費１，１８８万円、次に起債償還費として１億４，１７０万４，０００円でございます。

続きまして３款予備費です。予備費として５０万円でございます。

次に左側の歳入でございます。１款事業収入、本年度２億２，３４１万円、内容といたしましては営業収入で１億４，０１２万３，０００円、うち水道使用料１億４，００９万７，０００円受託工事収入１，０００円、その他営業収入２万５，０００円でございます。

次に営業外収入といたしまして８，３２８万７，０００円、うち利息及び配当金として２５万９，０００円、他会計繰入金として８，２９９万８，０００円、貸付金元利収入として３万円でございます。

続きまして２款資本的収入でございます。本年度９，６９４万６，０００円です。内容といたしましては他会計出資金９，６９０万６，０００円、繰越金３万円、諸収入１万円でございます。

以上、歳入歳出ともに３億２，０３５万６，０００円で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第６号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第6号平成31年度せたな町簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第7、議案第7号平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは資料9ページでございます。平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算案についてご説明いたします。

右側歳出から説明いたします。1款事業費用、本年度1,305万5,000円、内容として営業費用1,301万円、うち総務費40万6,000円、維持管理費として1,260万4,000円。

次に営業外費用として4万5,000円、基金積立金でございます。

続きまして2款資本的支出でございます。本年度200万円でございます。内容として建設改良費200万円、施設改良費でございます。

続きまして3款予備費20万円でございます。

次に左側の歳入でございます。1款事業収入として本年度1,422万4,000円、内容として営業収入956万2,000円、うち水道使用料955万6,000円、その他営業収入として6,000円でございます。

次に営業外収入として466万2,000円、利息及び配当金が4万5,000円、他会計負担金として461万7,000円でございます。

続きまして2款資本的収入でございます。本年度103万1,000円、内容として他会計補助金100万円、一般会計補助金でございます。次に繰越金3万円、諸収入として1,000円でございます。

以上歳入歳出ともに1,525万5,000円で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明終了です。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第7号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第7号平成31年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第8、議案第8号平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 資料の10ページでございます。平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算案についてご説明いたします。右側の歳出より説明いたします。1款事業費用、本年度1億4,225万2,000円でございます。内容といたしましては営業費用が1億1,209万4,000円、総務費として578万5,000円、管渠費として1,356万6,000円、処理場費として9,274万3,000円、次に営業外費用でございます。3,015万8,000円、支払利息でございます。

続きまして2款資本的支出でございます。本年度2億2,276万1,000円でございます。内容といたしましては建設改良費として7,104万5,000円、下水道整備費でございます。次に起債償還費として1億5,171万6,000円。

続きまして3款予備費でございます。予備費として50万円でございます。

次に左側の歳入でございます。1款事業収入でございます。本年度1億4,272万2,000円、内容でございます。営業収入といたしまして9,317万円、うち下水道使用料7,720万1,000円、その他営業収入といたしまして1,596万9,000円。

次に営業外収入でございます。4,955万円2,000円うち他会計繰入金といたしまして4,955万円、その他営業外収入といたしまして2,000円でございます。

続きまして2款資本的収入でございます。本年度2億2,279万1,000円でございます。内容でございます。町債として3,530万円、他会計出資金といたしまして1億6,314万2,000円、補助金といたしましてこれについては国庫補助金でございます2,400万円、繰越金といたしまして3万円、分担金及び負担金といたしまして31万9,000円でございます。

以上、歳入歳出ともに3億6,551万3,000円で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 資本的支出の部分で雨水の11工区ありますよね。この雨水の工事は、あとどのくらいあるのかと、北檜山区の下水道の配置っていうか、配管っていうか、その全体的下水道がどこまで進んでるか、それがあれば出してもらいたいのと、北檜山区はこれから下水道を事業として延長どの辺まで考えてるのか、わかってる範囲内で出してもらいたいと思

いますけどもいかがですか。

○委員長（平澤等君） 建設水道課鈴木主幹。

○建設水道課主幹（鈴木涼平君） まず北檜山区の雨水工事の残事業、北檜山区下水道新設工事の雨水11工区につきましては市街地の雨水幹線の整備を進めてるところでございます、あと11工区と1工区が残ってるという状態であります。それが終われば幹線としての整備はひと段落という形になっております。それと北檜山区の全体の雨水事業につきましては、豊岡地区、中央川排水区あと現在のその11工区の北檜山区の幹線、そして豊岡地区、中央川地区工事につきましては完了しております。残ってるのは幹線の11工区ともう1工区ということで雨水については完了となっております。全体の町の污水の方の整備状況なんですけども瀬棚区については完成という形になっておりまして、北檜山区についてもほぼ完成しております。大成については現在行っております本陣地区についての整備を完了すればほぼ污水处理については完了という形になっております。整備延長につきましては資料の方を後ほど提出させていただきたいと思います。

○委員長（平澤等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 全体的に北檜山区は終わったとこの配置図あればあとで結構です。

今言った雨水は後1年で終わるというワンスパンですか12工区になるのかなこの次やれば、終わるということですよね。それと合わせてマイクの声が小さくて聞き取れなかったんですけども豊岡地区も終わりましたっていう話されてましたけども、例えば豊岡であれば黒澤自工さんから先の方は多分工事の関係から見れば、元旧国鉄の線路沿いにずっと瀬棚区に向かって行ってると思うんですけども、たまたま黒澤自工から向こうの方っていうのは何件か家もあるし会社もあるし、あの辺のこと今後整備する考えがないのか、それとも管が旧国鉄の線路沿いにいっちゃってるもんだから国道側には入ってないと思うんですけども出来れば途中から国道側にもってきければ良かったのかと思いますけども、ただあそこは農家もありますし、もし下水道が走るようであれば繋ぎたいって言う人もいると思うんですけども町はどこまで考えてるのか、どこまで入っているのかそれも合わせてちょっと教えて下さい。

○委員長（平澤等君） 鈴木主幹。

○建設水道課主幹（鈴木涼平君） 先ほどの豊岡地区の整備済みの説明なんですけども、そこらは雨水幹線の整備済みのお話でした。今おっしゃられてた黒澤さんとかそちらの方の污水の整備っていうのは井上建設さんのところで污水の管はストップしております。その先については認可を受けている整備区域外になります。全体計画にはそちらも入っておりますので、今後計画を見直して認可計画の拡大を図りましてそちらの方の整備を進めていくという形になっております。

○委員長（平澤等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私の言った雨水っていうのは町の中で函バスさんから真駒内川に向けて入ってる雨水だと思うんですけども、豊岡地区の下水道の話をしてるつもりでいたんですけども、それで黒澤自工っていう話出したんですけども、今言ったように予定があるという考えだろうけども予定が逆に言ったらいつ頃になるのかっていうのと、あの辺になると地主さんとい

うか面積大きいんですよ。ですから町が下水道の管を敷設することによって自動的に平米300円のお金も掛かりますんで、その辺のことも踏まえながらやるにしてもあそこの場所は難しいとこだと私も思いますので、その辺も考慮しながら予定としてあるのであれば早めにお知らせするようにして、そうでないと簡易水洗でやろうとしてるところあるんですよ。簡易水洗になるとご存知のとおりお金にしたら150万から200万掛かるんですよ。それ掛けちゃうと下水道入ったらあと今度繋ぐっていうことになれば折角作ったものがなんもなんなくなっちゃうんで、そういう計画があるのであればその地区の人にお知らせをしておかないと今そういう話が結構あるんですよ。水洗にしないと困るんだって、職員からも言われてるんですよ。そういう関係上、もし出来れば早めに連絡取ってその旨も教えていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

○委員長（平澤 等君） 鈴木主幹。

○建設水道課主幹（鈴木涼平君） 下水道の整備につきましては地先の住民の方々にも早め早めに周知を図りながら、計画についてお知らせするように進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第8号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第8号平成31年度せたな町公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第9、議案第9号平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 資料の11ページでございます。平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算案についてご説明いたします。

右側の歳出より説明いたします。1款事業費用本年度598万5,000円、内容でございます。営業費用として585万8,000円、うち総務費9,000円、管渠費90万円、処理場費として494万9,000円でございます。

次に営業外費用でございます。12万7,000円、うち支払利息が12万6,000円、

基金積立金といたしまして1,000円でございます。

続きまして2款の資本的支出でございます。本年度885万6,000円でございます。内容といたしましては建設改良費800万円、起債償還費58万6,000円でございます。

続きまして3款予備費5万円でございます。

次に左側の歳入でございます。1款事業収入、本年度602万5,000円、内容につきましては営業収入146万7,000円、うち排水施設使用料が146万6,000円、その他営業収入といたしまして1,000円でございます。

次に営業外収入455万8,000円、うち利息及び配当金として1,000円、他会計繰入金といたしまして455万6,000円、その他営業外収入といたしまして1,000円でございます。

続きまして2款の資本的収入でございます。本年度859万6,000円、内容といたしましては他会計出資金458万6,000円、補助金といたしまして400万円これは国庫補助金でございます。繰越金といたしまして1万円でございます。

以上歳入歳出ともに1,462万1,000で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明終了します。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第9号平成31年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

説明員の交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後2時52分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第10、議案第10号平成31年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） それでは資料の１２ページでございます。平成３１年度せたな町風力発電事業特別会計予算案です。

右側の歳出からご説明申し上げます。１款電気事業費、予算額４，９４９万１，０００円、前年度に比べ３，０３７万３，０００円の増でございます。内容は法定設置電気主任技術者１名の報酬、施設メンテナンス経費などでございます。

２款予備費は１００万円を前年度と同額計上し、歳出合計は５，０４９万１，０００円でございます。

続いて左側の歳入でございます。歳入の主なものとしましては３款諸収入５，０４７万９，０００円で前年度に比べ３５８万２，０００円の減でございます。北海道電力への電気売払い収入と雑入でございます。

以上、歳入合計５，０４９万１，０００円で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１０号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第１０号平成３１年度せたな町風力発電事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第１１、議案第１１号平成３１年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） それでは説明資料の１３ページでございます。

平成３１年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計予算について説明させていただきます。

それでは歳出から説明いたします。１款フェリーターミナル管理費、予算額１９２万５，０００円で、内訳につきましては共済費９万６，０００円、賃金これは駐車場管理人の賃金ですが８２万８，０００円、需用費８６万６，０００円、役務費１２万８，０００円、使用料及び

賃借料で7,000円で歳出合計192万5,000円となったものであります。

次に歳入ですが、1款使用料及び手数料で157万5,000円であります。内訳につきましてはフェリーターミナル使用料で43万6,000円、駐車場使用料で113万9,000円で合計157万5,000円であります。

次に2款諸収入で35万円であります。これは雑入でフェリーターミナル電気料収入として35万円、これにつきましてはフェリー事務所と売店の電気料収入であります。

以上歳入合計192万5,000円で収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第11号平成31年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

整理番号第12、議案第12号平成31年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

国保病院横川事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それでは説明資料14ページをお開きください。平成31年度せたな町病院事業特別会計予算について説明いたします。

収益的収支でございますが内容については、後段診療施設ごとにご説明申し上げます。収入支出とも本年度13億1,907万7,000円とし、前年比6,517万1,000円、5.2%の増としております。左側収入の付記欄に繰入金等について記載してございます。病院事業全体の当初での交付税措置額いわゆるルール分でございますが、1億6,372万5,000円、一般会計の繰出基準補助金1,719万6,000円、町単独持出分1億6,994万5,000円とし総額3億5,086万6,000円を予定しております。

次に下の欄、資本的収支で右側の支出でございますが3,462万9,000円、左側の収入でございますが、1,856万4,000円を予定しております。資本的収入が資本的支出に対して不足する1,606万5,000円は損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に15ページをご覧ください。せたな町立国保病院分でございます。本年度収益的収支で

すが9億7,367万6,000円、前年比7,431万8,000円の増としております。右側支出から説明をさせていただきます。1項医業費用9億7,167万2,000円、前年比7,434万1,000円の増額でございます。主なものは給与費3,654万1,000円の増で前年医師の退職により減額しておりました人件費を医師の補充により増とするものでございます。また経費2,071万4,000円の増は自主的によるもののほか、委託料では病院警備業務に勤務形態の変更が必要になりましたことから500万円の増、また新規に昨年導入いたしました電子カルテの保守管理業務に1,001万2,000円など増額によるものでございます。これに対する収入でございます。1項医業収益7億1,874万円とし、前年比2,172万6,000円の増額を見込んでおります。入院収益3億1,392万6,000円で2,079万4,000円の減額をまた外来収益では3億3,299万2,000円で4,176万5,000円の増額を見込んでおります。実績に基づくほか入院に関しては人口減に伴う患者数の減少を見込んだものでございます。2項医業外収益では2億5,483万6,000円で前年比5,259万2,000円の増額としております。不採算地区病院の運営に要する経費等を繰入れし、収支の均衡を図ったところでございます。付記欄に繰入額をまとめて掲載させていただきました。当初予定額といたしましては交付金措置額で1億4,240万3,000円、一般会計繰出基準補助金1,719万6,000円、町単独持出分は1億1,446万9,000円とし、総額2億7,406万8,000円としております。

次に下の欄、資本的収支でございます。支出では2,898万7,000円、前年比6,024万6,000円の減額としております。主なものは1項建設改良費の医療機器購入費においては内視鏡施設及び財務会計システムの更新を、また車両購入費としては医師送迎用車両の更新を予定しております。2項企業債償還金にこれは590万7,000円、3項投資では奨学資金貸付金として72万を予定しております。左側資本的収入は1,643万5,000円でございます。1項他会計出資金は1,397万5,000円、2項基金繰入金72万、3項貸付金返還金として174万円を計上しております。資本的収入額が資本的支出に対して不足する1,255万2,000円は損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に16ページをお開き下さい。瀬棚診療所分でございます。収益的支出は1億8,107万7,000円とし、前年比136万2,000円の減額としております。1項医業費用でございますが1億8,027万5,000円で前年比135万8,000円の減額、給与費1億178万9,000円で854万5,000円の減、材料費2,510万円、経費は4,467万1,000円で843万7,000円の増でございます。これは医事会計業務を業者委託をしたことによりまして給与費からの移行によるものでございます。

これに対する収入でございますが1項医業収益は1億3,865万3,000円、前年比837万4,000円の減で医科、歯科の外来収益が主なものでございます。2項医業外収益は4,232万4,000円繰入金等が主なものでございます。同じく付記欄に繰入金をまとめて掲載させていただきました。交付金措置額は1,418万4,000円、町単独持出分が2,785万円、総額4,203万4,000円で収支の均衡を図ったものでございます。

次に、資本的支出でございます。支出額が14万2,000円、全額企業債の元金償還分で

ございます。これに対する収入ですが1項他会計出資金9万9,000円を計上し、資本的収入が資本的支出に不足する4万3,000円を損益勘定留保資金で補填をいたします。

資料17ページご覧ください。大成診療所分でございます。収益的支出は1億6,432万4,000円とし、前年比778万5,000円の減額としております。1項医業費用は1億6,385万9,000円で前年比777万5,000円の減額、給与費は9,216万1,000円のほか、材料費4,497万6,000円、薬品費、材料費を実績を踏まえて665万6,000円減額としております。減価償却費は1,033万円で31万5,000円の減額でございます。

これに対する収入でございますが、1項医業収益は1億2,906万8,000円、前年比1,830万6,000円の減で外来収益が主なものでございます。2項医業外収益は3,515万6,000円で繰入金等が主なものでございます。付記欄に繰入金まとめて掲載させていただきました。交付金措置額は713万8,000円、町単独持出分は2,762万6,000円、総額3,476万4,000円で収支の均衡を図ったものでございます。

次に資本的収支でございます。支出額550万円は全て1項企業債元金償還分でございます。

これに対する収入についてですが1項他会計出資金として203万円を計上し、資本的収入が資本的支出に不足する347万円を損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 説明が終わりましたので、収入支出全款一括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって議案第12号平成31年度せたな町病院事業会計予算は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、この続きは明日3月14日午後2時から再開したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日 3 月 14 日午後 2 時から再開しますので、ご参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3 時 07 分

委員会条例第 29 条の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 22 日

委 員 長 平 澤 等

署 名 委 員 本 多 浩

署 名 委 員 石 原 広 務

平成31年せたな町議会予算審査特別委員会 第4号

平成31年3月14日（木曜日）

○議事日程（第4号）

1 議案第 1号 平成31年度せたな町一般会計予算

○出席委員（10名）

委員長 平澤 等 君	副委員長 石原 広務 君
委員 細川 伸男 君	委員 神田 和浩 君
委員 本多 浩 君	委員 榊田 道廣 君
委員 大湯 圓郷 君	委員 真柄 克紀 君
委員 大野 一男 君	委員 熊野 主税 君

○欠席委員（0名）

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	小 板 橋 司 君
財 政 課 長	西 村 晋 悟 君
税 務 課 長	樋 口 靖 君
町民児童課長	吉 崎 照 人 君
認定こども園長	鎌 田 郁 美 君
保健福祉課長	福 士 裕 継 君
農 務 課 長	佐 藤 英 美 君
農 務 課 参 事	木 村 充 弘 君
水産林務課長	横 川 洋 二 君
建設水道課長	丹 羽 優 君

会 計 管 理 者	三	浦	孝	史	君
国保病院事務局長	横	川		忍	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
まちづくり推進課長補佐	神	田		昌	君
財政課長補佐	河	原	泰	平	君
税務課長補佐	濱	登	幸	恵	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
認定こども園副園長	伊	藤	悦	子	君
保健福祉課長補佐	濱	口	喜	秋	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
水産林務課長補佐	八	木	忠	義	君
水産林務課長補佐	手	塚	清	人	君
水産種育苗成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
総務課主幹	小	林	和	仁	君
財政課主幹	黒	澤	美知	子	君
財政課主幹	井	村	裕	行	君
町民児童課主幹	萩	原	千	明	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜希	子	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
まちづくり推進係長	松	原	孝	樹	君
広報統計係長	伊	藤	哲	史	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
課税係長	尾	野	真	也	君

徴収係長	伊瀬	亮君
戸籍年金係長	稲船	奈穂子君
児童福祉係長	小池	秀樹君
国保医療係長	中山	康春君
障がい福祉係長	平田	慎太郎君
保健推進係長	垣本	利子君
地域支援係長	金澤	早苗君
居宅介護支援係長	今川	勇吾君
耕地係長	斉藤	真志君
畜産係長	稲船	洋志君
水産種苗育成センター業務係長	池田	裕之君
水道係長	大野	秀幸君
出納係長	山川	彩子君
庶務係長	近藤	智博君
医事係長	三浦	三津技君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也君
次長	佐々木	正人君
大成診療所事務長	古守	幸治君
主幹	藤谷	知昭君
主幹	奥村	大樹君
主幹	水野	万寿夫君
大成保育園長	國井	美千代君
住民係長	村井	貴大君
福祉係長	藤谷	希君

《瀬棚総合支所》

支所長	関	功悦君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野	宏行君
次長	増田	和彦君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀	英治君
瀬棚診療所事務長	古畑	英規君
主幹	谷川	一志君
主幹	栗谷	一樹君
瀬棚保育所長	沼口	恵子君
住民係長	河野	葉子君
福祉係長	原田	宰君

産 業 係 長 油 谷 好 彦 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 杉 村 彰 君

大成教育事務所長 荻 原 勝 幸 君

瀬棚教育事務所長 杉 村 輝 明 君

学校給食センター副所長 久 津 間 智 君

主 幹 山 本 亨 君

総 務 係 長 長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君

書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

1. せたな町議会委員会条例第27条第2項の規定により、議長を通じて参考人招致を求めた者は次のとおりである。

一般財団法人貝取潤温泉公社

理 事 長 朝 倉 満 君

理 事 久 保 一 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

再開 午後2時00分

○委員長（平澤 等君） 皆さんご苦労さまです。

出席委員10名で定足数に達していますので、ただ今より予算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

引き続き整理番号第1、議案第1号平成31年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

保留となっておりました歳出7款商工費の審議を進めます。

本日は参考人として一般財団法人貝取潤温泉公社理事長、朝倉満さんの出席をいただいております。朝倉理事長には、お忙しい中、本特別委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。

お諮りします。

保留となっております審査を行うため、本日の本特別委員会に貝取潤温泉公社理事、久保一さんを追加の参考人として出席を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） ご異議なしと認め、久保一君を参考人として出席を求めることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時03分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

久保理事には、お忙しいところ急な参考人要請にも係らず、ご出席いただき誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは早速ですが審査を行います。

昨日の委員会で細川委員からの質疑で保留になっておりました貝取潤温泉公社の国民宿舎あわび山荘の指定管理の件で、小板橋まちづくり推進課長の答弁を求めます。

小板橋推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 公募によらない指定管理者の選定にあたり貝取潤温泉公社と協議した3つの条件につきましては両者が確認の上、指定管理者の申込書が提出されています。正式な合意に向けては、現在詳細について協議中であります。

○委員長（平澤 等君） 次に参考人への質疑を許します。

細川委員。

○委員（細川伸男君） お二方今日はどうもご苦労様でございます。ちょっと私から1点質問させてもらいたいと思います。今まで町長と公社との話合いと言いますか、どのような協議をしてきたのか、わかる範囲の中でお話していただければと思いますけども、よろしいですか。

○委員長（平澤 等君） 参考人の方どちらか発言出来る方挙手をお願いします。

久保一さん。

○参考人（久保 一君） 細川委員の質問ですが、どのようにということでは非常にその大ざっぱな話になります。なぜかと言いますと、この事案については平成26年8月27日に町長との第1回目の協議を始めております。それから4年間、何回だったか回数はわかりませんが、指定管理料の減額の問題、さらにあわび山荘の建替えとリニューアルですね。そういう関係、そういうことをいろいろと話をして最終的には町の施設ですから、あわび山荘を町が閉鎖するということであれば公社は応募はできないと。ですから町が募集するか、公社が辞めるかと、そのどちらかということですと平行線を辿ってきました。今回このような経緯になったというのは、平成29年度の決算で500万を超える負債が出たということで、あと1、2年でどうするかという真剣な話合いの中で今日に至ったという経過でございます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） わかりました。それとこういう経過になったってということなんですけれども、赤字が500万くらいになりましたということなんですけれども、なぜそういう財務状況になったのか、お話できればお聞きしたいと思いますけれども、その辺はどうですか。

○委員長（平澤 等君） 久保さん。

○参考人（久保 一君） 財務状況の悪化については平成25年の保養センターの廃止、あそこから始まってくるわけです。平成26年から指定管理料が1,600万、その前は2,400万ですから保養センターにかかった経費800万を差し引いた1,600万を指定管理料にしてきたと、公社としては1,600万そのままだでもよかったんですが、26年度に500万の赤字が出まして、それで急遽27年度に皆さんにお願いして宿泊料の改定をさせてもらいました。そのときに27年度は1,400万の管理料で90万の黒字を出した。ただ28年度が100万減額で1,300万になりました。29年度も1,300万、つまり27、28、29、27年度の1,400万は宿泊料を上げた関係でダウンしてるんですが、28と29の600万減った分が、これが大きな公社の資本金を食う要因になっていったと、そういうことでございます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） この中身については、あとでちょっと触れようかと思ってますけれども、あとは今の段階で公社側の希望だとか、議会、町民に何か訴えたいというか、そういう考えがもしあれば、お話してもらいたいんですけれども、その辺は何もありませんか。

○委員長（平澤 等君） 細川委員に申し上げます。このたび予算審査特別委員会の中の公社側との協定に係ることで参考人招致していただきました。その中で関連ということで大きくいけばあろうかと思いますが、なるだけそれを中心にした質疑にさせていただければありがたいと思います。

細川委員。

○委員（細川伸男君） ですから私はそういう話を聞いて、それに合わせて先ほど聞いた2点聞いて今お話していただきましたので、その話と合せてこれからの質問を考えようとしているところでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

久保一さん。

○参考人（久保 一君） 公社の希望ということですが、町長選挙の公約、あそこに改築という言葉が出されました。それでいろいろと公社の中で話をし、改築で50人程度の規模でリニューアルできるとなれば、まだやれることもあるよねという考え方で先般、請願書を出しました、議会のほうに。その請願は残念ながら趣旨採択というどちらにも付かない、そういう採択になったということで、将来の見通しはこれで無いと、そういう一応考え方を取ったところでございます。

○委員長（平澤 等君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 今希望というか、そういう中で公社側としては、これから先も厳しいなりにも頑張っていこうという形の中で町長といろいろお話したと思います。そういう中で町長が選挙公約ですか、その中に今、久保さんが言うように挙げてきて、これからそういう話をしながら希望を持っていたんですけども、町長のほうではそれも叶わないよという話から断念したようなそういう今答弁なんですけれども、私たちが考えてるのはそうじゃなくて、何とか今そういう財務状況も悪い中でも幾らかでもそれをカバーすることによって、今後も長くやっていけばいいのかということで、昨日もいろいろ私も町側と質問もしながら進めてきたところなんですけれども、たまたま公社側とは私今回初めてこういう話するものですから、その辺がよく中身がわからないものですから、一応、今日は来てくれるというものですから、その辺の中身を聞きながら、町側だけの話じゃなくて公社側の話と町側の話がどういう形になってるのかと。一方的な話を聞いても私わかりませんので一応は公社側の考え方とか、そういうものを聞きながら、やっぱり議会としてもこれ判断していかなければならないというふうに思って今質問したわけでございます。

（「議事進行」と言う者あり）

○委員長（平澤 等君） 議事進行を認めます。

熊野委員。

○委員（熊野主税君） 今細川委員が公社側とは初めて話をするというお話でしたけども、今回の参考人招致は細川委員が、町側の主張が違ふということで公社側はどう考えているかははっきりしなきゃダメだと。これは参考人呼んでくださいというのを細川委員から言われて今回なったわけです。ですから今、初めてだと言うと前回言われた細川委員の主張してきたことというのは、ちょっとに合理性がないかと思うんですけど、その辺ちょっとお願いします。

○委員長（平澤 等君） わかりました。そういった点で細川委員の発言については、その点を含めた質問内容でお願いします。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 契約してるしてないの話なんですけれども、私は公社側からというよりも、公社側の理事者側から皆さんのいろいろな話で伝わって、そういう話から私聞いてますので、それと断定としたのは、実際出してるものが捺印していないものを出しているんですから、契約していないということははっきりしてますよ。ですから私は公社側はきちんと契約して

いないよということで言っただけの話であって、これは誰が聞いても町から契約はしてませんとはっきり昨日、話が出ましたとおりですよ。それをようするに公社理事者方からいろんな回り回って私のほうに話が来て、まだ契約してないはずだよっていう話を聞いてたもんだから、それで町から出た書類が捺印もしていないので、ですから契約していないんじゃないですかということで私が言ってるだけで、これはもう間違いなく契約してないですから、誰が言った、言わないに係わらず、契約していないものが契約していないということで、かまわないんじゃないですか。

なんか問題ありますか。

○委員長（平澤 等君） 熊野委員。

○委員（熊野主税君） 委員長、きちんと判断して進めてくれませんか。今細川委員の言っていること非常によくわかります。それですから町側とすれば訂正と謝罪をしましたのでこの意見はもうなくなったわけです。今回これでもって私たちもずっとこれ見せてもらってますから、この中で実際に町とお話をして口頭の合意といのは無かったんですかっていうことが一番問題だと思うんですよ。これの合意書を見ると、最後に1, 600万って数字入っちゃうと、この予算通らない限りこれは判を押して作るのなんてことはちょっと無理でしょうから、そうではなくてこのように進んでいかどうかってことの確認を公社と町としたのかどうかというのが、私は一番大事だと思ってます。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 認めます。少々お待ちください。

昨日のお話で今回、合意に至ったというようなことに対して疑義が生じたということによって、参考人を招致して説明願うということで今日に至っております。まずその今細川委員からも発言ございましたが、公社と…

○委員（細川伸男君） 委員長ちょっと待ってください。議事進行。

○委員長（平澤 等君） 議事進行お待ちください。私発言してます。それで疑義が生じたことにより公社側の考え方を3項目、その他について、その確認を行うという意味での今日の参考人招致になってございますので、その点をあらかじめ発言をして伺った上で、その次の段階に進みたいと思います。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 私この話で昨日は参考人招致をしてくれっていう話でなくて、真柄委員が私の質疑の中で、それであれば参考人に来てもらって話を聞くしかないだろうと、それで委員長に参考人の招致をしたらどうだという話が真柄委員から出ましたので、それであれば私もそういうことであればいいですよっていう話をしただけで、私から参考人招致してくださいという話は私は言ってませんので、そこはきちんとあれしてください。私はあくまでもせっかく来てくれているんですから、その辺の中身を聞きながら、やはりこれ予算ですから、私この予算が反対とか、何とかっていう話でございませんで、この出てきた予算に対して中身についてもう少し協議する必要があるだろうなということで私質問してるだけであって、この予算を少ないからダメだとか、多いからダメだというんじゃないでなくて、この1, 600万の指定管理

料の出し方としてどうなんだと、それでいろいろ瀬棚にも温浴施設あります。北檜山にもそれこそ温泉公社あります。大成にもあわび山荘ありますと。そういう話から質問をしていって、町長は前には赤字補填だという話をしていますから、それがお金を出す段階で赤字補填なのか、そうでないのかという部分も含めて質問してるんであって、同じお金を使うにしてもきちんと山荘の場合であれば、温浴施設に係る経費が私がどう見積もったって1, 200万から1, 300万かかりますよと…

○委員長（平澤 等君） 細川委員に申し上げます、今の話については昨日の質疑でも伺ってございます。その点についてはすでに伺ってございますので、先ほど細川委員が言いましたように真柄委員の発言を求めたいと思います。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今の細川委員の発言でございますが、私は皆様もこの議論が大変膠着している。なおかつ両方の、町と公社から聞いたという方々の話とが整合性がとれない以上、先日、議決したところの指定管理の指定の議決自体が問題になってくる。であるからして、それであれば先ほどからある議員も言いましたけど、公社として現段階でじゃこの3項目の合意には至っていないのか、どうかということをお聞きするということに来ていただいているわけでしょう。だからその公社の代表としてきちっと、今の段階で合意されてないなら、合意されてないでかまわないですよ。それきちっと答弁していただけなかったら審議もできないし、なおかつ進まない。今日の目的は参考人招致することだと思いますので、これに関しても私は確かに最終的に参考人を呼んでそれを確認したほうが良いという発言は確かにしました。そしてこういう形になったのも事実です。それでないと形が現れないわけですから。まず公社の方々からもあれですけども、現段階でこの判を押してないというものの、この町との合意が違うのかどうか、これきちんと委員長引き出さなかったら進みませんよ前に。

○委員長（平澤 等君） 公社の方の答弁を求めます。

久保一さん。

○参考人（久保 一君） 3項目についてですか。3項目の1点目の本年3月末で廃止するの項目については公社としては却下をしました。承服できないということにしました。2点目の
(不規則発言あり)

○参考人（久保 一君） 合意書についてですね。合意書については、本年2月13日、この役場応接室において町長と公社の役員は、これまでの4年間の経緯をさまざまな意見を交換して真剣に協議した結果、公社としては現在の施設と設備、それと今の指定管理料ではどのように経営努力しても黒字経営に至る見通しはないと。そういう考え方で最終的には、債務超過になって公社が破綻する。そういうことを避けたいという考え方で31年度限りで、その運営を撤退をしたいと。その際には町が全額負担をお願いできないかということで、町長はできるだけ努力はすると。全部見てくれると私たちは受け止めて、これは合意をしております。ただ今回のこの合意書については、私のほうにも来ましたがけれども、この合意書の内容では、そのいつ話あったかという日にちが入ってないからダメ。それから10月末でということも、そこから辺の細かいところは、あとでまた再度調整をして、それからサインをしましょうと、そうい

う話をしておりますので、撤退するという考え方は合意はしております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 町側にお聞きしますけど、今の話からいくと合意という形を私たちが理解できるかどうかということに関しては、お互いの発言の中に齟齬があるんです。だからこれは、町がこの最終的な形の契約合意をしたという前提で議会に出してきたわけです。その辺について今、理事者側の現段階での意見を聞いて町としてはどういうふうに考えているんですか、この合意に対して、今の話では完全に合意しているという形に私は聞こえないものですから、それであると話は大変なことになるなと、進まないと思っているので、町側に再度聞きます。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 今の合意文書の扱いについてだと思うんですけど、今、久保理事がおっしゃられたのは3点については合意していると、これにプラス文書の作り方として、いつ、どこで2月13日に応接室でというのを加えて、いつ、どこで合意したかという文書が入れば合意できると、このあと予算が議決されたあとには判を交わせると認識してます。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 理事者方にお伺いします。今町からそういう町の考え方という形の中で合意してるんだという発言再度ございましたが、参考人としてもこの3つの点、その日程とか、そういうことの日付以外のことで、これは合意したという形で参考人も理解していると考えてよろしいんですか。となると今のこの一連の議論の中での合意をお互いにしてるということは、私たち委員としては合意したという形で理解せざるを得ないと思いますが、委員長いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 公社側に申し上げます。合意したということで確認でよろしいですね。そういった今の合意されてるといようなことの内容でもって、これをもった中で次の段階に進んでいきたいと思います。議事進行上、この予算審査特別委員会の中の審議する内容によって、先日の内容について合意されてると確認とれましたので。

（「議事進行」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） きっかけはそうかもしれません。ただこの3つの条件、今年度その指定管理を受けるにあたって、この3つの条件で3項目、確かに今参考人からは合意したということですが、その協議の中でどういう協議をされ、この3項目の提示で3番目の31年度中に宿泊部門を廃止する方向で指定管理を受ける、これに至った経緯、これはせつかくの機会ですからぜひ率直な意見を伺ってもいいかと思うんですが委員長いかがですか。諮ってください。

○委員長（平澤 等君） ただ今副委員長の石原委員からそういった発言ございました。私は今委員長を預かってる立場の段階で、やはり予算審査特別委員会の中で審査を続けていくという点については、それは内容についてはまた別な機会があれば、これはよろしいんじゃないかと。本日にあたっては予算審査にあたっての内容に係る、そしてその金額、その内容についての審

査を行い、そして可否を決めていく、このようにするのが賢明な特別委員会のあり方だと考えてます。ちょっとお待ちください。

神田委員。

○委員（神田和浩君） 先日の指定管理者の指定の議決において町側からその3項目が合意されているという基で指定管理者の指定は議決されております。その後、その3項目が実際合意されている、されてないという中で昨日ありましたので今日参考人の方に来ていただいたと思います。その中で今3項目は合意されていますと。それで今後進められていくということです、もう参考人の方には退席していただいて閉めていただきたいと思います。

（「そのとおり」という者あり）

○委員長（平澤 等君） ちょっとお待ちください。先ほど石原委員手を挙げてますから、お待ちください。

石原委員。

○委員（石原広務君） なぜそんな早急に閉めようとするのか意味が自分としては理解ができません。これから1,600万の指定管理料の審議が始まります。その1,600万これがどのような予算措置をされるのか、実際に公社の方が参考人として来てるんですから、その積算根拠、あるいは今までの経過、それを含めた上で31年度の1,600万、これを判断材料にする、その参考にしたいということで率直な意見聞く機会あって然るべきなんじゃないですか。なぜ早急に閉めるのか逆に理解できないんですよ。ぜひそういう形で意見する機会を与えていただけませんか。

○委員長（平澤 等君） 石原副委員長に申し上げます。このたび委員会として参考人で来ていただいたのは、3項目における合意があったか無かったか、その辺の疑義が生じたからその点についてのみ今日ご足労願ったところです。その指定管理料の中身の詳細について、その部分について来ていただいた訳ではございません。その3項目の合意事項の中のことで今は1,600万の中で、神田委員からも言われましたけども、その内容について明確な答弁をいただきましたので、私はこれでよろしいんじゃないかというふうに思います。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今、久保さんが合意したということで、私はそれは合意はしたということで結構です。ただ同じ合意したのであれば、これ2月13日ですよ町との合意文書作ったのが、それで日にちも入ってないし、まだちょっともろもろの話があったんで、すべて合意してるわけじゃないよと言う先ほど合意したという話から後ろの方でこういう話がありましたっていう久保さんの発言だったと思いますけれども、合意したのであれば速やかに2月13日ですから、例えばもう3月の中ですから、ですからもう1カ月経ってるんです。1カ月も経ってる中で、まだその合意の捺印がしてないものですから、私たちはやっぱり合意文書が出たということは、きちんと捺印して合意になったんだという解釈で質問した訳でございますので、この1カ月間の間の遅れ、合意はしたで結構でございますけれども、じゃきちんと捺印して、この合意文書を議会に出してもらえる日付、きちんと合意しましたよという双方のきちんとしたものを出してくれれば、私たちはそれはそれとして良いのではないかと思いますけれども、

委員長どうですか。

○委員長（平澤 等君） 暫時休憩します。

休憩 午後２時３５分

再開 午後２時３６分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

町側からの答弁します。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 合意につきましては、ここに指定管理料は１，６００万と入ってますので、これにつきましては予算が議決されたあとに正式に合意文書を交わす予定であります。

○委員長（平澤 等君） 今の話で参考人の方よろしいんですか。よろしければ手を挙げて発言してください。

朝倉理事長。

○参考人（朝倉 満君） 予算が通ったら判を押そうとは思ってました。

○委員長（平澤 等君） よろしいですか。

石原委員。

○委員（石原広務君） そのとおりだと思います。ただ先ほどの参考人のほうから今までの経過、指定管理料が保養センター廃止からいろいろな上限があって、財政の圧迫にもなった。そういうことを聞いた上で、そういう諸問題を抱えながらいろいろ今まで経過があったわけじゃないですか。３１年度の指定管理料の１，６００万を審議するにあたって、そういうことを参考にしながら承認するかどうかを判断する材料になるんじゃないですか。皆さんそういうふうに理解してました。今までの保養センターが廃止になったところから指定管理を下げられた、財政の圧迫があった、そういうことも含めて撤退に向けて合意をせざるを得ない状況を生んだ、そこを議会として今まで長年にわたって指定管理料を全く理解しない中で、公社の経営を圧迫してきた。そういうことの事実を今参考人の方から少しかでも今聞いてたんですよ。それを参考にしながら予算審議に入るべきでないですか。まったく今このいろいろな意見を聞くのは問題じゃないし、早期に止めるべきじゃないと思います。なぜそういうことを、きちんとしたことを把握しないような感じで委員の方が言うのかは私は全く理解できません。そういうことでいろいろ意見聞く機会あっても然るべきじゃないですか。いかがですか委員長。

○委員長（平澤 等君） 私の特別委員会の進め方で、それぞれ委員の皆さん方の意見を十分聞いた中で、この総体的な合議でもって会議体を進めていきたい。これは私のスタンスでございます。今話された内容につきまして、先ほど町側から出された、そしてまた朝倉理事長からも申されたように既に合意は済んでいると。しかも予算が通ったあとで合意書に印鑑押し、決定するというふうな運びになってございます。そういうようなことを受けた中で、今石原委員の発言別に私は反故にしません。皆さんから今の状況に対する委員の皆さん方の発言があれば、

ほかの方の発言を許したいと思いますけど、ありませんか。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 今日の本当の参考人招致の目的は、やはり合意したか、していないかというのが一番の聞きたいところなんです。それがもう終わったんです。だったらここはもう参考人に退席してもらうのが、これは筋だと思うんです。そこをやらないでダラダラと審議する必要あるんですか。

（「ある」という者あり）

○委員（本多 浩君） ないです。参考人の方には帰っていただいて良いと思うんです。

（「なんで、じゃまだから」という者あり）

○委員（本多 浩君） 違う失礼だからです。ここに居てもらうのは。

○委員長（平澤 等君） ほかに発言ございませんか。

この件に関してですね細川委員。今の件に関してですね。

○委員（細川伸男君） 発言っていうより、委員長がそういうことをおっしゃって、委員長がもうあれだって言うなら、これは止む無しですけども、ただ今、山荘側の私先ほど最初聞いた話を聞いていけば、非常に保養センター無くなったあたりから相当減額されてきているのも確かだし、私聞いているのは黒字になったときも減額されてるとか、そういう話も聞いていたものですから、例えば出すのは赤字補填でないよとか、そういう話も聞いてましたのでたまたま今日来てくださるというから、その辺も聞きながら今回の1,600万に対しての質問をしていきたいということだけで考えてるだけであって、公社側に対してこれがおかしいだろうとか、そういうことじゃなくて本当の気持ちを聞きながら、じゃ私はこの1,600万の町が考える指定管理料とは何ぞやという話から質問したいと考えてますんで、あとは委員長の判断で止めるなら止めるで私は結構でございますんで。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） 参考人の皆さんご苦労様でございます。先ほどから合意文書、町側から出されたものそれを確認しました。理事の方本当にご苦労さんです。合意したということが出てますので、経営は厳しいかもございませんけれどもできる限り頑張っていたきたいと思えます。とにかく合意したということに対しては安心いたしましたので、確認しました。

○委員長（平澤 等君） 大野委員発言ございますか。

○委員（大野一男君） 今日は参考人の方にお出でいただきまして本当にありがとうございます。そもそも今日参考人にわざわざご足労いただいたのは、先ほど来から出てるように合意文書について、昨日予算審査の中で乖離があったということで、その確認をするために今日来ていただきました。今、会議の中で確認を取れましたので、今日、承知して目的は終わったということで、このことをもって参考人を入れた中の今日の予算のあり方については、一旦区切りを付けたほうが良いと思います。

○委員長（平澤 等君） 発言してない方から梶田委員。

○委員（梶田道廣君） 私も昨日参考人招致をするというお話を聞かせていただいた時には、細川委員のほうから合意がまだなされていないというこの点についての参考人というふうに理

解をしたつもりです。そういう中で今まだ細部の部分には残っているという話でありましたけども、双方の中で合意ということで理解が得られているということであれば、今回の目的は果たされているものと理解をします。

○委員長（平澤 等君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 確かに合意文書もありましたよ。そういう確認をする意味でいろいろ質疑応答があった中で、幅広い質問が出た訳じゃないですか。例えば自分も言った公募の時の問題、その指定管理料の考え方そういうことがあった中で、公社が撤退をせざるを得ない状況に追い込まれてしまったこともそういう質疑の中であつたわけじゃないですか。それがこの1,600万の指定管理料に含まさってる。その上で合意に至ったんですかっていうことも確認する意味で今日参考人招致に至ったと思うんです。先ほど大湯委員から経営はゆるくないけど頑張ってください。そういう認識あるわけじゃないですか。だから1,600万を決めて大変な状況ですけど議会が承認って単純にできるという状況には無いということは認識されてる方もいらっしゃるんです。これから予算審議に入って1,600万、指定管理の指定のときによもやの口頭説明、10月撤退それが何もない議案での説明、あれが含まさっているのも含めて公社が納得してるかどうか。てどういう状況なのか知る機会じゃないですか。皆さんがそれぞれ今意見を述べてますから、それはあと委員長の判断でしょうけど、これは早急に閉めるべきでないというふうに思います。

○委員長（平澤 等君） 大湯委員。

○委員（大湯圓郷君） ただ今石原委員から名指しで言われましたけれども、商売って厳しいものがあります。ですから頑張っていたきたいと言うことで別に公社あるいはいろいろなこともありますけれども、とにかく頑張っていたきたいと、そういう意思で言ったことでございまして、あまり参考にしないでください。

○委員長（平澤 等君） 貝取潤温泉公社理事長、ごめんなさい協議中ですか。よろしいですか。理事長にお伺いしたい。

（「しっかりすれ」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 不規則発言やめてください。

朝倉理事長に伺います。公募によらない指定管理者を受けたことということについて、公社側は理解の上で納得して合意書を交わす予定だという判断でよろしいんですか。

朝倉理事長。

○参考人（朝倉 満君） そうです。

○委員長（平澤 等君） わかりました。

ただ今答弁いただいたとおり、今回、附議されているこの疑義を解消するといった点については、私は委員長として、昨日の疑念を持たれて延会されたということについてのその本命は果たしたと思います。内容についてはこれからまた違った意味での協議はありますけども、今回の疑義については解消された。よって私は朝倉理事長それから久保理事におかれましては、ここで退席いただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 4 8 分

再開 午後 3 時 0 0 分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ほかに 7 款商工費の質疑を許します。

梶田委員。

○委員（梶田道廣君） あわび山荘の指定管理で 10 月末をもって宿泊部門を閉鎖する。そしてそのあと温浴施設をやるという話の中で、宿泊者に対する食事等は当然無くなると思うんですけれども、日帰り入浴また老人クラブ等の方々が見えたときに、そういう食事とかそういうものはどういうふうになるのかと、これ聞かれたものですから聞きたいのと、今後山荘のなんですが改修とか、そういうものも考えておられるのかだけ、この 2 点だけ聞かせてもらいたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 完全日帰りになった場合ということですよ。そのときは、瀬棚のやすらぎ館と同じような町が直営になりますので、食事等々については、そちらも同じく廃止、できなくなると思います。それと改修につきましては、これから協議していきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） ほかに。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それでは角度を変えまして 2 点ほど、予算書 95 ページ、一括で観光施設管理の予算の中で、晩翠の森のトイレを解体するという予算出てます。それでこれかつてこれを作る時に大変鳴物入りで、巨大な予算を投じて公園を作りました。ラブリバーも含めた中で、これについては町長もご存知だと思います。そのあとで水仙サミット等含めて大変私たちも利用度、投資もしてるし期待したんですが、現段階であの公園をどういう位置付けで、これからの利用も含めてどのように考えておられるのか、これただトイレが壊れたからトイレを直すというのではなくて、これを壊してトイレをもう設置しないと判断してよろしいのかどうか、その辺について考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） 晩翠のトイレにつきましては、あの公園、大変広いところでございまして、今取り壊しをしようとしている晩翠のトイレにつきましては、結構奥側といいますか、国道から奥に入ったほうのトイレでございまして、これが木造で大変老朽化して現在使用してません。木造ですから老朽化して朽ち果てるの待つだけということで危険ですので撤去すると。トイレにつきましては国道の方にありますので、それを使用していただきというふうに考えてます。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 危険な建築物なのはそれはわかりました。いろいろな公園ありますけども、あの公園をこれからじゃわざわざ道路の向いに行って、あそこのトイレ国道を渡って行きなさいということでしょ。あの公園は現段階で町としてはどういう形の位置付けで公園管理してるんですか。

○委員長（平澤 等君） 撫養商工労働観光係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 晩翠の森側の国道沿いにもう1カ所トイレがございますので、そちらの利用を考えております。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それであれば、そこを利用する場合には不自由はかけないと判断していいんですね。それでさっきも言うけどそのトイレは分かったけども、先ほどから言うように、ほかの施設もいろいろな施設あります。特にあれは水仙公園と兼ねた中で一体としての町の重要な施策の公園として作ったんです当時。あれは名前出せばあれですけども、政策に大変明るい職員がいろいろな補助金も使いながらパークゴルフの時期と一緒に作ったんです。ところがそのあと全然利用度含めた中で今現状どのような位置付けで町は管理して、どのような期待をしてるのかということ私お聞きしたいんです。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） 今撤去しようとしているトイレと同じで、遊具につきましても木造の遊具が結構ありました。それにつきましても老朽化して危険ということで撤去してます。あとオンコ等々立派な木もあったんですけども、それらについても古い立派な木も風で倒れたりして、今そのままになっているのもあるんですけども、現状では最低限来園者に危険のないようにそのような管理をしています。今後いろいろとこれからの時期、観光客があるかと思いますが、最低限見てもみすばらしくないようなところでまずは管理していきたいと思っています。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 委員長これまた一般質問と捉えられたら困るので、あまりあれはしませんが、ただ先ほどから言ってるように大変に丹羽地区だけでなく、水仙まつりも通した中で全体でエリアを整備して観光振興に努めるとしてきながら、ほとんど手をつけないという形の中で朽ちていくという状態だと私は思うんですよ。果たしていろいろある公園の位置付けを1回きちんと見直して、もういらならいらないできちんとしなければならいだろうし、それでないとただ全体の限られた予算を中途半端って言ったあれだけど、平均に割り振ることによって絶対的な効果が全部薄れて、全く特徴が出なくなる。ただ管理というだけの最低限の管理でいくのであれば、これは私、観光行政にとってもプラスだと思わないし、現実問題としてあれだけ予算をかけて町の町費単独でどれだけ出したか、それから補助金でどれだけ作ったかわかりませんが、あの施設しかも多分あれは、あそこに住んでいる方々の土地の寄付もいただいて作っている施設だと思います。その辺についてやはり町はきちんとした形の中で管理のあり方というものを考えていかないと、すべての施設がこういう危険性にさらされる可能性があるんじゃないですか。ということで今私は危惧しておりますので、このトイレの

予算を機に今お聞きしているところです。

○委員長（平澤 等君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋司君） いろいろと町には、たくさんの公園あります。今公園管理はほぼ直営でやってますけども、今後、臨時職員の待遇等々が変わりますので、それらを踏まえて町全体の公園管理について考えていかなければならない年になると思っております。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私はやっぱり公園管理それから施設管理に関してきちっとしたその施設の目的というものの、それからそういう目標というものが無いからなるんです。例えば丹羽のこういう公園はこういう形で活かして活用していきたい。そういうようなきちっとした各施設に対して厳密ではなくてもいいけど、こんな形の利用度を高めたいというものがなければ、私担当課にしても限られたこの公園全体の予算だって大変昔から見たら縮まってきているんです。町長、残念ながら。その中で今のこういう管理をしていくとなると、こういう形にならざるを得なくなるんです。その辺についてこのそらのレストランだけじゃなくて、町長観光というのは、こういう目玉だけでないけど隅々に行き渡った公園がきれいだとか、道路がきれいだとか、ましてあそこは水仙まつりになったらたくさんほかの人方も来る、あそこも晩翠の森がある、行ってみる、何だこれはということではやはり町の看板としても、あれは最初は町の今金から入ってくる丹羽の看板としての公園として期待されたわけですから、その辺について私は1回しっかりと理事者含めて検討してどういう形で維持し、どういう形で管理していくかということをやっていないと益々この予算の厳しい中で荒れ果てた形が出てくるという気がいたしますので、重ねて早急な取り組みを期待しお願いしたいと思いますが、町長いかがですか。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 公園管理につきましては委員おっしゃるとおりでございます。当然それぞれの施設役割というものがございます。ましてや晩翠の森につきましては、古い丹羽地区の歴史ございますので、おっしゃるとおり適正な管理はもちろんでございますけれども、それぞれ役割を踏まえながら今後管理していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 重ねてスピーディーな対応を、これ予算委員会で言ったことはやっぱりある程度少しずつ進んで行っていただければ、私ども言ってもこれはむなしくなりますので、やはり的確にやれるところから早目に手を付けていくということをしていかないと、なかなか進んで行けませんので重ねてお願いいたします。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今年は雪解けも早いものですから早急に、スピーディーに、予算もありますけれどもそういうふうに取り組んでいきたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 新規事業でもう１点だけ、風サミット、これどういう形のサミットが展開するのか私もちっとわかりませんが、多分いろいろな形の風力を利用した要素がある町村が、ある程度連携をしてサミットという形で意識向上していくという形のあり方なんだろうと思いますけれども、そういうことで間違いはないですね。

委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 今の質問にお答えします。開催の概要につきましては、今のとおりでございます。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それで総務厚生に配られた資料によりますと、これ当然実行委員会を作って、その中で対応していくということですね。その実行委員長は多分町長になるんでしょうけど、そういう形の進め方で実行委員会の中で協議していくということですね。実行委員会のメンバーはまだ決まってないんですか。

委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 実行委員会のメンバーにつきましては現在調整中でございます。

○委員長（平澤 等君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それで私がちょっとお聞きしたいのは、ここに書いてある目的からなんかからいったら当然自然エネルギーの中で、そういう形の中で、なおかつここは洋上風車としては全国で最先端、当然議会にもいろいろな所から何人も視察にも来てました。そういう中からいってここで開催することに関して私なんら問題ないし、大変歓迎いたしますが、ただ町長も知っているとおり、かつて水仙サミットというのがございました。あれも町を挙げて最大限大変費用をかけて誘致した経緯がございました。その中で今１０年前から見ると各地の風に対する取り組み方も大変進んでおりまして、むしろ民間主導型でどんどん新しい技術が投入されていくという中で、私はこのサミットによって町民の方々も含めて啓蒙がさらに図られればそれは大変ありがたいことだと思うんですが、その中で一つ私お願いしたいことは、ぜひこれに子供たちの参加を含めた実践型のサミットの中身を子供たちを含めて体験させるような実行委員会にしていきたいということがまず一つです。それと私もそのレストランの前見てきましたが、確かにせたなという形の名前では入ってますが、なかなかここがせたなだよというのが、本当の意味で風光明媚なポイントというのがなかなか表わされていない。ですからそのサミットを機会に、ぜひその辺についてもこの映画のための予算ということじゃなくて、全体の予算の中でサミットを使いながら、どのようにＰＲとなおかつこの地元の子供たち、若者に対して自然エネルギーの魅力を伝えていくか、これをぜひ実行委員会が知恵を出し合って検討していただきたい。要望でございます。それとできれば大変すばらしい久遠神楽のような芸術を、ぜひ全国の方々にはっきりと、大人はあまり前に出なくていいです。子供たちがそういう形でいろいろなせたなの力を披露できるような、そういう場を作るようなサミットに、ぜひしていただきたいということをこの予算を見て思いましたので、担当課は私以上にいろいろな知恵を働かせて成功させると思いますが、ぜひ子供をきちんと大事にしながら子供に対して自

然エネルギーに取り組む、なおかつ子供たちが前面に出て道内道外の方々にアピールできるような、そういうようなイベントをぜひ考えていただきたいと思います。要望させていただきます。

委員長（平澤 等君） 撫養係長。

○商工労働観光係長（撫養和伯君） 子供の参加ということにつきましては、交流会を開催することを検討しておりますので、その中の余興という形で久遠神楽とか、その辺の活用を考えさせていただきたいと思います。

○委員長（平澤 等君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 実行委員会でのあれなんです、真柄委員からは大変貴重なご意見をいただいたと思ってます。また旧瀬棚町のことになりますけれども、日本初の洋上風車ということでこのPRビデオも拝見をさせていただきましたけれども、全町民挙げてのPRであったというふうに思ってますので、そういったことで知恵をぜひ絞りたいとこのように思いますので、ご理解をお願いします。

○委員長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） なければ7款商工費の質疑を終わります。

説明員交替のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時18分

○委員長（平澤 等君） 休憩を解き会議を再開いたします。

ここで再度一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論を許します。

石原委員。

○委員（石原広務君） 私は平成31年度せたな町各会計、予算反対の立場で討論いたします。理由は本会議で述べます。

○委員長（平澤 等君） 賛成討論を許します。

大野委員。

○委員（大野一男君） 私はただ今上程された予算案について賛成の立場で討論させていただきます。

速やかに予算を執行することによって町民各位の福祉、経済等の寄与をすべきと考えますので、予算については速やかに執行すべきということで賛成をいたします。

○委員長（平澤 等君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（平澤 等君） 討論を終わります。

これより議案第 1 号について起立により採決いたします。

皆さんにお諮りいたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○委員長（平澤 等君） 起立多数です。お座りください。

よって議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

以上で本特別委員会に付託された 18 件の案件の審査は終了いたしました。

本委員会は全議案すべて原案可決と決定いたしましたので、本会議にその旨報告いたします。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたってご苦労さまでした。

閉会 午後 3 時 20 分

委員会条例第 29 条の規定により署名する。

平成 31 年 4 月 22 日

委 員 長 平 澤 等

署 名 委 員 本 多 浩

署 名 委 員 石 原 広 務